


081.7
E22
E





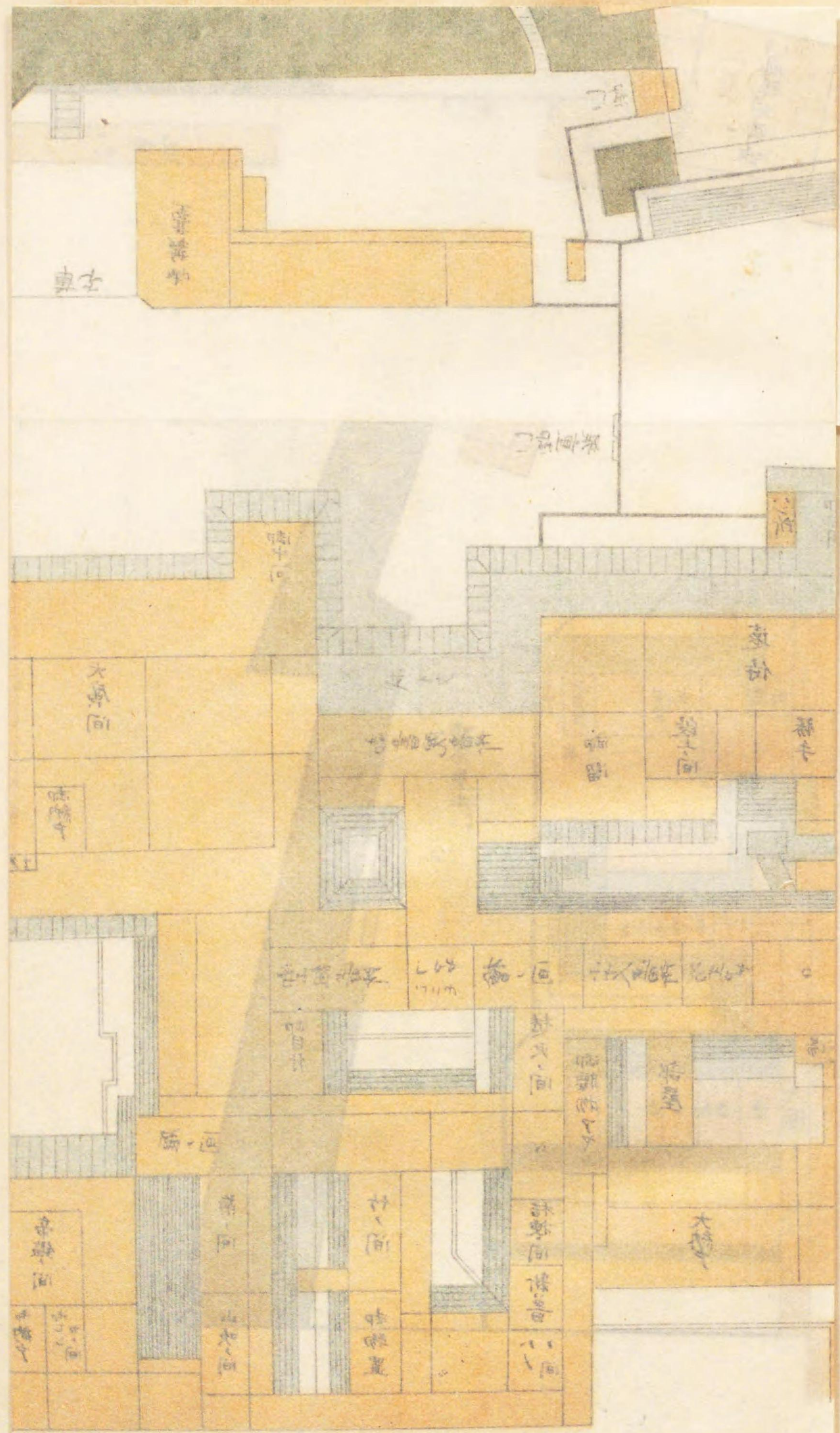
212-19

江戸叢書刊行會編纂

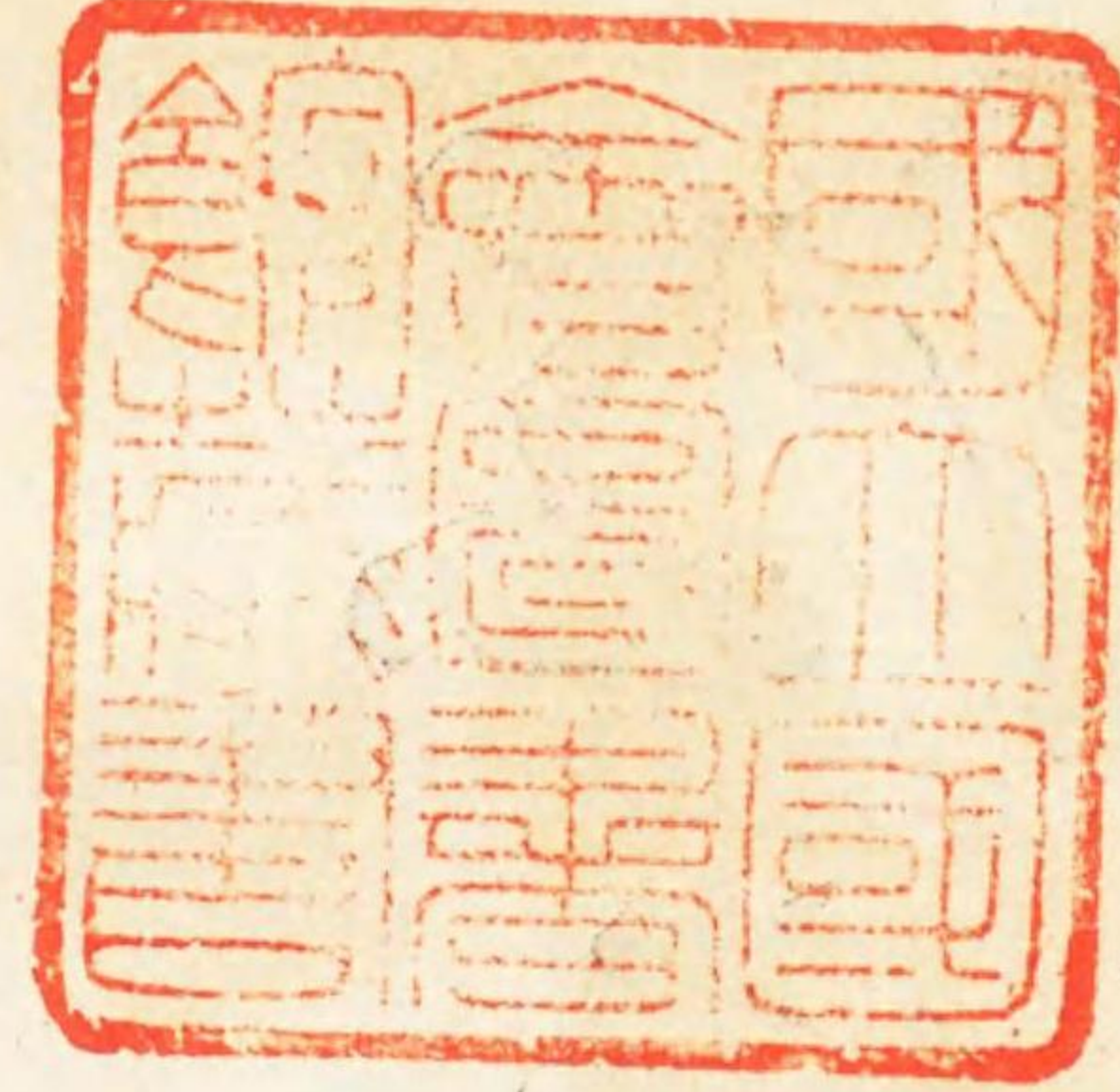
江戸叢書 卷の五

十方庵遊歴雜記 第三編三冊

江戸雀前編 六冊




081.7
E22
E



247727


西御丸




081.7
E22
E

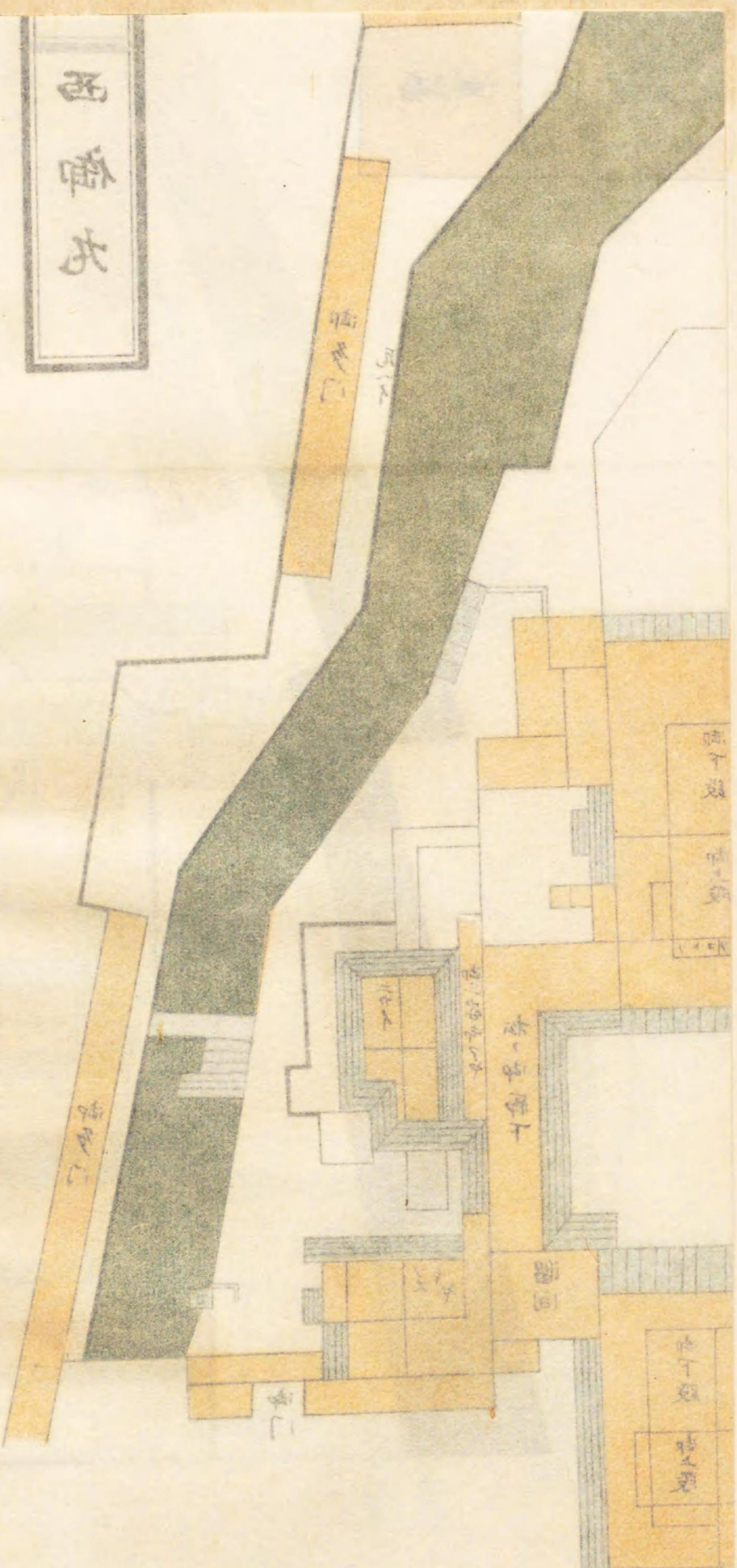
081.7
E22
E

西御丸



西御九





釋 敬順 著

十方庵遊歷雜記

第三編

遊歷雜記 三編序

夫江戶故一曠原地耳，勝境古蹟遺文亦無聞矣，自

神祖都而海內雲集，遂成天下大都會，爾來人涵煦太平，淫侈日長，愛賞奇異，於是臣璫大畹，或買山或脩寺，乃輦偉石，導幽泉，競秀爭傑，築丘山穿壑谷，樹以嘉木，美箭踞以紅亭畫閣，以爲觀游之處，然彼皆生乎囂崖，長乎利藪，山情水意一無所解，故其所爲兒戲不啻，况輕薄之徒，助其俗栽種之傭，敗其雅，遂破貲疲力害天作地生之狀，猶且不足焉，建碑以刻奇醜之詩，鑄鐘以鏤陳腐之文，以不朽其臭，蓋今其薰習汚俗積二百年之久，則令江戶方四里中無一樹一石可入目者，嗚呼青松白石，有何罪，截其鼻刻其額之爲，其亦不仁甚矣哉，雖然

神祖以來名族大家之後，英雄豪傑之迹在焉，且東南有深川高輪之

望海隅田綾瀨泛舟、而西北屏相模甲斐信濃上野下野常陸六州之諸山、帶玉河荒川之長流、望富士筑波之名山、其間豈乏奇山勝水佳樹好石哉、獨以乏其傳記、故人罕能至、可不惜哉、十方庵道人好山水之遊、慕賢建之迹、嗜金石之文、其乘興適意也、暑之汗垢爲泥、寒之皮膚爲鱗、亦不顧窮深林廻溪、錄荒城廢寺、摹斷碑古鐘、乃述遊歷雜記前後二篇、余嘗序以詳道人族世名字及其風流好事焉、而今復述其三篇、以乞序、始余以爲江戸無觀游、及讀道人之二編書、乃知其有盛迹奇文異地、猶石韞玉也、今又讀其三編、則江戸方四里中無所處而不觀游地也、然則嚮之爲無一樹一石可入目者、豈不大過乎、夫志過旌善者、仁人君子之行也、吾雖小人而竊仁者之號、請記吾過、以旌道人善也、遂書以爲序、文化十三年二月十九日中水仁靜述

仁氏元謹書

遊歷雜記 三編目次

卷の上

一頁

- | | | | |
|------|------------|------|-------------|
| 第一 | 性翁寺足立姫の墓 | 第二 | 豊島村大明神の古碑 |
| 第三 | 巢鴨庚申塚 | 第四 | 三浦屋高尾所持の碁盤 |
| 第五 | 瀧の川の遊宴 | 第六 | 箕輪小塚原の始元 |
| 第七 | 諏訪村諏訪大明神 | 第八 | 田中の町蟻の塔 |
| 第九 | 小石川の石橋の銘 | 第十 | 畫人初代龜玉の墳墓 |
| 第十一 | 逆川鎧塚梶原塚 | 第十二 | 大塚大慈寺殿の墳墓 |
| 第十三 | 淺草三社權現の碑 | 第十四 | 豊島村大道法師の塚 |
| 第十五 | 巢鴨上新田の飛泉 | 第十六 | 成平橋成平塚の濫觴 |
| 第十七 | 柳島龍眼寺の萩見 | 第十八 | 龜戸村東覺寺郎辨不動尊 |
| 第十九 | 瀧の川再遊金剛寺の記 | 第二十 | 醫學館御藥品蟲拂 |
| 第二十一 | 深大寺村石菖石の手入 | 第二十二 | 寺島本田新梅屋敷 |

- 第二十三 牛田村千葉山西光院
- 第二十五 練馬下田柄村の池
- 第二十七 萬菴の舊地讀雪庵の跡
- 第二十九 本所番場夫婦石の再考
- 第三十一 太田道灌の嫡家由緒
- 第三十三 高田馬場の植木屋彦五郎
- 第三十五 瓦町閻王堂盛長の碑
- 第三十七 下練馬の迂石塚仁王尊
- 第三十九 大杉村小兒疳性の療治
- 第四十一 古川村薬師の靈水
- 第四十三 新田大明神の祭禮
- 第四十五 深川三十三間堂の出銀
- 第四十七 花又村鷲大明神
- 第四十九 新町白山權現の古繪馬
- 第五十一 覺王山妙足院大日堂
- 第二十四 千住掃部宿氷川大明神
- 第二十六 根村松山氷川大明神
- 第二十八 御府内七福人方角詣
- 第三十 細田家芋圃の怪異
- 第三十二 幸坂甚内の宮例祭縁日
- 第三十四 小石川牛込の土地拾景
- 第三十六 瓦町大圓寺團子天王
- 第三十八 大洗堰下垢離場瀧本院
- 第四十 下目黒村の大鳥大明神
- 第四十二 京極家の金毘羅神
- 第四十四 武州やはた八幡宮からす石
- 第四十六 日本堤新吉原の間敷
- 第四十八 淺草山谷寺町の痔佛
- 第五十 墨田川多聞寺の事實
- 第五十二 日暮村養福寺再遊

- 第五十三 今戸八幡花表の銘文
- 第五十五 壹石橋錢瓶橋の始元
- 第五十七 久世家の橐籥まつり
- 第五十九 青砥左衛門が山葵おろし
- 第六十一 泰雲寺了然尼の事實
- 第六十三 徂徠の號大友の松
- 第六十五 小野小町が石燈籠
- 第五十四 谷中玉林禪寺の額字
- 第五十六 大久保彦左衛門忠教の墳墓
- 第五十八 石町撞鐘堂の應報
- 第六十 宮崎右近が出世大黒天
- 第六十二 中山家丹生大明神の祭禮
- 第六十四 金華先生の墓
- 第六十六 芙蓉先生の墓

卷の中

- 第一 十條村清水坂の眺望
- 第三 川口の驛錫杖寺
- 第五 築土八幡同じく大明神
- 第七 入間郡ところ澤の町並
- 第九 秩父郡子の大権現
- 第十一 母巢山藏福寺 第十五番
- 第二 稻付村法眞寺の山
- 第四 服部坂道榮寺の花王
- 第六 多摩郡柳澤むさしの原
- 第八 高麗郡飯能の山路
- 第十 秩父郡大宮町の都會
- 第十二 大宮元町妙見尊

- 第十三 秩父郡武甲山の景望
- 第十四 大棚山眞福寺 第貳番
- 第十五 補陀落山四萬部寺 第壹番
- 第十六 青苔山法長寺 第七番
- 第十七 無量山西向寺 拾六番
- 第十八 實正山定林寺 第十七番
- 第十九 大圃村飛淵山龍石寺 第拾九番
- 第二十 あら川の逆流
- 第二十一 竹が鼻の涉し場の眺望
- 第二十二 磐の上の風景 第貳拾番
- 第二十三 松風山音楽寺の松 第廿三番
- 第二十四 岩井山御手判寺 第廿五番
- 第二十五 下影森村岩井堂 第廿六番
- 第二十六 龍河山大淵寺 第廿七番
- 第二十七 橋立寺穴禪定 第廿八番
- 第二十八 瑞龍山法雲寺 第三十番
- 第二十九 秩父郡贅川の往來
- 第三十 見送の觀世音麓橋
- 第三十一 三峯山の登坂仁王門
- 第三十二 三峯山高雲寺の客殿
- 第三十三 大輪村の漫興
- 第三十四 鶯岩屋山觀音院 第三十一番
- 第三十五 般若山法性寺 第三十二番
- 第三十六 名倉村別離の梅雨晴
- 第三十七 金崎河原の眺望
- 第三十八 榛澤郡寄居村の繁華
- 第三十九 寄居村北條家の城跡
- 第四十 男袋郡中野原村文珠寺
- 第四十一 荒川わたし場の風景
- 第四十二 足立郡三木村山王大權現

- 第四十三 足立郡桶川宿不動尊
- 第四十四 武藏一の宮氷川大明神
- 第四十五 豊島郡志村氏直の城跡
- 第四十六 増上寺黒本尊由緒再考
- 第四十七 増上寺地中あかん堂の號
- 第四十八 日本橋の詩歌のくさくさ
- 第四十九 江城の濫觸古詩歌
- 第五十 忍の岡再考詩歌
- 第五十一 深大寺再考大師の影像
- 第五十二 安藤家含秀亭の碑
- 第五十三 砂村新田元八幡の再遊
- 第五十四 多摩郡拾貳景風土の辨
- 第五十五 立野の月夜の感慨
- 第五十六 函崎の舊池
- 第五十七 吾庵現自在の靈場
- 第五十八 宅部小澤の池
- 第五十九 將軍山日暮の眺望
- 第六十 挾山暮雪の眺望
- 第六十一 小山田の關の舊地
- 第六十二 向が岡の風景
- 第六十三 豊島郡下高田村拾貳景
- 第六十四 拾遺高田の拾景
- 第六十五 不忍が池辨財天の景望
- 第六十六 砂尾不動尊橋場寺の事實

卷之下

第一 多摩郡野方領新井の薬師

第二 上落合村おたき橋暇道の風景

- 第三 鈴が森八幡再遊からす石
- 第五 練馬臺宿金之丞が林泉
- 第七 下新倉村吹上観音の再遊
- 第九 岩淵村法幢寺の絲さくら
- 第十一 希運寺中豆腐地藏尊
- 第十三 武藏野の原埴生の感慨
- 第十五 入間郡三富山多福禪寺
- 第十七 喜多院の再遊鈴の法度
- 第十九 川越城内みよしの天神
- 第二十一 高澤橋筋赤間川の螢
- 第二十三 比企郡五國峠猫坂の眺望
- 第二十五 比企郡柏崎村萬松寺什寶
- 第二十七 力士猪戸平か差料の脇差
- 第二十九 横見郡よしみ村神齡坂
- 第三十一 浦和の驛二十三夜月讀社
- 第四 行徳の十夜歸路舟行の佳興
- 第六 豊島郡下赤塚村大門の眺望
- 第八 荏原郡等力村細井廣澤の墓
- 第十 橘樹郡生麥村子生山東福寺
- 第十二 大和田の風景兩吟歌仙の一興
- 第十四 上富村木の宮地藏大権現
- 第十六 川越大仙波愛宕山の風景
- 第十八 石原町の旅泊按摩の清談
- 第二十 川越氷川大明神片葉の芦
- 第二十二 高麗郡入間河原の煎茶風景
- 第二十四 生頭新田二尾橋稻荷崖の眺望
- 第二十六 横見郡山路の風景逍遙
- 第二十八 左甚五郎か妙彫猛獸の怪談
- 第三十 入間郡大宮の驛明神の楠化石
- 第三十二 入間郡美女木村八幡宮の再遊

- 第三十三 美女木村堤の眺望早戸渡し
- 第三十五 田畑不動坂下東湊森の宮
- 第二十七 荏原郡泊船寺中芭蕉堂
- 第三十九 久良岐郡弘明寺観音七ツ石
- 第四十一 相州三浦郡野比村濱西向寺
- 第四十三 同郡箕崎の町々風景繁華
- 第四十五 同郡城か島の逍遙くさく
- 第四十七 同郡花暮町の由來八景原
- 第四十九 網代海南山三浦荒次郎墓
- 第五十一 網代の湊永昌寺海藏寺
- 第五十三 三浦郡黒石村由來轡松
- 第五十五 鎌倉郡松葉ヶ谷長勝寺
- 第五十七 同郡別願寺足利持氏の墓
- 第五十九 同郡長壽寺足利尊氏の墓
- 第六十一 足柄郡大磯の驛とらご石
- 第三十四 豊島郡清土腰掛稻荷源兵衛山
- 第三十六 上尾久村佐治玄琳御物の牡丹花
- 第三十八 橘樹郡芝生村淺間山登臨風景
- 第四十 かまりやの臺の眺望野島渡海
- 第四十二 三浦郡野比村海濱魚獵の沙汰
- 第四十四 同郡箕崎村海南大明神の始元
- 第四十六 箕崎村興念寺正月百萬遍大珠數
- 第四十八 網代荒井村心光寺の不動あまだ橋
- 第五十 網代胴網三浦陸奥守道寸の墳墓
- 第五十二 小網代の鎮守白髭神の奇石
- 第五十四 蘆名村の風景明谷村海濱逍遙
- 第五十六 鎌倉郡安養院田代堂の観音
- 第五十八 鶴が岡八幡宮撞鐘銘銅燈籠
- 第六十 同郡玉繩切通し北條氏直の城山
- 第六十二 鳴たつ澤の草菴梨元の茂睡が碑

- 第六十三 同郡梅澤村等覺院藤
- 第六十四 同郡箱根塔の澤の風土温泉
- 第六十五 塔の澤田村久兵衛が家系
- 第六十六 塔の澤村三熊野權現の土砂
- 第六十七 宮の下村ならや兵次郎が温泉
- 第六十八 藤澤の驛遊行寺小栗堂くさく
- 第六十九 神奈川輕井澤海越風景
- 第七十 神奈川の驛浦島寺龍燈の松
- 第七十一 神奈川西蓮寺浦島太夫墓
- 第七十二 橋樹郡下末吉村不動真福寺
- 第七十三 荏原郡本門寺仁王清正墓
- 第七十四 荏原郡中延の八幡の手水鉢

遊歷雜記 三編 卷之上



東武小陽前廓然十方菴大淨老納著述

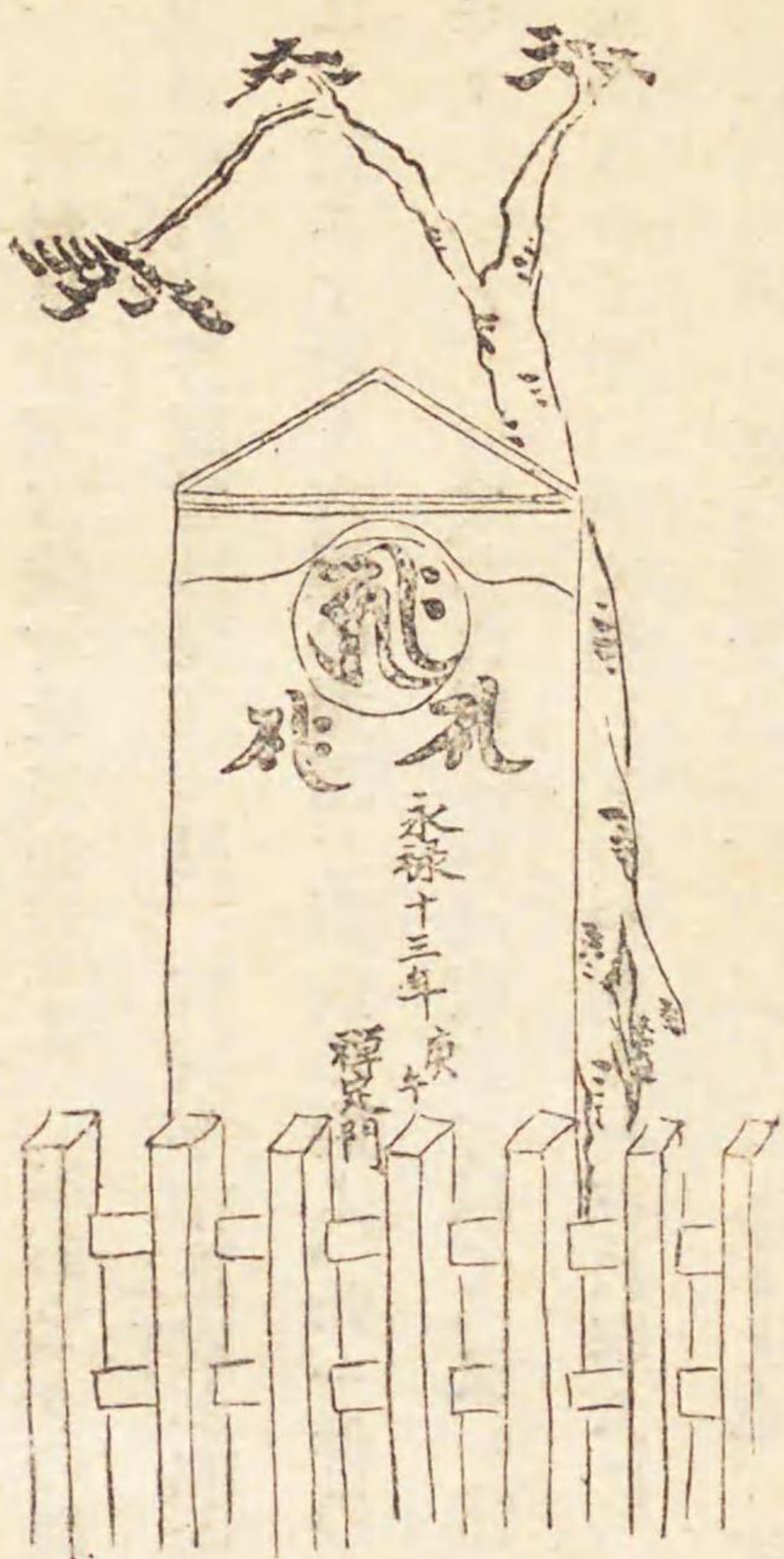
第壹 性翁寺足立姫の墓

一、武州足立郡宮城村性翁寺淨土は、木あまりの如來と稱す、頃は人皇四拾五代聖武帝の御宇神龜三丙寅年行基菩薩當國巡在の砌、宮城宰相正成マサナリが邸宅に錫留あり、正成が願ひに應じて娘あだち姫の爲に、靈木を以て六體の彌陀を彫刻し賜ふ、此一件の年代の相違は上に評するが如し、斯くて六躰を刻み終りしかど、いまだ夜明されば殘木を以て、又一體の彌陀を刻み賜ふ、木餘りの如來といふ是なり、行基かさねて姫の手に觸しものやあると尋ね賜ふに、宰相答て菩提樹にて作る數珠を取出し、是のみ手前に残り傳り餘は皆豊島左衛門が方にありと也、依て行基は此數珠を姫の死骸に象り葬られしに、數珠の玉より根芽コネダを生じ菩提樹榮えたり、宮城庄司奇特を感嘆し此墳の側に庵室を營み、彼木あまりの如來を安置して姫及び拾貳人の侍女が菩提を弔ひしとなん、是宮城村性翁寺の濫觴たり、彼姫が墳上に生たるぼだい樹今なを存す、但し樹の様中く千有餘年の古木に非ず、恐らくは、後幼ゴウモウならん、下の圖の如し、且又今如來堂に誰人の作にや、御詠歌といふものを誌し正面に懸たり、是百番の觀音に

准じ後世作りたるものと見へて、その詠歌にいわく、

六體をめぐる功德の木あまりの、頓て浄土へめぐむ菩提樹

右は堂前へ低頭もの必是を唱て鉦鼓を鳴する也、六阿彌陀ともに皆かくの如し、但し菩提樹の事實しからず、



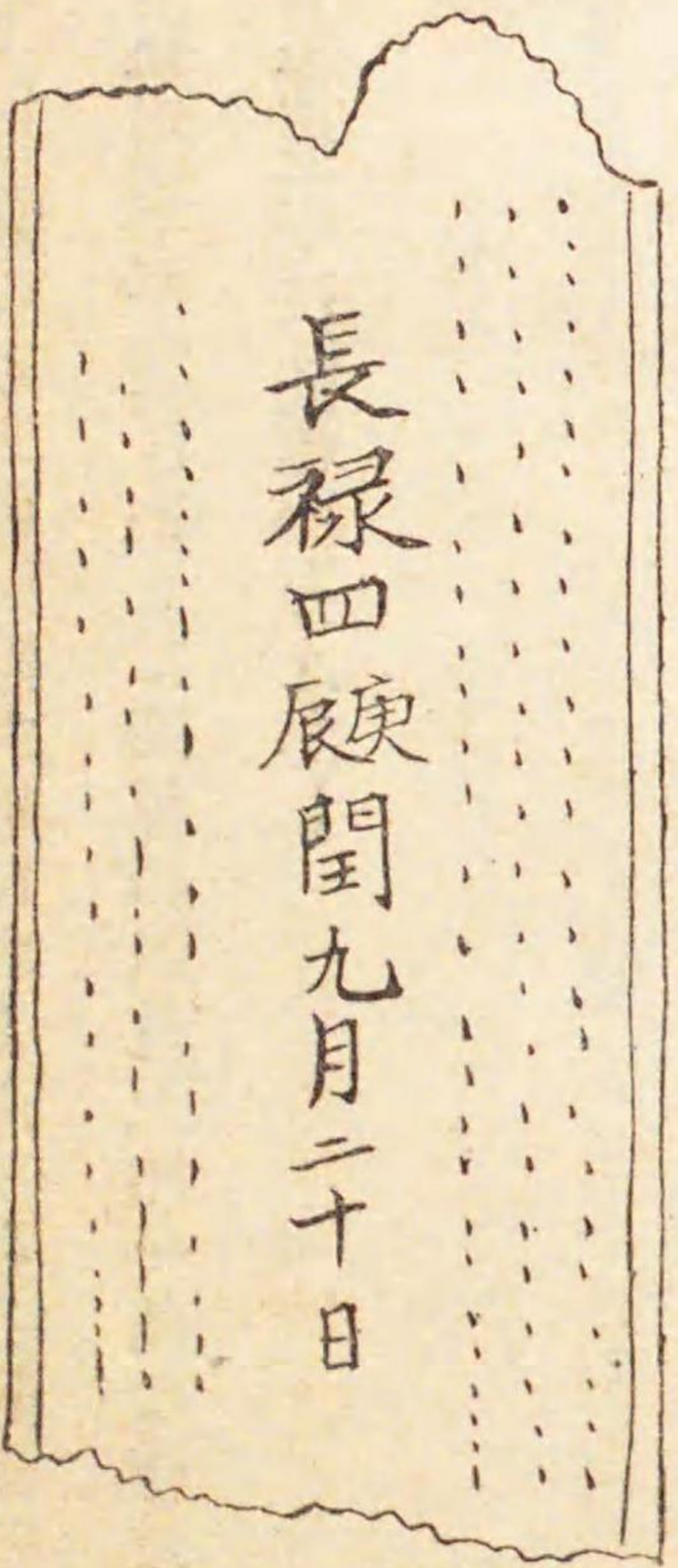
右青石の碑は、あだち姫に後る、事七百有餘年殊に禪定門とあれば、何人の墓印ともしれがたけれども、古きもの故爰に置と見ゆ、永祿十三年より文化十二乙亥年まで漸く二百四拾六年に及ぶ、

一、當寺開基阿出川對馬守の墓有、此對馬守は東照神君大坂御陣の節供奉申上たる人とぞ、その裔孫今は郷士となりて同處堀の内村といふに住し、阿出川孝之助といふよし、此別家を宮城喜多松と號し宮城村に住すとなん、斯ればあだち姫以來墓守同様の菴室なりしに、對馬守を葬てより全く一ヶ寺に成しと見ゆ、故に阿出川を以て中興開基とせり石碑左の如し、

性翁院殿 覺譽想圓居士 靈儀
眞中に立像の地藏尊を鍛付たり (梵字)
性翁寺中興
元和二丙辰六三月七日 阿出川對馬守藤原貞次

第貳 豊島村大明神の古碑

一、武州豊嶋郡豊島村の鎮守紀州大明神の社内にて、去る文化七庚午年明神の例祭に付、幟を建んとて杭の穴を堀しに、土中より不圖鍬先に當り古碑貳枚を取出しけり、同村名主太右衛門是を社の脇にならべ建て、竹の埒垣を結置たり、性いかにも堅き青石の丈貳尺五六寸は壹尺貳寸、左の如し、



右元應元年より文化十二乙亥年に至りて四百九拾七年、長祿の方三百五拾六年におよぶ、その碑面の細密に石工の手際の古雅なる又絶倫なり、凡此社地は耕地の平坦にありて四望の風色天然一品の勝地也、唯恨らくは世の雅人のしらざる事を、小日向より壹里半には遠からんかし、

第三 巢鴨庚申塚

一、武州豊島郡巢鴨庚申塚は、本村の北に有て江戸より板橋の驛へ入る立場たり、依て爰に葭簀園して煎茶をひさぐ茶店四軒を團子茶屋と稱す、是より西の方繩手を過て板橋宿の取付まで半路あり、又瀧の川へ拾四丁あすか山へ拾六丁といえり、扱此庚申塚へ登りて石碑を見るに、明暦三年と鍛付たれば文化乙亥まで漸く百五十九年に及ぶ、田舎には寛永、正保、慶安、承應寺の碑は若干ありて珍らしからず、まして明暦の庚申塔賞すべきにあらず、しかるを巢鴨庚申塚とて斯名高くなりし事いかんといふに、上巢鴨町徳右衛門の曰、此庚申塔は文龜二千戌年建立して高さ八尺、その頃此邊家屋もまはら成しか、折節は盜賊此碑の後に忍ひて往來の人に害有しとなん、然るに明暦三酉年正月十八日の未の刻本郷より出火、神田筋違内外鎌倉町より日本橋中橋靈岸島へ焼廣り、翌十九日午の刻新御鷹匠町より出火し、水戸上屋敷へ移り至て風強く御本丸悉く炎上し、上様には西御丸へ御立退遊したりと雖、大名御旗本御家人町家皆類焼し、江戸九分通焼拂ひし事、古今未曾有の大火たり、依て竹木をひさぐ

者なく在々により伐出し江戸へ持込といへ共、中々引たらず直段尤貴し、依て江戸の入口へ待居て我勝に買調へけり、此巢鴨の入口も上野の邊秩父川越邊より材木を附込ほどに、道路の左右尺地もなし、其砌立懸たる竹木倒れて庚申塔にあたり四ツ五ツに碎たり、故に三月に至り一村相議し丈を縮めて、今の庚申墳を再建し、文龜二年の碑をその下に埋めたりと、古老のいひ傳へしと物語りき、斯れは巢鴨庚申墳といふは抑ソモクよりは文化十二乙亥年にいたりて三百拾四年に及ぶ、故に庚申墳とてその名高し、又今の石碑の摸形左のごとし、

竿石の高き凡三尺
四五寸幅一尺二三
寸惣高凡五尺もあ
るべし街道へ南面
して建たり

願主

奉造立石塔一基庚申現當二世殿

明暦三丁酉年
三月吉祥日

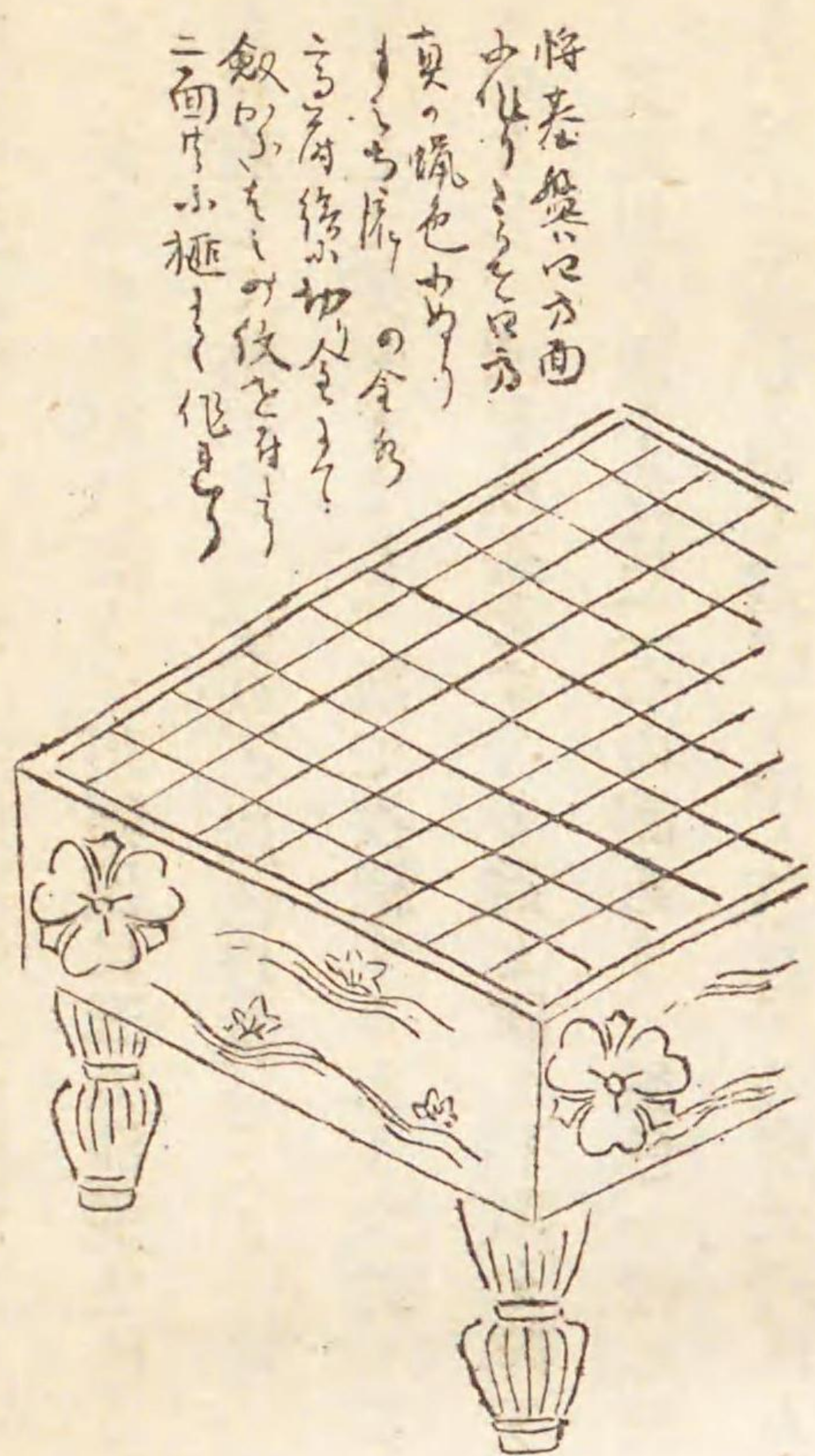
敬白

第四 三浦屋高尾所持の碁盤

一、下谷坂本養玉院天台に、むかし萬治三庚子年五月松平陸奥守右少將綱宗の爲に、金三千兩にて身請相濟し、三浦屋二代目の遊君高尾が所持せし、碁盤將碁盤二面當寺にあり、是は新吉原三浦屋は、慈眼

大師の御檀方と稱する家筋の門なるに依て、高尾死去後爰に納めしと見ゆ、大師の御檀家といえる者はみな養玉院の預りなれば也、但し高尾の死せしに兩説あり、一説には身請相濟廓の名残となり、その夜仙臺の屋敷へ具されとありしに、高尾座をあらため涙を浮めて綱宗へ願ひけるは、斯鄙しき流れ身を御大身の厚おほし召、苦界を遁れさせ賜ひし恩中々口外に述盡し難し、逆もの儀妾に是より永の御暇下されは猶く有難からん、此段幾重にも願ひ奉るとしみくと低頭平身して願ひけるにぞ、綱宗は只忙然として一言の返答なかりき、是は否といはゞ陸奥守たるもの、三千兩の身請足洗名殘金千兩諸雜用金五百兩都合四千五百兩を愷といはれん、又應といはゞ、世上に浮名をたて、七拾七度廓へ通ひし所詮なく、手中の玉を失ふに似たり、良しばしといへども更に綱宗の有無の答なければ、高尾は力なく座を立て揚屋町海老屋藤右衛門の二階の間に自害せり、綱宗不便には思しけれども、詮なく死骸所片付吊の儀を藤右衛門へ申付られたり、依て淺草新鳥越橋際弘願山專稱院西方寺へ葬しけり、故に彼が石碑遺物等爰に納りしは揚屋町にて自滅せし證據とかや、然るに永代橋の際に高尾大明神と小祠を建て崇る事は、高尾自滅より拾四五年の後延寶年間正月元日永代の橋際へ女の生首流れ着けり、依て竿を以て河中へ突出すといへども、波にゆられて又元の處流着する事度くなりしかば、相議して御船手へ達し地處見分の上、永代の橋詰に埋みしが、吉田家の夢枕にたちて神號を賜ひ祭くれ賜へと願ひしに依て高雄大明神と崇めたりとぞ、これらの説によれば綱宗の愛せられし二代

目高尾は、ゑびや藤右工門といえる茶屋の二階にて自殺せしを實とすべし、故に双方の寺高尾の遺物を納めしと見ゆ、此女年頃いひ替せし男へ義理たち難くは、身請相談の砌自害すべかりしを、幼少より親方の高恩を謝せんが爲に、共く悦びて根引の一坪を片付、又片付たりとも綱宗に主従と成て仕え、後浮田重三郎へ信義をたて通して自殺せしころざし烈女ともいはんか、依て三浦屋よりも厚く追福せしとなん、彼貳面の盤左の如し、



一、碁盤は四方の小口を黒の鼠色に、桐に鳳凰の金の高蒔繪は丸の中に、劔かたばみの紋を貳つとちらしたる也、貳面ながら木は四方面に作りたる櫃にして、蒔繪の容體自然の古物に見ゆ、二代目高尾世を去てよりも文化十二乙亥年にいたり百五十六年におよぶ、碁盤の圖これを略す、今の傾城等を以て論ずべ

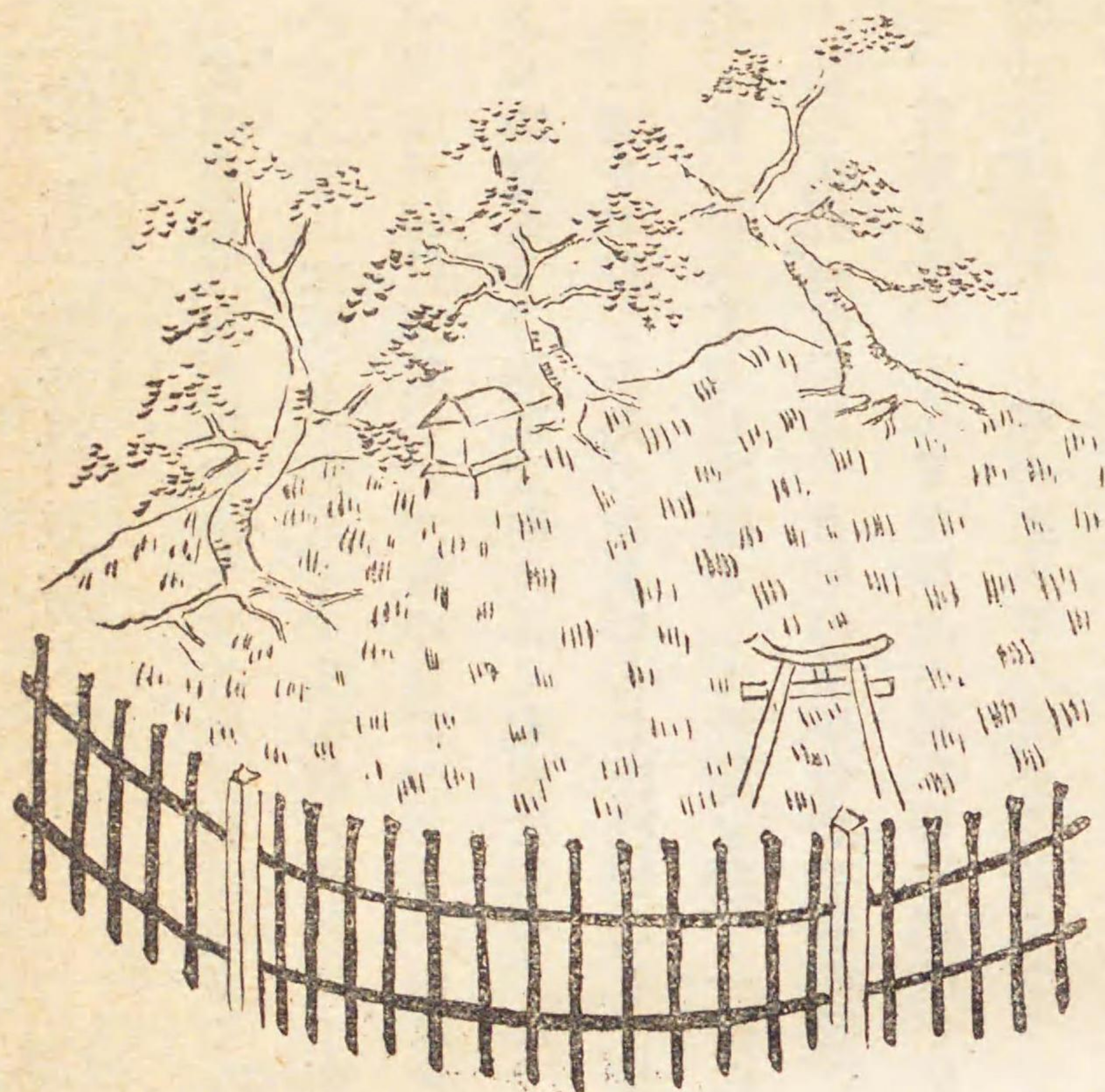
からず、

第五 瀧の川の遊宴

一、武州豊島郡瀧の川村金剛寺 眞宗は、中古より瀧の川辨天と稱す、川の縁の岩穴に吉祥天を崇めたるが故なり、則ち初編に粗述たるが如し、今年乙亥の七月朋友二三輩と河中の洲に終日遊びて、千歳を延るの心地せらる、その面白さ詫の雅興といふべし、先その處は橋の上折曲より川上へ凡數拾間にして河の中央に洲あり、長さ三四間幅貳間ばかり、小砂利自然に流れ寄て、丘の如く水は前後をわかれ流る、此處兩嶽相せまりて川幅僅に五六間逆流清くして目覺るこゝちせらる、爰に莞菴ワザンを敷おのゝに隨意に座して納涼す、天然の風色豈賞せざらんや、頓て組昆爐取出し流れを汲て煎茶し、啜アサケしみるに淡くして美味尤よし、斯て投網するあり又釣するあり、或は游あるひは潜誰咎むる人なければ嘲アサケるものなし、酒を飲茶をすゝり詩を賦し和歌を詠す、その面しろさいふべからず、飽までに飲宴せしが、又此川上數十歩に二つの洲ありて風色一變し天然の雅趣あるよしなれど、その日は行かずして止けり、いてや處を替て遊ばゝやと、岩屋の辨天の此方なる橋の邊に、敷物して茶一品を煎し、茶店へあたへ往來へ恵む、實につれづれを聊たる奇人と思ふらん、凡此地は花に能納涼によし、紅葉の頃はいふも更に雪見も又一品といはんか、されば永しと思ひし日もはや山陰にかくれ、入相も過黄昏になりければ、茶店に後縁を約して三人家にかえる、途すがらいろゝの蟲のすだくも又唯ならずと覺ゆ、頓て本村へ出大塚を過て清水谷町に着ぬ、名残を引わかれて酉の半刻歸宅しける、かゝる事こそ遊歴の骨髓かや、今にももしろくぞ覺ふ、

第六 箕輪小塚原の始元

一、箕輪飛鳥の社内天王宮の右の方に一壘の塚あり、横凡三間程高さ貳間もあらんか、頂上に榎三株繁茂し注連をひきはへて、聊の小祠あり花表あり是を小塚と稱せり、此邊を小塚原と地名によふ事は、蓋此塚より起るとなん、江戸砂子には塚上に瑞光石と號するものありと記せしが、何方へか取片付けん今はさらに見えず、森川鐵太郎屋敷に大塚あるによつて、爰に小塚有ものが、是むかし鎌倉より奥州へ往來せし街道なりといひ傳えぬ、小塚の摸形圖の如し、依て此邊を惣て小塚原町と稱す、



第七 諏訪村諏訪大明神

一、武州豊島郡諏訪村諏訪大明神は、高田馬場より西南の方七八町にあり、則ち陌の石地藏より左の小路へ入て凡六町もやあらん、先明神の門前にて南を見れば、眞向に外山の御やしきの景山を半ながめ、東は戸塚村寶泉寺穴八幡の森につき、西は大久保の彼方に芙蓉峯の間近く見ゆるにぞ、こゝろいと、快然たり、既に社内に入て本宮に近づくに、鐘樓は右にあり社は南面して建り太さ六間四面、朱の玉垣もの寂て和光の影又ひとしほ殊勝なり、長押に擧し諏訪宮と認めたる横三字の額は佐文山の筆也、社内松杉繁茂し寂寥として世塵を避、一箇の勝地といふべし、

一、社の西坂の半腹に、有原の業平の卿手植の杉といふあり、太さ三抱へ餘り根より上壹丈四五尺にして、枝夥しく四方へなたれ上へ延たる立樹は半枯たり、此樹に注連を張て崇め置ぬ、抑此有原の業平卿は、中納言行平卿の弟にて、五男なるによつて在五中將ともいえり、人皇五十三代淳和帝の御宇天長二乙巳年生れ、五十四代仁明帝の御宇承和八辛酉年拾七歳にして元服し、五十七代陽成院の御宇元慶四庚子年五月八日五拾七歳にして卒せらる、没年より文化十二乙亥年にいたりて九百三拾六年におよぶ、斯れは業平の卿むかし壯年の頃東土アツタに下向せし砌植られたるなれば、當社は久しき世よりの古跡と見ゆ、此神此處に鎮座あるが故に、諏訪村の號爰に起るならん、實にも社内の様子古雅の趣あり

て年代淺草寺につゞき東武の一壯觀といふべし、

一、本社の西坂をくだりて聖天堂あり、爰に門を構えて僧房あり、別當を龍池山玄國寺新義真言と號く、護持院の末刹とかや、本尊は座像の彌陀御長凡三尺餘行基菩薩の作、名付てこゝろみの阿彌陀と號す、是は人皇四拾五代聖武帝の御宇神龜三丙寅年行基菩薩長谷寺供養ありてより直に關東巡歴の砌、宮城の庄司宰相の願ひによりて六阿彌陀の像を彫刻し與え賜はんの合あれども、巡歴に月日をかさねしばらく彫刀を持賜はざるによつて、細工の手練いかゞあらんやと、先例スズメしに座像の彌陀一體を刻み賜ふ、當寺の本尊これなり、依てこゝろみの阿彌陀と號す、神龜三年より文化十二乙亥年にいたりて千九百拾餘年に及ぶ、古き寺にこそ、但し密宗の本尊に彌陀如來を安置する事、又めづらし

一、當寺の井は、名水のよし好事の者とりくの噂に付、わざく罷りて住持に謁し水を乞、例の組焜爐取出し先こゝろみに喜撰を一煎し啜しみるに、淡くしていかにも能ければ、頓て池の尾と花橋の二品を煎茶し、住僧及び勝手賄ふ比丘尼にすゝめ、予も數碗を啜せり、但し花橋は少し水に合ぬ様にも覺ゆ、此住持も下戸のよしにて茶は好なりとて、護持院僧正の側に給仕せし物語など最まめやかなれば、予も又甲子屋榮芽父子名主内田三右衛門は、以前茶事の稽古教をしなど互にしめやかに咄すほどに、今夜は見苦しくとも止宿し賜ひてんや、野外にいでゝいろくすだく蟲採てまいらせんと隔意なく取はやしけり、さらば一服點茶して惠なんと、大土瓶の沸湯ゴクソウに極搦と宇文字ウツモジむかし二三服、點て振

舞は最悦ぶ様にて、啜し以前を思ひ出せしと清談數刻に及びぬ、かゝる田舎の草深き片鄙に、身はと揃ぬ鹿服を着し僧形は、野鄙に見えなからこゝろの風流なる、素はいか成ものゝ俗子ならんか、權僧正の側に隨從せし移り香ありて、優にやさしきは實も氏より育の世語はづかしき事にぞ、

一、諏訪の社の後の峽に年古たる蛟嶋住ウサギミで長さ凡そ三間餘、小雨降日一人人音なければ、折として社の邊へ出住僧見し事度くありしかれども、彼人を恐るゝ事人よりも甚し、人影を見る時は急ぎて早く住所に入、夜に出る事ならんなれど、性温當セウオントウのものにして更にこれまで人に害なしと住持の物がたりぬ、良時移れば再會を約して重ねては朋友を同道し、詩歌にや遊ばん俳諧にや興せん、その砌こそ鐘の銘を寫させてよと約諾して立かえりぬ、

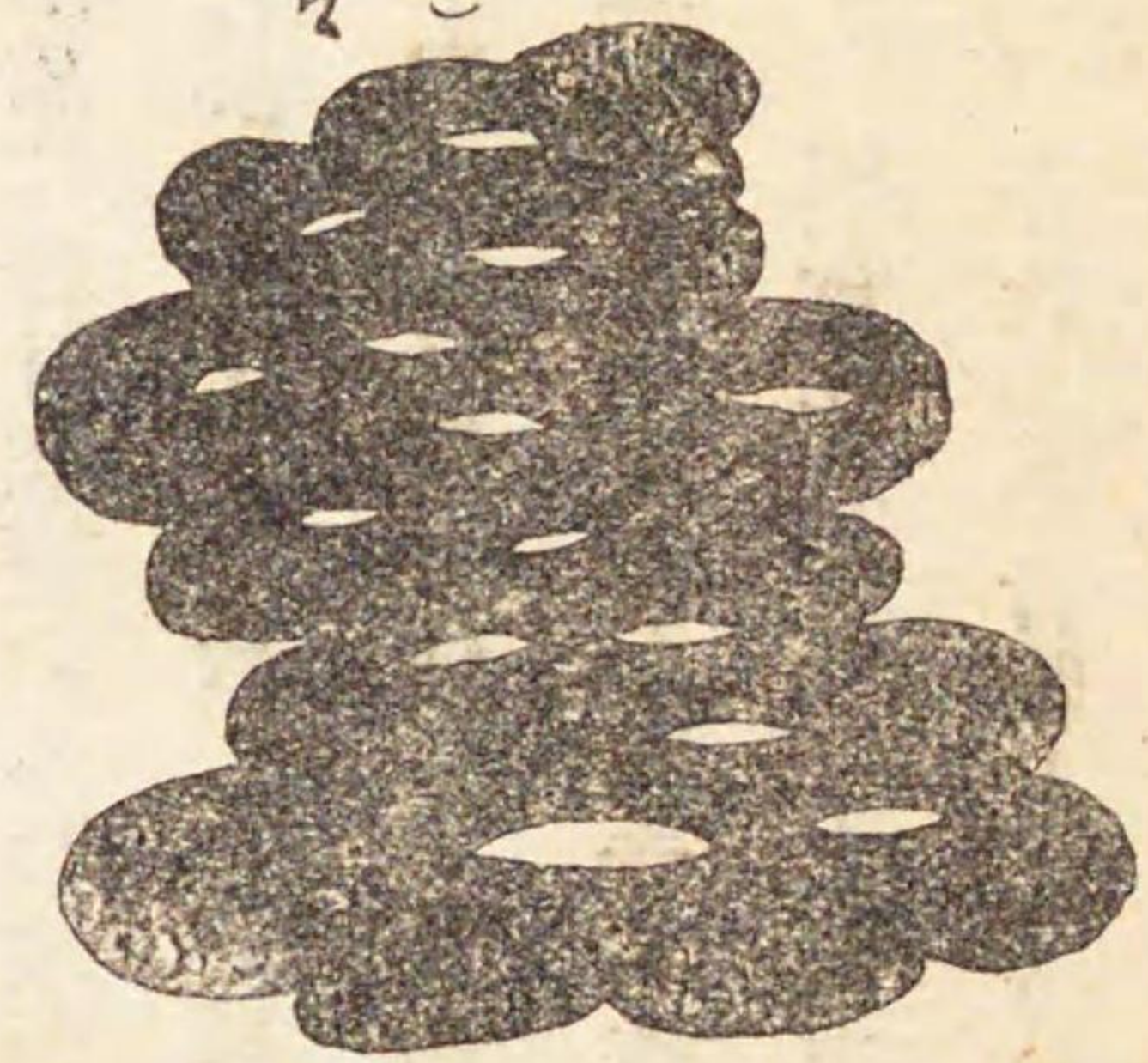
第八 田中の町蟻の塔

一、新吉原町の東田中といえる處に、蟻の塔を組たりとて、乙亥年四月初旬過より武城一圓に評判してその取沙汰高し、これによりて予は六月十一日態く彼處へたづね罷りぬ、その處は田中の町の東よりたる北側燈しあぶら屋の裏に借地して住る吉兵衛といえる者あり、是は新よし原町へ入込髮結の親方とかや、住居も綺麗に間數三間庭ありて南を請て建たり、此家の床の間の床下ユカに蟻の塔を組たるあり、是は去る文化十一甲戌年初夏の頃よりの事となん、數千萬位の蟻晝夜となく床下へ物をくわへ

はこぶ様子なりしが、見出したるは今年四月の初のよし也、高さ壹尺貳寸ばかり既に床うらへ就なんとす、横さし渡し壹尺六七寸もあるべく、その形根付を大きく造りしが如く、又雨雲の空に群立或は逆泉の水口より渦まき湧出するに似たり、その色は黒赤く菓子に用ゆるいちこのごときものを積上つらねたるもの也、その性は土にもあらず木にもあらず光澤ありて、ねばくとし樹の脂に類したるものと見ゆ、風にあたらば崩れなんととして、双方の釣合よければ左のみもろきにもあらず、實に古今未曾有の珍稀といふべし、然るに壹人知り貳人聞隣町に傳え遠近に噂して評判すれば、物見多き武城の風土なれば、毎日數千の人くたづね來て懇望し見物す、その度々床板を取除手燭のあかりを以て見せしむ、一日の中數度かくの如す、此故に終日唯是のみに家内打かゝりて更に寸隙なく疊踏あらされ、曾て利潤の事なく只繪圖を需に應じひさぐまで也、就中狭き路地を日々引もちきらず諸方の男女群集すれば、自然酔狂なくともいひがたく奥長屋に住居する族は、路地の出這入もこゝろに任さず、是によりて町の長たる者衆評の上、五月の末吉兵衛が頼寺へ奉納しける、即ち件の蟻の塔を四斗檜の中へそつくりと入て荷ひ持行しとかや、彼菩提所も程近く田中より東南の方四五町新島越北側角より貳軒目、筑地本願寺末慈恩寺といえり、今此寺の什物となりて懇望すれば取出して見する也、過し天明年間下谷池の妙音寺中に蟻の塔組上し事ありて、諸人群をなして見物せしが、此事その家の凶變にもあらず、又吉瑞にもあらず、邂逅ダイサカには蟻の組上るものゝよし、その初め微塵の丹誠より事成就するの譬と

なれりしかれども、時過月立て主尋行人なし、既に去年甲戌の霜月より淺草觀音の境内に仙臺の盲人とかやいかなるむづかしき謎をいふ人ありとも、暫時の間に頓智を以て解とて、名を春雪と號し冬よ

さうそん人砂子秘
横さし一歩 まんふてす
ふふとこゆくわき遠
て風を吹ぬくそなふりき
いふとまうとくちの中
ふりるぬし



り早春まで、謎の解方頓作の品／＼賣歩行て江戸一圓の評判なりしが、一花の事にして今は噂だにする人なし、繁花の土地は人氣の移り安き惣ての事みなこれに准ず、されば彼の蟻の塔の圖茲に誌す、色相と脆く輕き様子は上に述るが如し、

第九 小石川石橋の銘

一、小石川水道橋の北方水戸殿通用門の際に懸渡せし石橋は、萬治三庚子年二月十日松平陸奥守綱宗へ、牛込より和泉橋まで舟入の川筋堀切を仰付させ賜ひ、同じき三月四日よりの數千の人夫を以て堀割に取かゝりし砌、綱宗の臣原田甲斐物奉行として此石橋を渡せし也、依て此橋下貳本目の石柱に原田甲斐永則と鍛付たり、彼伊達騒動の帳本に仁木彈正昌則と作れるは是なり、年號月日鍛付ありといへども、土砂に埋り水苔生じて水中讀取難し、此橋下の石垣の間へ穴釣する者にたづぬるに皆かくの如し、

萬治三年より二三年も程立て皆出來せし事なれば、定て寛文年間此いし橋を懸初し事ならん、此古例を以て今も仙臺より石橋修覆せり、故に牛込より和泉橋までの川筋を仙臺堀と號す、此石橋下へ流るゝ水は、川上平尾より巢鴨本村通り小石川指戸町へ出、小笠原信濃守松平豊後守兩家に添て、水戸殿屋敷を流れて爰に出、其川丈凡三里もあらんかし、仙臺堀割より文化十二乙亥年にいたりて百五十六年におよぶ、六拾餘萬石の御手傳、土砂の運送石工人夫等の要脚、都て堀割中の失墜仰山なる事にこそ、

第十 畫人、初代龜玉の墳墓

一、小石川白山下心光寺 淨土は、駒込追分の南三町にあり、當寺に畫家切代龜玉の墓存す、此龜玉名は安立字は子保と號す、寶曆六丙子年六月卒せり、くわしくは石碑三面に出生以來一世の行狀を刻し置けり、くだくしければ省さぬ、土矢攝津家來分となりて生涯を果しけり、今の龜玉より四代以前となる、墳墓左の如し、

商山處士玉原子保之墓

拾壹 迸川鎧塚梶原塚

一、武州豊島郡瀧野川村通り王子の此方飛鳥山の下逆さ川の際に、鎧塚といふありて高さ七八尺周圍に三間もあらん、頂上に雜樹三株繁茂せり、土人傳えいふむかし梶原鎧を埋めし所なり、依て鎧塚と號くと巷談す、

一、同郡北東の方一里餘にして梶原村といふあり、此村の荒川の端に小笹一際生茂りし中に一株の古松拔群せり、根本より上へ凡一丈ばかりにして、太き枝兩斷となりて小枝双方へ繁茂し、作らず天然の格好又賞すべし高さ凡二丈餘あらん、往古梶原此邊を領せしに依て梶原村といふにや、古老の俚諺に曰、此所むかしは泉流寺とかやいえる寺のありし跡なり、故に此近邊の畑を土地の方言に卵塔と呼り、此松の本にてそ梶原の石塔ありしか、中古何人か四五輩此松樹の下に終日酒宴せしが、日暮る頃件の石塔を盜取おのく船にて何方へか逃失たり、彼石塔の臺石には見覺ありて、雷の墮て窪みし跡駘と石面に残り、今橋場法源寺に梶原の石塔ありといふは爰にありしを盜行たるものやらんかといえり、又是なる松も近頃まで二株ありしが、一樹は枯て今唯一本となるといへども、古來より梶原塚と呼來りと古老の物がたりき、予案するに此梶原といふ者頼朝公に仕えし梶原が徒なるや、太田左衛門太夫持資入道道灌の臣に、梶原宇兵衛といひし者ありしが、道灌既に稻付イナツケに一城を構へ、又田畑日

暮里の兩處に跨りて一城を構えしなれば、梶原宇兵衛此邊を所領して住たるもしるべからず、依て梶原村とよび梶はら塚鎧塚もあるが、頼朝公に仕へし梶原一族の徒、武州の地に住て生涯を果てし事を聞ず、彼是混同するにや、彼宇兵衛が人類奥州會津の城主松平肥後守藩中にありて今も梶原平馬と號し、又勢州津の城主藤堂和泉守藩中に梶原玄蕃と號する者、おのく梶原宇兵衛が一族なりとぞ、もしくは是等をこゝろを違ひ、一圖に右大將に仕えし梶原と誤り來れるか、識者の批判を待のみ、

拾貳 大塚大慈寺殿の墳墓

一、大塚大慈寺禪は、波切不動より一町北善心寺の前にあり、寺席寶物等二編に明せしかど、大慈寺殿の墳墓を書洩しぬれば再び又筆を投ず、大慈寺殿といふは天樹院殿の御乳母なりしが、爰に葬りてより開基となしあらためて寺を大慈寺と號せり、されば天樹院殿と申は、台徳院君の御嫡女にましくて、御母公は近江國小谷の城主淺井備前守長政の女なるを、豊臣秀吉公養女となし賜ひ、台徳尊君へ御入輿ありて大御台所と稱し後、崇源院殿と號し奉る、此御腹に着胎まし、慶長元丙申年六月御誕生あり、同じき六辛丑年六歳にして秀頼公へ御入輿、此時秀頼十歳になり賜えり、後元和元乙卯年大阪落城の砌は、天樹院殿御年二十にして男女二人の御子持なりしが、坂崎何某炎中を救ひまいらせ關東を供奉し、本多平八郎忠勝の孫本多中務大輔忠刻は、その頃美男の聞えあるによつて望て忠刻へ

嫁し賜ひ、男女三人の子を儲けられしが、後忠刻病死して後家となり賜ひ、五番衆組の内小路町に美麗に御殿を建住せらるゝ、これを吉田の御殿と稱しけるとなん、後寛文六丙午年二月六日御年七十一にして逝去し賜ひ、小石川傳通院に葬しまいらせけり、されば大慈寺殿は此天樹院殿を御育申せし御乳母なり、則ち尼公に先立事十五年世を早ふして卒せり、是を開基とせば古き寺にはあらざるべし、本堂の北に墳墓あり、左の如し、



拾三 淺草三社權現の碑

一、淺草觀世音境内の事蹟は、初編二編六冊に述しかど書洩す事侍れば又候爰にしるす、當院の奥山は廣くして輕業物眞似戯場吹矢からくり高麗まはし力持楊弓古戰讀淨瑠璃の類、ことろく象りて己が好く諸人群をなし、就中北構に軒をならべし茶店酒樓は、眺望又一品にして遙向ふに六郷家の構いと目立て、右の方ふし淺間の森砂利場田町等の町く、左は蛇塚より端圃の畦路を往來する人の

風俗も又面白しろく、田に畑にもの、青みて登たる、又西北の方は左近馬場より大音寺箕輪の方を遠望して風色の程賞すべし、四季折くといへど初夏より秋の景色こそ一しほに覺ゆ、猶また此奥山の東の方廣きところく花王樹數千株を植ならべて、春は花の下に入相を託、殊に兩三年以來いろく萩を植て、白き赤き又は紅白の咲分たる、或はからくれなひに絞りたる鄙にはあらで宮城野を移し、殊更東北の隅に數寄屋めきたる一室を構え、持垣をし廣庭には秋の七草はいふもさらに、千々の草々の花は優にもしろしはや、新よし原中の町森田屋と聞えし茶屋の物乞非人に、夏は笠冬は頭巾を施行せし事、御聞に達し輪王寺の宮此地處を森田屋へ賜ひて、斯一室を經營し繁花の市中に廣野を摸し、起居動靜こゝろ任せに爰に世塵を避つゝ、四時の風流にあそぶは實にも隱徳の陽報かや、なを埒垣の外は路敷をへたて流あり橋あり、山に憩ひ野にあそぶの心地せられ、秋野の佳興一品にして、爰の蓬戸に住る隱者は、餘處の風光をたつぬるに及ばしと思はる、唯願はくは淫聲の音曲の聞えざる事を、

一、三社權現の西の方に、青き大石の碑をたて、觀世音を感得せし、昔の由縁をしるす事左の如し推古帝三十六年春三月十八日、此地漁人檜熊、濱成、竹成網得薩埵瑞像、因安置焉、今此金龍山觀音大士是也、三子歿、郷人崇其功以爲鎮守之神、今此三社權現、即以大士出現之日祀之、大森村漁人出船供祭儀、常例其來尙矣、蓋大士出現之後、如亦既爲禁漁捕、於是移漁人于大森村、故如是矣、

雖無徵之文獻、而其口碑了々乎千歲之後、及至乎近世貧富異志寢有闕、信士飯山氏齋藤氏憂之久、因有欲復之之志不果、而子飯山褒庄齋藤季匹繼父之志、相與謀之大森村漁、償其費使出船之儀、永世不絶、嗚呼是事不廢、則二子與其父之志、傳之無窮、而不朽哉、聊記鐫石以示後來、

明和八辛卯年春三月

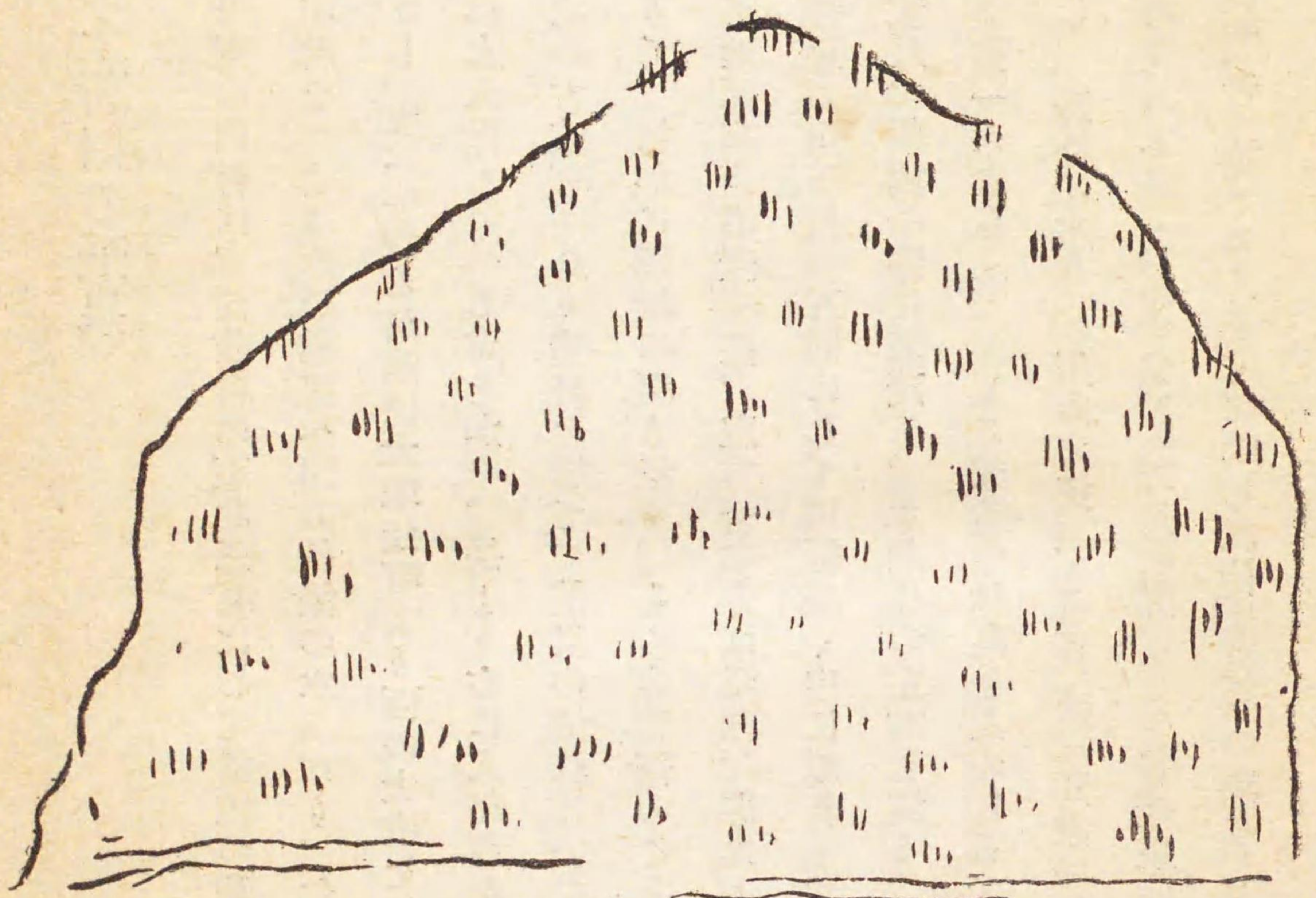
法眼伊敬白

又うしろに刻して

天野榮郷善二子之志 施良石 以鐫此文、因併勒其名于碑後云、

拾四 豊島村大道法師の塚

一、武州豊島郡沼田村へわたり越さんといふ、豊島の渡しの手前西側畑の中に大道法師の塚あり、世上の流布語に大道法師と稱する是なり、土人の説に大道法師の草鞋につきし土砂落たりしか塚になりしといひ傳ふ、里俗はこれを稻荷塚とも稱し、或は此あたりを、小名に呼て代田ともいえり、是音のかよふを以て土人認め傳へしにや、又此側に小さき塚一つ中古までありしを、畑主破壇し圃に引ならしけるに、馬骨とも覺しき物夥しく出しが、その崇りにや畑主は年久しく煩ひければ、恐れて大道法師の塚へは鎌さへも入らずとなん、大道法師といふものいかなる人にや、怪しき巷談ながら見聞せしまゝを記す、周圍凡三間餘りあらん、圖の如し、



拾五 巢鴨上新田の飛泉

一、武州豊島郡上新田堀の内村は、池袋村の東北三町にして清流の瀧あり、土俗は瀧川と號せり、此川巢鴨本村を過氷川明神まへより水道橋際へ出る長流の水上たり、乞食橋より西北の方川丈屈曲して凡拾五六町もあらんかし、爰にいたる路筋は大塚辻町より西の大道を行こと凡拾二三町にして、四辻の右手に石地藏ありこれ水久保といへる處とかや、是より右に入細路をゆく事凡拾町餘又庚申塔あり、左に入て堀之内を過北の方貳町ばかり曠野を越て、飛泉の流れにいたる、その瀧高きにあらず川筋に習ひ北より西南へ溶りて、朽かに四段に漲り流る、その容體畫のごとく目覺る心地尤賞すべし、飛泉流るゝ處左右相迫りて地面高さ事壹丈餘、双方岩なきは溪澗に似たり、雜樹又天然に繁茂し風色造るとも争か及ざらん、飛泉の川下拾四五間にして川幅廣く中に嶋あり、横九尺餘豎は川丈に習ひて六七間水面より高さ事凡貳尺、雜樹一圓に繁茂し、水此島の左右を流る、もし雜樹を伐盡して此島に座し飛泉を見清流に遊はゞ猶一入ならん、かゝる天造の林泉を人のしらざるは恨なれ、斯て例の組毘廬取出し清泉を汲て一煎し、野外に座して川向の遙東を見れば三間家の村あり、又北に加賀侯の別業のみにて、更に五六町の間人家なく、聞ふるは野鳥の聲むしの音飛泉の清流のみ、唯寂寥として古歌の趣あり、殊に秋の野の千草の花こゝろまゝに咲し風情は兎角の論なし、良眼をなぐさめ心意をたのしむ

是雅人の骨髓たり、頓て仁父子はしばし川に釣して興する内に、里童五七輩集ひ來り流に游水を潜戯れあそぶ様又面白し、只恨むらくは廣野渺茫たる木影なければ秋暑を覺ふ、春は必ず此の川邊に宴遊せばやと、三人すのゝ川を涉り途をたつねて三軒家に立出ぬ、爰は中仙道の大還にて、板橋の驛にも程近く狐塚を右に見捨、瀧野川村八ツ山橋を打わたり、南照山壽徳寺眞言は、西國十三番近江國岩間寺を摸せしも理りや、松風は川の音を誘引、僧房は寂寞として人なきか如し、水上はいつくならん岩間寺岸うつ波かまつのかせの音と巡禮の唱ふも思ひやられ、是より東の方四五町にして同村庄右衛門の峽の茶店に憩ひ、又啜茶二三品煎し終日たのしめる、予性質酒を飲ざれば萬の事身を危ふせず、又予の友に俗客なければ則を超える事なし、折しも町人まじりに帶刀の者五七人何方にて酒宴しけん、及亂の戒めも忘れて醉狂ひ、瀧の川の峽路を鄙ひたる聲して唄ふあり詩辨あり鉢卷し諸肌を脱、千鳥足にあゆめるは笑止いはん方なけれども、酒客の身は憂を拂ふ玉箒の前後の屈詫を忘れて面しろからめと彼醉人の心中を察し、上戸の人のこゝろを以て、件の喰ひ倒に代と、され歌をなんよみける、浦山し酔ては憂やわすれなん、氣の月雪になはさけく

拾六 成平橋成平塚の濫觴

一、武州葛飾郡本所小梅代地業平山南藏院淨土は、業平橋の際にあり、是は中古よりふたつの事蹟を

混同して業平寺とは稱しける也、頃は慶長八癸卯年 東照神君征夷大將軍淳和拜學兩院別當源氏の長者に御任官まし、六拾餘州全く御手に入、専ら仁惠を施し賜ふがゆへに上下太平を唱ひ、四民の泰山の安きに枕す、是に依て諸國の大小名悉く江武に下向し御賀を奉り君の萬々歳を祝す、斯て何かな御慰にとて西御丸下に於て終日相撲興行ある、これ大小名の面々君に御保養を奉らんが爲なり、則ち面々召抱置たる力者を双方に振分東西とし角力數刻に及びける、此頃は武人一番の勝負にて事濟にはあらず、勝たる方へは幾人も新手を入替て負るまでは取組せけり、その日西方の相撲勝込て貫の木梶之助身の丈六尺三寸、力量逞しく八人まで入替り取組といへども一度も負ざりしが、最早梶之助に立合者なければ角力は是限りと見えたり、然るに越前中納言秀康卿の抱に成川運平といふは、力抜群に勝れ聞ゆる手取にして、貫の木に勝べき者は成川のみなりと雖、その日七番入替り取たる節足を蹙しに依て、大久保彦左衛門忠卿は石川又四郎八左衛門實父を呼、今日の角力西の方勝多く東の方勝少なし、關東方西國に負たりいわれんは君の瑕瑾たるべし、貴君梶之助に取組て貫の木を負し賜はんやと、又四郎思慮にも及ばず衣服脱すて梶之助に立合成川運平の弟子と號ししばらく揉合しが、身の丈漸く五尺三寸貫の木は小男と侮り抓出さんアカミダとせしを、聞ゆる大力といひ劍術手練を以て七ひ投に土俵の真中に投出せしかは、梶之助氣絶せしを弟子介抱して引入、その日の角力それ切に成、追日大小名己己が自國へ引とらる、是によりて越前秀康卿も成川運平を召連歸國ありける、然るに貫の木

梶之助結ひの相撲に投付られしより打身の痛更に平愈せず、その頃播州芥川の邊に幸坂對馬とて外療打身の名醫あり、是は武田信玄没後爰に閑居せるを傳聞て、梶之助遙々此芥川に來り療治をたのみしに容易の打身にはあらず、禁穴を當たるなりとて手を盡し療せしに依て、數月の後氣血順環し全快せり、是より梶之助は成川運平を恨惡む事甚し、然るに慶長九甲辰年七月十七日竹千代君御誕生まし、後に 大猷院君と申奉る、翌年二月 台徳院君將軍宣下ありて征夷大將軍に任し賜ひしかは、傍の御祝として諸國の大小名下向ありて御賀を申上奉らる、此度も先規の例に任せ相撲興行あり、但し江戸御城御造營によつて、本所小梅に於て雪見山十左衛門勸進元として晴天十日興行し、西の關は貫の木梶之助、東の關は成川運平と定りたれば、貫之木大に喜ひ一昨年武術者を頼み急處アテを當見苦しく不覺をとらせ、數月療治して漸く全快に及ふ、此遺恨をはらすは此度也、我成川と立あはゞ投殺さんと心中に謀略せり、然るに成川は覺なければ遺恨をを含るゝをしらず、年齒貳拾七歳身の丈六尺一寸色白く顔面柔和美男なるを異名して業平といひ、名の上下の文字を取て成平とも呼り、斯て天氣相續き初日より六日目まで人群をして繁昌夥しく、明後日八日目にて貫の木成川取組と定りしか、六日目の夜中より雨降出し翌終日は大風雨に付、三四日の間相撲延引す、しかるに世上及び角力仲間の噂に、成川が力量貫の木に倍しその上當時の手取なれば、梶之助は勝難かるべしの風聞を傳聞て、貫の木心配する事いふべからず、爰に本所柳島の邊に博貫の儲事ありて、招くに付貫の木は弟子四人を引具し、夕

方より出宅して小梅代地にさしかゝりぬ、しかるに成川は龜戸天神を信仰してその日參詣し、下向の折柄小梅の橋にて双方行合けり、頃は慶長十乙巳年三月十三日黄昏にして、前後に人影なれば立別れ通過して、後より肩先をしたゝかに切付弟子四人はちのゝく助力せしまゝ、成川萬夫不當といへとも叶はずして銚^{キツサキ}を橋の欄干に切込ながら一朝の露と消けるとなん、成川か拔放せし一刀は貳尺壹寸來太郎國光の玉ちるばかり亂焼にて、是秀康卿より拜受めわざものなれば、人のしらざるを幸ひに奪て取拵置き梶之助が差料とし、又守袋重^{カヤ}く量高なれば金子にやと弟子とも奪取しが、中には銅像の天満宮ありてその作甚細密なりしかは、四人の弟子の内鬼石藤藏といふ者望て自身所持せしか、後年鬼石藤藏貫之木が勘氣を請、角力仲間を搆はれたるを無念に思ひ、藤藏裏返て成川か後家八重娘仲へ打明、證據を以てくわしく晰せしかは、元和六庚申年娘拾七歳にして、石川八左工門か助太刀大久保彦左工門か後見によりて、父の敵貫の木梶之助を討取事とはなりぬ、されば貫の木及び弟子人顔の見へざるを幸ひにし、各々跡をくらすまゝ、逃去けるが、更に貫之木の業^{ウヂ}とする者なく成川横死の趣見届相濟、小梅代地南藏院へ屍は葬りける、成川橋の上にて討れたるより小梅橋を成平橋とよびたる濫觴是より起る、文化十二乙亥年にいたりて貳百貳拾貳年の星霜を経たり、

一、成平竹は本堂の東業平天満宮の前にあり、方圓く一間ばかり高さ壹尺程廻りに石を積小竹數拾本生ぜり、是むかし成川運平の死骸を埋し處なり、斯て成川横死の後妻の八重は當歳のむすめ仲を懷

にし、居宅日本橋鞘町より日毎に來りて託歎^{カコトナゲキ}落涙せしか、傍の藪に生せし細竹貳株根より拔來て墳上に手つから植、魂魄わか貞烈を知靈あらは、母子に力を添て敵を討しめてよと、一心に念願せし烈心の一念にや、此竹墳上に繁茂し雄竹にして節高く節下の樋深く落込て、枝の容體等全く雄竹てありながら、葉は長く筋ありて雌竹にして今に存す、依て建札に和合竹と書てなりひら竹と假名を付たるも理と見ゆ、是横死せし成川の無念の魂魄と、八重が貞烈の一念凝會して、一竹に男女の面影を残すものか、是を成平竹と稱す、

一、業平天満宮は和合塚の後にあり、間口貳間半奥行三間の小社に安置す、是は寛永年間 大猷院君本所隅田川邊御成の砌、有原の業平の住し古跡やあると處々村々御たつね廻しける、是は人皇五十四代仁明帝の御宇、有原中將業平の卿は勅勘を蒙り左遷になり賜ふ節、東海道駿河地より下向ありて、下總國葛飾郡墨田川の邊にしはらく寓居ありし事を思召出して尋賜ふに、御咽の頻に渴賜^{カヘキ}へは牛島村の寺へ入御ありて水を乞せ賜ひ、頓て御渴止ければ長命寺と寺號を賜ひぬ、此日還御の砌小梅の邊通御ありて、此南藏院へ御立寄あり、有原の業平の古跡やある此邊にはなきやと尋賜ふに、寺僧小さき東帶の座したる木像を持出、先年土中より掘出せし由を言上し上覽に入しかは、是有原の業平天神ならんと上意ありしに依て、業平天満宮と勸請し、夫より山號を業平山と名付たるとかや、成川運平を葬りてより貳拾餘年後の事なり、夫有原の業平は中納言行平卿の弟にして、人皇五十三代淳和帝の御宇

天長二乙巳年に生れ、此間天長、承和、嘉祥、仁壽、齊衡、天安、貞觀の七元を経て、人皇五十七代陽成院の御宇元慶四庚子年五月八日五十六歳にて卒し、攝津國に葬る今の在平寺これなり、又菅相丞仁明帝の御宇承和十二乙丑年に生れ、六十代醍醐帝の御宇延喜元辛酉年菅公五十七歳にて左遷し、同じく三癸亥年薨し賜ひて業平卿よりは二十三ヶ年の後なれば、業平東國下向の頃は菅公漸く八九歳、いまだ天満宮の稱號なしと雖、忝くも三代の將軍有原の業平東國へ左遷し、此邊にて自身の像を刻置しならん、斯れは業平天神たるべしとの上意にして、夫より以來業平天満宮と稱し、又業平山南藏院と呼もの也、成平橋和合竹成平塚と混同すべからず、

一、縛シムラれ地藏は石像にして御丈二尺餘、業平天神の南にありて往來の人に縛ツクせられ賜ふを以て結縁攝化し賜ふ、その容體辻堂の如し、此類世上に儘多し、趣意は茗荷谷縛られ地藏の條下に述が如し、

拾七 柳島龍眼寺の萩見

一、武州葛飾郡本所柳島村龍眼寺天台は、押上の妙見川向三町にして津輕土佐守の下屋敷に隣る、世上これを萩寺と呼り、實にも本堂の脇より庭つゞきに庭中一圓萩ならずといふ事なし、高さおの／＼五尺ばかり四方へしなび下り、一同に眞盛に咲揃ひし様得もいはれず、庭中又廣し萩の間／＼直き路あり曲れる途あり、萩花の垂茂して咲し山とやいはん堤とや詠めん、連山波濤のごとくとはかゝる風情をやい

ふやらんと、徑をめぐりながら彼方此方を逍遊するは更に別世界の如し、又ところ／＼茶店三四軒ありて床几を設け、客を侍煎茶をひさぐ、或は萩軸の筆萩の箸を商ふ、凡秋の季に入て三十四五日目よりを最中とすべし、花は一色にて一圓みな野萩なりといへども、斯垣も構も高さ低き都て庭の廣き模様を萩のみにて操りしは、はぎ寺と稱するも理にて、東武の壯觀といふべし、斯て本堂の軒下を象カゲり日影にならべし床几に憩イユひ眺望するに、風のまに／＼蟲のすだく、秋の小蝶の花に飛こふ、その風情又いふべからず、檜垣の老女ともいふべき茶店の老婆の胼の入り壺茶碗にさし出す、煮からしたる花ハナ香のなきに、茶具より土瓶取出し焜爐に仕懸て一煎せばやとする處へ、是も同じ隠者の耳順の上を二ツ三ツばかり重ねしと見ゆる、みじかき一刀に虎斑トラフの杖を曳少しの帛包フツサ提たるか同じ茶店に休らひ、よき御たのしみにこそ卒爾ながら御茶出來候はゞ御相伴させ賜はるべしと會釋するにぞ、予も嬉しく獨カガりせんは本意ならざりしに能折にこそ迎、是より心置なくひとつ床几に清談し侍り、彼翁腰より鴈形ガガしたる蒔繪の瓢の吸筒取出し叟は下戸に候へど遠足の獨歩には、かならずたしなみ候保命酒に候へば、少し用ひ賜へと勸らるゝにぞ、夫は忝なしと小盃を取上る内、携えし袖屏風より煮締し肴二三種取杯々して思ひよらぬ馳走にあひぬ、予も又茶二三品煎じて振舞しかど、菓子みな盡て用意なく、付焼の團子まいらせんやといへば、少し用意ありとて伊賀餅といへるもの取出し振舞れぬ、翁の氣性活達にして淡く優にこゝろざし風流なる、今日はじめての面會半時に過ずして親しみ深き事常に交る

が如し、良ありて叟も予も取廣げし品々元の如くし立別れんとせしが、彼翁は是より吾妻の森より木下川の薬師にあそぶよし同道し侍らん、歸路遅くば御宿申さんなど最念頃にして深切なれど、予は龜戸天神より香取の宮又回向院なる甲府善光寺の開張へ罷らんとこゝろざしぬれば、再會を期して南北へ立別れぬ、彼叟の宿所薬研堀とは開しが名を忘却して甚殘多し、

一、裏門は表門の側にならびて南の方にあり、此處も又萩若干にして今を眞盛の風に戦ぐ様風情只ならず、都で廣き境内萩花ならずといふ事なし、此裏門よりの正面に三間四面の小堂あり、手水鉢には神明宮と鍛付たれど、本尊は聖德皇子にや、小堂の軒下に建札を打付て、推古天皇勅願和州大安寺開基之本尊聖德太子水影鑑殖髮尊像安置としるせり、常には此寺寂寞として閑子鳥もさびしくて飛去べきに、萩の頃は都の男女集ひ來りて僧房に宴を設くるあり、花下に興ずる茶店に憩ふ、花招かざれども千里駕を命じ貴賤爰に來り雅客庭前に逍遊す、凡小日向よりは一里半には遠からんかし、

拾八 龜戸村東覺寺郎辨不動尊

一、同郡龜戸村東覺寺眞言は、龜戸天神より東北の方香取の宮より二町にあり、當寺の本尊は不動にして御丈一尺六寸、郎辨僧都ロウベンの作盜賊除荒澤不動明王と稱す、本堂五間四面心々の繪馬若干奉納して願成就としるせし中にも、文祿三甲午年當村何某と書しあり、又慶長三戊戌年としるせしあり、或は慶長

十五庚戌年としたため、元和元乙卯年といふありて、片鄙は火災の煩なければ、古き繪馬ども見へて靈驗もあるにこそ、川より明王堂まで道敷の左右には、奉納の幟も數多見ゆ若御府内なりとせばいか程か繁榮し、修覆も行届くへきに、邊土にして人の知ざれば歩をはこぶものも稀に僧房の庇破れ壁壞れて、いぶせきは土地柄ならん、しかれども目には山野の廣きを見耳に訴を聞ず、心意安然として天壽を養ふは浦山しき事にぞ、不聞惡聲不見惡人の教勅おもひあられるかな、

拾九 瀧の川再遊金剛寺の記

一、武州豊島郡瀧の川村金剛寺の事は、前條に往々誌せしかと、今年乙亥の夏より秋にいたりて樂山雅人に誘引サウリン、度々此地に宴遊せり、是は瀧の川村過半醫術にて懷置ナツケオキしまゝ、或時は双方の家族を引具し終日、川の洲に座を設けて誰見る者なく咎むる人なければ、心々に河水に浸り砂利を拾ひ魚ウケを七ふその漫興雅趣ありて齡を延るの心地せらる、殊に金剛密寺は樂山蓮社の因縁あれば、益々催し度々爰に逍遊す、その遊感更に俗事を離れ佳興又いふべからず、

一、瀧河山松橋院金剛寺眞言の草創は、弘法大師遊履の靈地とかや、そのむかし大師不動の尊像を彫刻し石上に安座なさしめらる、今此石を不動尊影向石と號し里人水を以て此石を洗ひ清め念するに、諸々の病を頓に消除すとかや、又崖下に吉祥天女の像を安置して松橋辨才天と稱す、傳トいふ弘法大

師の作なりと、爰に限らず惣て岩窟に安置する事は、最勝王經に此天部の求在を説賜へる故なるべし、又つたへいふ治承の頃、源の頼朝公石橋山の合戦治りて後此地に下向し給ひ、深く辨才天に祈誓し御太刀を奉納し賜ひ、運をひらき終に天下惣追補使となり賜ふと、或は又武藏國豊島の上瀧の川松橋といふ處に陣を取賜ふに、招ずして追々旗下に馳加りその勢十萬餘騎なれば、當國多摩郡六所の大明神へ參詣ありて神馬を引上矢を奉り給ふといひ傳ふ、依て此の瀧の川に往古橋ありて鎌倉への往還なりしも、今は廢れてその跡のみ存せりとぞ、既に頼朝公當寺の堂宇を建立し、田園を寄附し賜ふも、兵火の爲に回祿し、又は強盜の爲に沒せられ、今只不動尊と辨才天のみ残りりと、後天文年間宥印阿闍梨といひし僧、北條氏康へ訴えて終に密宗の寺に復せり、此地瀧なくして瀧の川と號る事は、川音四方に響て宛も瀧あるが如くなるによつて也、ゼツライ上來寺記の内要のみを取て爰にしるす、

貳拾 醫學館御藥品蟲拂

一、神田向柳原醫學館は、あたらし橋の通にあり、多記安長法眼これを司る、例年蟲拂として公の御藥品を拜見なさしめらる、則ち切手壹枚得れば五人も七人も催して彼處にいたる、當日あさ辰の刻より許し入て申の刻に至て止、但し日限定らず、予が拜見せしは文化十二乙亥の年八月九日木村何某と同伴せり、館中廣く間數若干にして、席々に御幕打張しめ、手摺を以前通を冊カゴイひ、先席の明次第溜の間

より案内し、追々間を近く摺寄席上にならべたるもの座して拜見し、手摺にて圍ひしをばちのく立はだかりて拜見す、その日より群集又夥し、予は明細に下札を寫さんとせしかど、人多く臂にさはり筆たちかたく、その上數千萬種にして中々一日には下札を寫取ん事難し、只己がころにめづらしと思ふ、御藥品のみ僅にしるす事左のごとし、誠には九牛の一毛、大海の一滴といはんか、

- 一禽類六拾種 手寫 栗元瑞見法眼 一馱鳥品類五種 手寫 栗元瑞見法眼 一異形禽類四軸 手寫 増山雪齋
- 一蠟作人元 桂川市周法眼 一潜龍沙魚全形 三 曾谷長順 一露蜂房 五ツ 一鯨尾骨 凡三尺四方 一鯨の頭骨 齒あり 一同胴骨 一椰樹 長三尺餘 一馬勃 一石芝 一石膏 重三拾斤 一堪韃爾漢角
- 一圖人形 一蝮蛇皮 長四間 一太乙餘糧 一騏驎竭 一瑤瑁 一安息香 一瑪龜 一芦竹根 一鷓鴣 一虎頭 一虎頭骨 一エトビルカ 一潜龍沙魚魚皮 一鶴鷗 一狢孫眼 一ボツクホート 紅毛
- 一旗魚嘴 一官選藥品貳百貳拾貳種 一鴛管石 一木の伊 一牡牛尾 一鸚鵡嶺 一象豆 一雷斧大小十三種 一海椰子 一白石英 一石角玉 一沙金 一紫石英 一磬石 一牛心李ユツ 一貝類五百八拾品 一石藥類貳百四拾六種 大 一禹餘糧 一石藥類別種貳百五拾五品 小 一石炭 一楊梅皮 一鮫水晶 一象齒 一ウミヅル 一海獨頭骨 一鮮苔類七種 一人參類五品各拾斤づゝ、一椏梗三品 一石芝 一人膽七品 一陰囊五品 一人油三瓶 一眞珠類十七品 一砂類拾壹種 一猿金骨

右の外數千萬種の奇品あれども、中々書しるすに暇あらず、

一、玄關の右より切戸口を入れて藥草の花壇又彫し、大さ幅凡五尺長さ拾間づゝ、前通に貳拾五本後通に貳拾五株、一花壇に五拾本づゝあるもの都合花壇の數拾六あり、おのゝ草木の根もとにその藥草の名をしらしめて葉に愛べきものあり、花に翫ふべきものあり、八百種の藥園實に賞するに堪たり、猶此外の御藥園に於ておや、

一、玄關の左北の方に神農堂あり、常は屏重門（イヅリモン）を鎖して堂前に猥に入事を許さず、冬至の日にいたりて諸人を許し入れて見せしむ、此像は（原本以下二行大凡六十字缺）

貳拾壹 深大寺村石菖石の手入

一、武州多摩郡深大寺村の事は、貳編の下卷に明せしかど、此村に百姓伊左衛門といふあり、深大寺よりは四五町東の方に住す、此伊左衛門は大に富るものにて、初夏の頃平石に根を繫（マツイ）たる石菖を作りて東武を出す事數年來たり、此伊左衛門の外作り出すものなし、是その手入をしらざるがゆへなり、

しかるに此伊左衛門曾父（ソウフ）の代よりいかゞして發明したりけん、此石菖を作り出すを以て夥しき利徳を得て家とみ榮え同村に肩をならぶる者なし、是は夏秋の間玉川の河原にて程よき据りの小石を拾ひ取、その石に石菖の根をからみ付數千萬億、己が屋敷内を流るゝ澤川の水中に投込浸し置は、年を越、春にいたりて自然に、石菖は彼石に根をからみて天然に生きたるが如し、此澤川の流れば、西の方深大寺より流出る分水爰を通りて下川村の後へ流出る、此伊左衛門地面は往來の路よりは、壹丈餘も低く雙方の谷の間なれば、澤水に脂又は苔の如きもの生して石菖の根に合し石にからむと見ゆ、外にて水に投し手入を爲すといへども更に作り得ず、伊左衛門に限りて是を作り出し、元より要脚を費さずして莫大の利潤を得、今にこれを仕入て家とみ繁昌す、初夏より東武にて商ふ水舟水鉢等に入置石菖これ也、件の伊左衛門方にては十を以て貳拾八銅、或は石によりて十を三拾六錢五拾穴（ケツ）に商人へ下し遣すを、東武にては一を拾貳銅より三拾錢以上にひさゞ利害の夥しきを察すべし、但し小日向より五里もあらんか、

貳拾貳 寺島本田新梅屋敷

一、武州葛飾郡本所向島新梅やしきは、白髭明神の土手下東三町餘により、その途すがら寺島新田の萬助を松の隠居と稱し、一犬影を吠て萬犬聲に吠ゆるの習ひ、爲差松にはあらねど、人々松隠居とい

えるも可笑、勿論住居の双方に泉水を湛築山を構え、拾壹階九階七階に振よく造れる松三株、而も大木なるか彼方此方にくばり植、其外松の樹數株ところ／＼に植込て庭の模様を操とり、其餘は雜樹又は景石を据て風情を見せしかと、その趣天然にあらず、松隱居とは不畏の様なるべし、人しらずといへども、百姓太助清八が類ひ松拔群ありて、屋敷の構又三増倍庭の模様殊に天然の雅趣ありと賞すべきもの也、萬助の庭及び松の作り樹何さして賞するに足ん、惣て葛飾の一郡は土に合にや、松樹には富る土地なれば、かばかりの庭は若干あるべし、猶萬助が屋敷の前に、今最中家を普請し庭を作れる者は、今年乙亥の季秋より菊花に名を高ふし菊隱居と取はやされん用意とや、類を以て爰に集り已名を賣て一家をなし、世上に讚られんが爲也、嗚呼名利の人慾今にはじめぬ事にぞ、

一、新梅屋敷は、松隱居より北東壹町餘その構凡貳町四方も有んか、表向は百姓平兵衛と號し、本名は道具屋の喜多平とて仙臺出生の野夫たり、是は文化二乙丑年百姓地面貳ツ三ツを一圓にし梅園に植込しか、元道具商賣の馴の果なれば、武家に名染多く仲間廣く、俳優の徒に得意ありて、自然と梅林の寓居を訪ふもの少なからず、年を追て人集ひ來るまゝに、文化六庚午年より春秋の草花を植込、地面廣ければ詩經の藥草八百餘種、その外秋の草花殘處なく、萩、木槿、桔梗、芍薬、女郎花、常夏、仙翁花、觀音草、ふじはかま、日々草、蝦夷菊、益母草、小車の花、炙花、紫苑、水引、犬蓼、野菊、鳳仙花、白粉花、葉雞頭の類まで、蓮池を挟み左右前後悉く植盡し、その間／＼小徑幾筋となく曲れ

る直なる登るあり下るあり、或は池邊に出又は叢林に入て、更に廣野を漂が如く、小徑に迷はしと思ふの心地して佳興又一品也、殊に處／＼に數寄屋めきし野亭四つ五つ建て、廣さあり狭あり四方の園中を眺望するに、去とては優にやさしく、秋の草々の花の眞盛に咲開けし風情最やはらかに、實や米庵が春秋菴と額に認めしも理かや、早春は梅林の香をなつかしみ、仲春の季よりは數百品の牡丹に入相を託ち、秋は七草及び詩經の藥草に目を悦ばしめて、此方の野亭に座し彼方のあづま家憩ひ、爰に遊び彼處に興して我人家にかえるの時刻を忘る、能も斯は工夫して四時の草々を集めしもの哉、池中には紅白の蓮あり杜若、河骨、澤瀉、花菖蒲、花がつみ、萍の花は水影の色を競ひ、丘には夏咲花の草木數を盡し、又處々に楓楠等の染る木立も見ゆれば、頓てもみぢの頃を思ひやりぬ、實に四季折々の詠め三賞の美景は足んぬへくぞ覺ゆ、唯恨むらくは此園の菴主住居といひ、形容は風流に見え落髮して、名を百花菴鞠塲と號し、梅の隱居といふと雖、幫間にして更に雅人にあらず、今の世の鮮賣の形ちを大きくせんとて、飯をひさぐが如くに似たりと雖も意味は甚異なり、既に此菴主鞠塲、過し文化三四年の頃は、己が娘に薄茶點させて來賓をもてなしけるまゝ、諸客しほらしとて一旦は梅園を尋ね逍遊せし族もありしが、誰いふとなく甘鹽のサンマと異名を付ぬ、此ころはサンマの焼匂ひは旨けれども元來下品の魚なれば跡口ころ能らざるが故に、下主の外食する人なし、彼娘點茶の手前しほらしく取廻し二九からぬ年頃なれど育賤しく心立姦しく又鞠塲は擔るべき含あれば、極て跡口むづ

かしからめとて、斯は異名に呼て評判あしく、人足も遠退しが、元來道具屋の果なれば、市宿となりて道具會を興行し、素人まじりに化市バケイチと號して、凡先本銀一匁の直打あるべき品と見れば、發句に拾匁と糶はじめ拾匁の品よと見れば百匁と糶はじめ、又百五十匁の通り直はあらんと見れば、一貫五百匁と糶初め、外みな是に准しぬれば、素人及び馴たる族は、不慮に直乞して高直に買取もありけり、然るに此會段々超過して藝子の樹登キツボリ又は金銀小判小粒南鐐等の賣買等以ての外不届の儀出來し、永井來且は豆州大島へ謫せられ、段々御吟味の處いかゝいひ抜けん、鞠塙は不思議に申披たち彼が娘も新よし原町丸海老やへ縁付、今斯安穩に梅の隱居といはるゝ事幸運とやいふべき、左あればかゝる幽閑の園中に起臥する身は、速に名利のこゝろを離れ、幫間を止めて清貧に四季の風光を樂まば、實に梅の隱居ともいふべきに、哀むべし氏より育の諺茶事コトワザも少しは辨え住居といふ形容のみ風流めきて、唯強欲に座敷借人のあれかし、花呉る客のあれかしと他出もせで、見物の人の風體を胸算用して渡世するは、隱者の贖ニセモノにして喩はゞ、鳥さす男と放し鳥商ふ叟と、穩婆トリアケスと子墮カの嬢と、或は蒲燒屋と放し鰻と神樂舞ふ神女と、口よせを業とする市子イチゴと、扱は工者の醫師と下手の竹齋と誠の武士と、二本差と似たる事は似たりと雖、その意味は甚異なり、庭も住居も及ばざれど、風流は松の隱居にあるべきか、殊に庭中の茶店二ヶ所あれども、その煎茶の龜惡なるは鞠塙が菴に憩えとの手管テグサにや、園中は愛すべし菴主には會すべからず、こゝろの卑劣不風雅なる、されど人喰ふ馬にも會口アイグチとて親しむ者

もあるらん、嗚呼まゝの蝙蝠の飛かふに驚き、懷紙に認め野亭ナフシの根押ネオシに張下たり、前書略す、

秋のゝや花いろくゝの人こゝろ

貳拾參 牛田村千葉山西光院

一、武州足立郡牛田村千葉山西光院 密宗は、綾瀬橋の西貳町にして堤を北へ下りて壹町にあり、本堂は東向に建て境内に大木の松のとし古し様、小地ながら古跡と見ゆ、實や本堂に安置する藥師如來は御長壹尺六寸、千葉家代々の守本尊にて、賴朝公御在世より起立の寺とぞ、故に千葉山と稱すとなん、是より西の方堤通り千住掃部宿土物店へ拾貳町、又東南の方綾瀬をわたり南堤通、墨田村木母寺へ拾三町ありとぞ、此双方の堤の眺望風色いはん方なく、就中遙に南面すれば綾瀬川ウネガの浴て、右に關屋の里を見わたす勝景天然にして更に論なし、兼て一煎し樂しまばやと、携えし組毘爐取出し土手の芝原にすへ、綾瀬橋の中央より土瓶の手に苧繩結付て長流を汲取、一煎しこゝろみるに、水茶の風味はかはらねど一昨年トシゴトの春夏に逍遊せし折柄とは異にして、日向は秋暑にあつて、木蔭は蚶蝦蟆の恐れあり、殊に草深く生ひ人影稀に煎茶振舞ばやと往來を待と、駄賃馬と重荷に急ぐ人足のみ、本意なければ頓て茶具とも取仕舞ぬ、爰に煎茶して眺望するは、季春の頃を最上とすべし、雅人の愛すべき土地にこそ、

貳拾四 千住掃部宿氷川大明神

一、武州足立郡千住氷川大明神は、掃部宿の東うら手壹町にあり、堤へ上りては貳町あるべし、當社は千住の町に川魚を作業とする徒、殊に崇信し鳥居の石柱太しく建、左右石の玉垣及び拜殿善美を盡して再建せり、殊に社内廣く田中なれば、四方の耕地を見晴し堤行人の様々なる風俗も面白し、且本社の中には神樂殿につゞき關屋の天満宮あり、若東武の御府内なりせば、神主の住居も美々しく修覆して、かゝる眺望ある社地は繁昌すべきに、片鄙なれば參拜する人稀なるは無念といふべし、但し火災の煩ひなきは一助といはんか、

貳拾五 練馬下田柄村の池

一、武州豊島郡練馬下田柄村といふ處は、椎名町通り小日向より貳里には遠からんかし、その途筋閑寂として上板橋筋練馬通の如くにあらず、されば此下田柄村に池あり、元來は近郷の用水にとて堀設けしとの也、廣さ凡壹町四方餘、東北の二方は土手を築て行樹を列し、西の方は百姓助右衛門が前より壹町餘四方空然として芝原つたひに池にいたる、芝野の中に溝川溶流れて池中に入、是南の方貫井村の彼方より爰に流入ものか、此芝野平坦にして仲春の末より蓮花草一面に咲頃、ものゝ見事に毛

氈を敷たるが如く又一品也、今年乙亥年南呂下旬朋友四五輩を誘引、秋の野の風色に慰まばや菌落栗の類拾へものと兒童交りに御膳籠とやらんに萬のしな取揃えつゝ、椎名町通り中村濕化味村を過、正久保橋を越貳拾餘町にして此池邊に逍遙し來れり、その途大還といへども往來の人邂逅なれば、鄙のひとしほ寂寥として彼西行が、ちとろかす聲こそ秋の小山田は、音せぬよりも淋しかりけり、とよみしと思ひあたりぬ、斯て池邊北側の土手に平らかなる處を見立、助右衛門より莞菴壹貳枚を無心し敷ならべ、上下これに座し頓て茶を煎じ、小鍋に菜を煮酒を煖し用意の品々取廣げて遊宴しける、此土手の北東は打晴て耕地連なり、遙北には氷川明神の森をながめ、西南の方は谷原よりの都邑を遠望し、風景天造にして目に見もの一々みな面白し、頓て人々は釣するあり、又は丘山に菌を採し落栗を拾ひ草花を採、己がさまざま慰む内に、魚貳拾餘尾を釣大さちの三三四寸、鮒鱒鮎鱒の類にして、内鯉魚の子二尾を得しが、最早未の刻も過ぬれば路替て歸りなんと、後縁を助右衛門が嬢に兼約しつゝ、此家の前より北をさして閑道をゆく事、凡六七町にして下練馬の街道にぞ出たり、是より西の方白子の驛へ貳拾八町、小日向へ貳里餘あるべし、此日の宴遊又あるべしとは思はざりき、予性質繁華の俗事にあそぶを好まず、唯閑寂の勝景を慕ひ又は古跡の雅趣をたのしむ、友に又庸愚の俗客なく、酒に飲るゝの上戸なければ、平和にして常に則を超す、只うとましくは酒狂にこそ、

貳拾六 根村松山氷川大明神

一、武州豊島郡上板橋根村氷川大明神は、日曜寺の後通西の方五六町にあり、爰を松山ともいえり、是より南の方閑道一筋にして凡拾八九町、上橋ゲトゥ橋の際へ出る是川越街道也、是より東の方平尾へ貳拾八町とかや、されば松山の氷川の社は、大還より並木に入る事貳町、數丈の松杉繁茂し寂々寥々として、心意を澄しむるの山林幽閑の一勝地たり、春は遠近の花に慰み、夏は暑を避るによく、秋はもろくの菌を採によし、しばし爰に憩ひ叢林を逍遙すれば、伐木の音は丁々として谷間タニマにひびき、山鳩の聲は蕭瑟として松風に送る、都て此邊松山多くゲトゥ橋まで出るの間、平山の松林をふたつ三つ越たり、日脚永からば茸狩せんに最殘多し、

貳拾七 萬庵の舊地讀雪庵の跡

一、小石川清水谷町藤寺の南崖下は、中古萬庵和尚の住し舊地たり、萬庵は名は原資と號し徂徠翁の朋友にして、元祿享保の頃の人かとよ、江陵集といえる詩集あり、その中に晩に芙蓉軒に居といえる有、これ茗荷谷の隱宅の事をいふにや、芝高輪日佛山東禪寺妙心寺派の二世の寺務たりしとなん、彼江陵集は寛保元辛酉年の出板にして、今も世に行はる、曾て萬庵和尚茗荷谷の寓居にて、作れる詩數多

の中に、纔に一二首を出す事左の如し、

栽 桃

隙地栽桃聊感傷 吾生變化是真常 百年樹老無人見 空宅春風花自香

右の桃の樹の後幼榮えて、杉島桃三郎か庭中にありしか、惜い哉文化十一甲成年の春度々の雪にやいたみけん、枯て今は噫となれり、

茗荷谷春興

茅堂臥病片心閑 轉覺平居世事艱 谷口桃花春欲暮 夢魂猶問海門山

此茗荷谷といふは、今いふ茗荷谷の本名にや、且茗荷谷隱栖し、その後長壽寺禪宗珠その宅地に住せしを、後仁中水ジンチウスイ買求て住宅とし、後又中水の甥なる人杉島桃三郎住宅とて、その主は變といへとも、山林の様子溪澗の風情俗をはなれし幽閑の地なれば、實にも隱遁の雅人の住べき場處にぞ最うらやまし、

一、同處南隣丸山勝五郎屋敷は、中古讀雪庵の舊地とかや、讀雪庵の記は南郭文集に見へたり、則ち庵主は金山と號し南郭の門人なりしか、後醫師となれり、金山の授法の師を慈山と號し、黃蘗宗の先哲なり、享保の頃の人とかや、されは金山は詩賦を能し、慈山金山二代爰に住居して、篋の水の音を聞て疾々庵と號し、西行も斯やと思はる、いか様にも道德の出家、隱遁の秀哲は、好て住べき土地なら

め、嗚呼南北の兩嶽相迫り、花に富暑を避るによく、冷泉は溪澗より自然に湧出して、清水谷と呼
來れるも故ある哉、又僅かに坂を登れば市中に近く、往來より入は山陰にかくるゝが如し、實や中將
姫の、中々に山の奥こそ住よけれ、草木は人の咎をいはねば、とよめるも思ひあたり、先哲の能も見
立て幽栖せしは理にぞ、愚老明和の未安澤甫齋號鏡湖先生に、兩三年隨身せし頃より度々爰に來る、鈴木
權兵衛初清左衛門 信陽か宅へ只木柔兵衛堀田文之助等に誘引此地に遊學することに、子供こゝろにも閑寂と
して仙境に遊ぶの心地せらる四拾有餘年の今、仁樂山の雅堂を訪ふたびく清閑の住居の最浦山しさ
山陰ながら市中に近く用辨し、又市中に近くして山居のこゝろするは、實も勝地の市隱といはんかし、
予詫の隱者となりし初よりかゝる清閑の土地に寓居せばやと尋るといへども、いまだ心に應ずるの勝
地なし、全く天壽を養ふはかくの如き處にこそ、

貳拾八

御府内七福人方角詣

一、世に恵方もふでして初春のあした、己か居處より明の方とやらんの方角の佛神へ參請して、その
年の吉祥を願ふを恵方まいりと稱し、北村季吟翁キキが増山の井にも誌せしかば古事事にや、隱者の身は
吉祥を願ふにあらねば、恵方詣は持佛堂にて事足ぬれど、梅の苔の綻たるはありやなしや見まほしく
新年の足堅めに遠足のこゝろ動き、處覺へし七福神へ顔出して年始の禮申入はやと、今年乙亥正月五

日朝疾より出宅し、元日二日の大雪に路次ありければ草鞋に出たち、此日淺草三社權現例祭の流鏑馬ウツサマ
の式も見んものと、雪解の風に餘寒をまして寒けれど、腹に雜煮の温物をしたため、先居處より程ち
かき岩戸町なる毘沙門天へ案内して年始の禮申入ぬ、但し年玉は賽錢一穴、口上は南無阿彌陀佛兼て
の申合せなれば送仰ひなし、是を年始の首途として七福人の居宅道法付左の如し、

- 一、牛込岩戸町善國寺日蓮毘沙門天へ拾町
- 一、傳通院内福聚殿淨土大黒天へ拾六町
- 一、田畑村西行庵眞言福祿壽へ三拾三町
- 一、日暮村妙了院日蓮布袋禪師へ拾貳町
- 一、谷中長安寺臨濟壽老人へ五町
- 一、しのぶか岡辨才天天台へ拾貳町
- 一、淺草寺境内西の宮夷へ貳拾八町

一、百貳拾六町此道法三里拾八町、淺草寺より小日向迄五拾八町此道壹里貳拾貳町惣べ道法五里四町也、
その途すがら梅の綻びたるあり、又鶯の初音に、足の冷きも忘れて立よどむ程に、まだ日の長からね
ば未の刻過る頃、淺草寺に詣てしばらく繪馬堂の茶店に憩ひ、未の下刻にや流鏑馬ウツサマの式を見物して、
酉の初刻漸に茅屋にたどり着ぬ、流鏑馬の神事は貳編につゞり置ぬれば爰に省く、あはれ重ては七か

追福にして端々に建置たる六地藏を巡拜せばやと思ふのみ、病犬却て青天の鴈を笑ふの本文、氣不性の人は醉狂ものとさけしみ笑はん、是予が一癖にして遊歴雜記前後六卷をあらはし、今又三編三卷を著作せんとす、いろ／＼の人こゝろ我身ながらも、又可笑くも面白し。

貳拾九

本所番場夫婦石の再考

一、武州葛飾郡本所大川通、番場石屋の門に居し夫婦石の事は、初編にあらはせしかど、一兩年以來小祠の中へ入置しまゝ、又再評を加えぬ、されば翁の像は上下を着せし様にて座し高さ三尺餘、老女の方は帽子を着ず鬢を出し髮結ひたる様にて、襦袢着て座し高さ貳尺七八寸にして、尉よりは一かさ小さし、尉は月代せし野老天窓姥は片迦とかやいへる髮にて、番屋のごとき小祠の中へ兩像ならべ居たり、石は伊豆の松原とかやいふ石にて、鑿の手際あら／＼しく細工尤不器用に兩像甚太り脹れて見ゆ、此番屋のごとき小祠の軒に水引幕を懸、石の花瓶にさま／＼の草花を供し、前に石の角香爐を居て線香に火を點し、軒及び小祠の外面には、尉と姥のならび座せし繪馬を若干打付、願成就としるしたるはいかなる志願が叶ひけん、此石像いまだ百年にも満ず、作は此家の弟子にや、手間とる者の造けるや、斯る靈もなきものも念願すれば、何々の事を聞届るやらん、愚昧の婦女等が不圖いひはやして、今斯なりしと見えたり笑ふべし、すべて惑溺の人こゝろ壹人虚を傳ふれば、萬人實を傳てぞめき嘯け

ば、譯もなく天行ものぞかし、少しはものを辨えわかりし人に見ゆるといへども、性得の凡骨下劣旨味の族まどふに至ては論なく、腮を迦し絶倒するに忍びず、笑止にこそ。

參拾

細田家芋圃の怪異

一、小石川牛天神下諏訪町西横町角細田嘉右衛門は、御新番を勤仕して貳百五拾石、知行處は豊島郡雜司谷村近邊を領す、此嘉右衛門の曾父の代、元祿年間の事かとよ、愛妾ありしが聊の疑ひより密通とこゝろへ、或時申付候事を忘却せしを曲事とし、日頃の不屈を申聞すと雖、曾て覺なければ一々申披くを、主人に向ひ多言緩怠なりと扱打に切懸ける、白刃の下をかいくゞり猶も過失なき旨を述、一向にわびけれど短慮なればさらに聞合ず、芋圃に追詰てなふり切にせり、此事件の妾クワツと怒り我此期に及んで何をか陳せん、身に取ていさ、か覺なし、此明立ざるのみか無失の罪に殺さるゝ事の無念さよと、よろぼひ逃たるを終に井の中へ斬込けり、然しより以來百有餘年、當主嘉右衛門にいたりて三代といへども、彼妾の怨念にや屋敷の内明地ある處、菜園を作るに丸き實の生ずるものを植る事なり難し、所謂瓜、冬瓜、茄子、南瓜の類は自然の目鼻の如きもの出來て味ひ甚苦し、又芋を植るに芋萹の切口より血の如きもの滴りて腥く、芋の子は目鼻の如きもの生じ、久しく烹と雖も堅く苦くして食し難し、又屋敷に井を堀に水血の如くにして腥く、是によつて向角三河屋五郎兵衛といへる酒店

の井より汲来て日用の飲水とす、怪事といふべし、今嫡男を矢野五郎と號し貳拾二三歳、孫もありて家事恙なく家に崇なし、しかれども當主嘉右衛門人に替りて癖ありて、毎朝三河屋五郎兵衛より半紙壹帖づゝを調て、その日の手ふき紙とし手拭の代とす、その半紙一時に求るにあらず、必朝ごとに買求るに一朝も闕事なく、手拭を用ずして一ヶ年三百六拾餘帖の半紙を遣ふ、希有の一癖といふべし、小石川諏訪町七變人のその壹人とかや、此事前々より知とはいへど、右同町山田平八郎くわしく物語りしまゝ、遊歴の事にはあらねど奇談なれば、序にこゝにしるす、

參拾壹

太田道灌嫡家由緒

一、小日向江戸川筋馬場太田助之亟は、兩御番にして五百石を領す、是太田左衛門太夫資長入道道灌翁の嫡家道統にして、今小身と雖名家とはいはんか、その故は人皇百四代後土御門院文明十八丙午年七月廿六日、道灌五拾五歳にして相陽の合戦に卒してより、源六郎資康、源六郎資高、新六郎康資、新六郎重政まで五代百拾八ヶ年の間、相州秋山といふ處に寓居したりしを、人皇百八代後陽成帝の御宇慶長八癸卯年、重政の子資宗を 神君召出させ賜ひ、太田備中守と名乗しめ、段々御加恩ありて大名になし賜ふ、五萬三千七石餘、今遠州佐野郡懸川の城主これなり、しかれども備中守家は重政より分れて、今の備中守まで、資宗、資次、資直、資晴、資俊、資愛、資武と七代たり、助之亟は道灌より血

脈嫡々して、當主迄拾三代連綿として家元たるを以て、年々一度づゝ一族寄合とて、備中守を初め太田苗氏を名乗る家筋の一類は、助之丞宅に會合せし砌は、本家たる故に助之丞は一席の上席して膳に据る事舊例たり、就中助之丞家には太田道灌着せし四面の兜といふあり、是は何方よりも着せし様を見るに、陰陽ありながら兜の拵左右も後も前の如くにて見分たたく、敵を恐れしむるの名器にしてその細工絶品也、綴の威しは紺糸にて名譽の作にや、手に持ち貫目をこゝろみるに凡四百目もありぬへく輕しと雖目方九百八拾六匁是あり、一切の鍛古^{キマイ}今なるが故なり、これを四面の兜と號く、又道灌翁のまもり本尊としたる地藏尊は、御長貳寸六分木佛にして厨子を二重にし、屋敷の内別に小堂へ安置して、毎月朔日十五日、廿四日、廿六日、廿八日開扉せしむ、誰人の作佛なる事をしらずとぞ、又道灌在世の間外々よりの書狀數通公家大名の筆若干ある中に、義尚義村の御書三通、赤松の書簡四通、細川勝元の書狀拾壹通、一條兼良公御詠草入御書貳通、宗祇法師の文通歌入等その外、その頃の公卿良將勇士の書簡教十通、及び道灌翁自筆の詠草七冊これ家の集と見ゆ、同じく色紙九枚短冊三十七枚同人筆軍中の覺書と見ゆるもの八冊、又は簞さしもの陣刀三振、陣扇陣羽織弓長刀鎗馬具の類數品ありて、毎年蟲干の節通傳あるものは罷りて上來の品くゝを見る、但し日和の好惡によりて日限定らす、此外道灌翁所持の武器朝夕手馴し品は、それくゝに配分して太田一族の家くゝにありとなん、文明十八丙午年太田入道生害より文化十二乙亥にいたりて三百三拾年の星霜を経たりき、今小身と雖血脉^{トウマツ}道統に

して名家といふへし、

參拾貳

幸坂甚内の宮例祭縁日

一、淺草元鳥越明神前より猿屋町へわたる、長さ四間の板橋を俗呼て甚内橋と稱す、本名は鳥越橋なりしかるを甚内橋といふ事は、寛永の中頃より正保年間まで、赤坂に住て世に唱し惡黨たる幸坂甚内といふ者、此橋際に於て磔の刑に行はれしによりて也、その頃は東武御城下も今の如く廣き事にはあらざりしにや、南の方の刑罪場は本材木町五丁目、北の方は淺草元鳥越橋の際なりし、その後淺草今戸橋手前東側へ引移、又千住小塚原へ引たり、既に太田道灌翁さくら田在城の頃は、今の本町三丁目刑罪の場所なりしを以て、祇園午頭天王の神輿年々六月五日傳馬町へ渡御あるとは雖、古來不淨の土地なるによつて三丁目を除て巡行せり、かゝれば今御城下の廣より萬代不朽の御基爰を以て察すへし、むかし江戸八百八町四里四方といえりしも、今三千町に餘りて凡八九里四方もあらんかし、神君の御功御代々の武徳仰きても猶あまりあるをや、されは甚内の社は猿屋町の西側片町阿部伊織に隣りて、川端角小出兵部貳千百石屋敷にあり、則ち表門の番人へ甚内の宮へ參詣するよしを斷て門を入、右に川にそひて西の方壹町半斗突あたりの隅にあり、此方に稻荷の宮あり、此處川より水を堰入て池あり、此池の彼方の隅に本社を九尺二間の庫作にし拜殿を是へ作り、そえて九尺二間に建て小社といへども

美麗也、神燈手水鉢をはじめ神前の具は滿願の町家よりこゝろくに寄進せりと見ゆ、扱拜殿の机の上には願書あびたしく、病者の男女の別と年といつ頃よりの頼ひと書出し、此病氣平愈なさしめと訴狀の如くに認め、上書に幸坂様と書しあり、甚内様と認めしあり、己がさまざま男女の自筆にて願書山の如し、又神靈と覺しき厨子の前には幣帛をたて、左右には矢を脊負し兩大臣をすへ、もろくの供物又あひたしく、額には永護靈神といえる四字の堅額をかけたなり、いか様にも刑罰に死せし者神の諡號も憚りあれば、永護靈神と祭りしは道利かや、されども甚内は仕合ものぞかし、目出度神ざりし諸侯大夫の墳墓さへ願者なきに、ましてや惡黨の刑に死しながら、小祠に崇られ人の尊敬を請て靈神といはる事、死後の面目といはんか、瘡病一道に願をかくるに、果して平愈し、又瘡にあらずとも一切の煩ひを瘡病ぞと、願書にしたくめ念するに必しも治するとかや、願滿ミチて後鳥越橋より魚の乾物と酒を河中へ投し禮參りする事とぞ、縁日は毎月十二日例祭は八月十二日なり、是は幸坂甚内が刑に死せし命日とぞ、此日屋敷の中は万度、練ものの躍、今様の囃子、狂言などありて祭禮と號し、夜はいよく賑はしく近隣の人に見物を許せり、されば此甚内の生長は、甲陽武田の長臣幸坂彈正が子にして、幼名を甚太郎と號しけるに、程なく勝頼亡び眞忠の士多くは討死し、又は徳川の御手に屬しける砌、甚太郎幼稚にして孤子となるを憐み、曾父幸坂對馬甚太郎を具して、攝州芥川に遁れ閑居せし節、日本回國して宮本武藏は行暮て、對馬が垣生に止宿し老父の頼みによりて、甚太郎を弟子とし、

其後宮本武州江戸に下向し、神田お玉が池近處に道場を構え、劍術の指南専らなり、爰に甚太郎は十歳より隨從して今年二十一歳眞面流の奥義悉く傳授を得て宮本武藏が高弟となれり、これによりて活胴イキダウを試し見度、竊に柳原の土手に出て往來を一刀に殺害しけるが、或夜飛脚を殺害し劔キツサキの留りたるをいふかしみ、懷中を探れば金五拾兩所持せり、是より惡行面白く辻切して金子を奪ぬ、その頃は鎌倉河岸に風呂屋女フロヤメナメと稱する者拾軒ありて湯女に似て色を賣ぬ、此外江戸に一切賣色の徒なし、甚太郎惡行にて奪ひし金銀みな此處にて遣ひ捨ぬ、此事師匠武藏耿に聞て破門し勘當しけり、是より諸國遍歴して武州高雄山に詣て、飯繩イハヅナ權現に祈誓して生涯の安危を心願して、是より名を甚内と改め、相州平塚宿にしばらく足を止て、盜賊の首領となる、後又相州箱根山にかくれて猶強盜の張本となり、日本三甚内の壹人たるべき三甚内といふは、一に庄司甚内といふは同じ盜賊ながら、日本を回國し孝子孝女を探し、堂宮の廢たるを起し、劔鎗に一流を極め忍術に妙を得、力量三十人に倍し、日に四拾餘里を歩し、晝夜ねぶらざるに倦事なし、後に此甚内が願ひに依て、江戸處々の風呂屋女を辨慶橋筋と一緒に居しめ、駿府七ヶ町の遊女屋を五ヶ町江戸へ引て、廓を大門通に一構とす、今新よし原五町まらの濫觴これなり、二は飛澤甚内といふは、同列の盜賊にして、劔術柔術早業に一流を極め、幅拾間の荒澤を飛越る事は鳥獸よりも身體輕し、故にみづから飛澤と號ん、後々大久保彦左衛門忠教が命乞によりて死罪を許され、身持を改み苗字を富澤と替、横目の御用を蒙り古着屋商賣して、目出度天

壽を果しける、今富澤町といえる是なり、三に幸坂甚内は、眞面流の奥儀を極め強勇にして力量あり水練に達し久しく沈み水底をゆく事魚の如く、又藤身フヅミにて一切の刀劔の愁ひなかりしと、これらの三人おの／＼一藝に皆妙を得たる惡徒なれば、その頃三甚内と稱して天下に横行したりける、斯て幸坂甚内は盜賊の僉議嚴しく箱根山の住居なりがたく、しばらく遠國を徘徊し、その後東武に下り赤坂に閑居し、懈カマリ辻切の際には博奕を業として惡徒集り、その上劔術の達人なれば門弟多く、元より強力なれば近隣一同に持モテ倅アヅミけるが次第に惡行重るによつて、此よし具に注進ありければ、その頃の御先手役青山主膳千五百石牛込御門内カラスキの組與力同心召捕に向ひたる處、同心兩人とも深手を負、與力も辛目に遇て捕損し逃歸れり、これによつて青山主膳は直に召捕に向はんとすれども、叛逆謀人の外は奉行自身に向ふ例なく、重て召捕の手段を工夫し四五日見合せける内、甚内瘡をふるひ相煩ひ病氣に勞たるを見込終に召捕牢舎の間に快氣しければ、頓て伺ひの上淺草元鳥越橋の際に於て、死罪に行はる、しかるに藤身なれば容易の刀劔にては身に立ざるに依て、甚内が所持の鎗を取寄て礫に行はれしとなん、今も引廻し者の先へ拔身の鎗貳本かたけたる内一筋の鎗は、幸坂が所持にして甚内を礫の刑に用ひし鎗なりといひ傳ふ、されば甚内最後に言て曰、我瘡病にあらずは何ぞ召捕れん、我ながら魂魄を留、瘡に惱む人もし我を念せば平愈なさしめんといひながら、鎗に貫かれて死せり、故に瘡の願をかくる事とぞ、

參拾參

高田馬場の植木屋彦五郎

一、牛込高田の馬場は、北は四つ家町西は落合東は關口大洗堰、南は市ヶ谷柳町又は牛込通寺町を往來の陌ながら、漸々繁花の市中を離れ曠野渺茫として、世塵を避し風土なれば、春のあしたより秋のゆふべまで、雅客爰に逍遙し、或は馬場の騎射を見んと都鄙の男女は、左右の土手に集ひ中逃れを諷も又一興ならん、されば此處は植木屋數拾軒構を同ふし、樹に石に唐のやまとの名たるを集め我劣らじと鉢植、石臺の造樹の巧なる惣て若干ありて見盡しかたき中にも、高田馬場通東側に植木屋彦五郎は一際まさりて種々の樹木數を盡し、その手入に又絶妙たり、實にも四季折々兩公の成せ賜ふも理と覺ゆ、此彦五郎庭中には取分松夥しき中に、簾中の松と建札したるあり、幅凡三間四方高さ凡六尺ばかり、八方正面にて木の摸形畫くとも及び難からん、此一樹に拾貳品の松を接分たり、その手際尤賞すべし、松は脂ある物なれば枝を接たるは、理ながら斯拾二種を一木に接分て、然も樹の振の奇々妙々なる、世下り人賢しく古來なきも、一切今種々の新製をなす、後世恐るべしとは金言なる哉、彼拾貳種の松とは所謂陰の五葉、紅綿、高田五葉、白髮松、宮島五葉、禿五葉、湯の松、陰の松、仙毛松、黄金五葉、爪白五葉、朝鮮五葉なり、又傍に東都の松と建札したるあり、幅凡貳間餘高さ五尺餘是は五葉の一本にして、木形枝振の屈曲是又畫くとも眞の如くには及びかたからん、此貳木をはしめ松

には若干の景木ありて奥深く見盡し難し、凡松は當國巢鴨高田大久保の三ヶ處に生ずるを上品とし、別して高田を第一とし、本所これに繼べし、常盤の諸木みな面白しといへど、一千年の榮は松の基にこそ、又此外に様々の形を作りし樹あり、その員凡三拾餘種又奇品といふべし、先松にて作る形物荒々左の如し、

- 一天の浮橋長さ九尺幅三尺枝なし 五葉
- 一猿の三隻 五葉
- 一猿貳疋大さ凡貳尺
- 一大鷲 野松大さ凡五尺
- 一獅子の子落し高さ壹丈 五葉
- 一鯉の瀧登り高さ一丈餘 五葉
- 一雲中の登龍高さ五尺餘 野松
- 一鼠二疋大さ八寸程づゝ 柏楨
- 一鯛に瓢箪 道檀
- 一蟬一羽柱に懸て ひむろ
- 一烏貳羽張かねにて鈎下 ひむろ
- 一九重の寶塔高さ凡八尺 五葉
- 一章魚高さ貳尺餘幅三尺 五葉
- 一立鶴二羽龜一疋 野松 五葉
- 一蜘蛛の巢に蜻蛉高さ一丈餘 猿猴杉
- 一春日形燈籠高さ六尺餘 五葉
- 一虎大さ五尺餘 五葉
- 一雁貳羽張かねにて鈎 檜木
- 一蟹二疋 道檀
- 一緋鯉三尾 道檀
- 一かたつぶり 柏楨

- 一 雌雄の鶏に雛鳥三羽 五葉
- 一 大海老 どうだん
- 一 鵠二羽張かねにて鈎下 ひむろ
- 一 雪見形大燈籠 柏楨
- 一 野狐一匹 ひむろ
- 一 木賊の側に兎番 柏楨
- 一 萱門 野松一式

上來しるせし造りものは、一體樹の振あしく面白からねば石臺等へ移し、植難きをそれ〴〵に格好を見立て形作りに枝を撓刈込しものと見ゆ、その作意尤賞すべし、此外もろ〴〵の鉢植大小となく數千萬見盡し難し、此彦五郎を第一として左右の表側裏通りに數十軒の植木屋集ひ住て、我劣らじと手入つゝまやかなれば、これらの庭中の樹木奇石を見めぐるも一品にして面白し、これ又高田の一壯觀といはんか、

參拾四

小石川牛込の土地拾景

一、延寶天和年間の頃かよ、水戸中納言光圀卿はある時、御自館の高樓より眺望し賜ひ、牛込小石川小日向の土地に四季の十景を定め賜ひしといひ傳ふ、此卿は 神祖の御孫にて中納言頼房卿の御三男、水戸家の二代を相續し賜ふ、性質聰明博識にましく、舜水先生を師とし學問に長じ賜ひぬ、初編にいえる如く彼心越禪師を具し、武州久良岐郡金澤を逍遊して八景を定め及び詩歌を残し賜ふ、今日

本拾二ヶ所の勝景のその一たり、此小日向近邊にも拾箇の勝景を定め置賜ふは、卿の英才によるところなり、かゝれば東武の場末といへども、強ちに廢がたき土地にこそ、拾景左のごとし、

- 一曲戸山の霞 尾張殿外山の御やしきの事也舊名をわだと山といえり 一 牛天神の花 一 江戸川の螢 一 九段坂の月 安藤帶刀前通りの坂也 一 早稲田の落鴈 めじろ下より改代町うしろ迄の深田也 一 赤城の紅葉 一 筑土山の雪 一 目白の晚鐘 一 金曾木の夜雨 世俗金杉といえり金剛寺坂の上 一 牛籠の行人

參拾五

瓦町閻王堂盛長の碑

一、淺草藏前瓦町稱光山華徳院長延寺 天台は、大圓寺の北に隣りて閻魔堂と號す、此閻羅王の像は運慶の作にして御長丈餘、江戸閻魔王の隨一とす、正月七月の十六日のみ此尊像を惠施して常には出さず、彼齋日には東武は勿論都鄙の男女群參して櫛の齒を挽がごとし、常に閻王殿に於て大念佛を修せしめ參詣たゆる事なし、此堂六間奥行九間ばかり、且閻王殿の軒に懸し三字の横額は、戊辰漆月朝鮮國眞狂金啓舛書とあり、手水鉢には寛文十一辛亥年稱光山長延寺と鍛付置ぬ、文化十二乙亥年に至りて百四十五年におよぶ、又閻王堂のまへに地藏堂あり御長凡二尺、これ閻羅王は地藏薩陲の化現たる事をしらしめん爲か、

一、地藏堂の左に玉垣して古碑あり、建札に曰、藤九郎盛長碑文永度建立と記せり、その石青く高さ五

參拾八 大洗堰下垢離場瀧本院

一、目白下關口水道町の出はづれ川邊に、瀧本院といえる修験あり、是は享保年間より代々此市中に住宅して、高田戸塚村寶泉寺中水稻荷といふを兼役す、此處關口大洗堰の川下一町にして川幅廣く、河中漲り水淺く砂利清らかにして、初夏より秋にいたり大洗堰の此方に鮎を汲あり、又釣するあり或は泳ぐ者あり、扱は石を拾ひ萬の物持來りて洗ふ人、己がさま／＼一興にして又面白し、此大洗堰といふは猪の頭の池水此處まで堀割引來りて、目白臺下崖通りを神田上水へ分流なさせしめ、水盛して餘れるは大あらゝい堰へ落し、末は江戸川を流れて舟河原橋へ出、神田川筋兩國川へ會流せり、されば目白臺下崖通りの上水を樋を以、關口水道町曲り角水車屋半兵衛方へ分水して、一切の穀物をしらげ又は粉に搗て渡世とす、其工夫又賞すべし、依て御代々公御見物に成せ賜へば、御成御門現在す、此水車なくんば、敵盧の庭中を踏せ賜ふ事もあるまじきに、水車の仕懸上覽あらんと折節光駕なさせ賜へるは、豊島やは冥加に叶う仕合といはんか、此水車へ箱樋を以て目白崖下より分水する箱樋の際上水の溢れ左右に分れて瀧となる高さ九尺ばかり幅壹ツは六尺ばかり一ツは三尺餘、これを大瀧小瀧と號く、是によりて仲春の頃より初冬にいたるまで、東は湯島本郷南は飯田町より麴町四ツ谷、西は市ヶ谷大久保かけて町々より瀧本院へ來り、件の瀧を浴て垢離の修行場とし年中人絶る事なし、しかるに

此瀧の少し此方の水中に大鉛播小鉛播といふ穴あり、口さし渡しおの／＼三尺ばかり深さ丈餘、取分大鉛播の方は深さ三丈餘とや、口狭く底次第に廣く水苔生じ四方滑かにして、此穴に墜るものは活てふたゝび出る者なく、むかしより水虎の栖家と稱して人みな恐怖す、此魔處を能しりて人その邊に遊ばずといへども、かならず年々彼穴へ引込れて命を失ふもの大旨五七人つゝあり、是によつて寛政年間切支丹やしき破壊し賜ひける砌、夥しき御捨石を車數輛に積て彼魔穴を埋め賜ひしかど、兩三日の後彼砂石何方へ運び廢せん、貳ツの穴中元の如し是奇怪といふべし、今年乙亥初夏より八月に至るまで、能泳ぐもの都合六人亡命せり、但し垢離をとる者に限りて此災害なし、此故に彼箱樋より川上貳三拾間を離れて、水中の淺瀬にあそべど、折に觸ては此魔事に逢人あり、是彼怪物に見入らるゝといへるものか、是によつて先代瀧本院は強勇の修験にて力量すぐれ聞ゆる水練の達者なれば、年々人の死亡するを悼且は垢離場の寂にならん事を歎き、諸人に代りて彼怪物を退治せばやと覺悟を極め、天明年間澁染の肌着に澁染の禪を二重に締め覺ある短刀を口にくわへ、彼小鉛播に沈み怪しきものやあると探すに更に一物なし、頓て又大鉛播の穴に沈むに六七尺の間水暖し、此下凡壹丈程の間水冷たき事水の如く、此下又壹丈程の間水暖にして湯の如し底明るしといへども苔生じ一面に青く、長さ事藻の如く滑かにして更に手がゝりなし、爰に諸刃の劍一振石上に建懸たるに、さながら人の置たるが如く、此外更に一物なし、此寶劍物臭し子細あらんと睨と鞆を握り頓て浮上り泳ぎ出つゝ彼穴中に採得

し諸刀の劍を見るに、長さ壹尺壹寸餘利き事水の如く、その鍛凡作にはあらずと見ゆ、頓て名主孫太郎をはじめ町内高老の人々にも見せてありし容體、穴中の様子くわしく物がたり、明日は彼寶劍を持參して支配へ訴出んと衆評一決し、先その夜は寶劍をば本尊の不動の厨子へ入置鍵を下しける、しかるに瀧本院翌朝起て看經カンキンせんと鍵を以て錠を明厨子をひらき見るに、昨日の寶劍の行方をしらず瀧本院思案もしやと心付て、明日の如く身拵し出たちて大膽にも大鉛播の中へ飛込、底を探すにきのふの石上に立懸置きたり、依て又寶劍を持浮上り又昨夜の如く不動尊の御厨子の中へ入置、今度は試見んと鞘の先の穴へ苧繩を通し、本尊の御臺座へ睨とく、り置、扉を締錠を下し置けるが、翌朝厨子を明あらたむるに、苧繩のみ残りて寶劍の行衛をしらす怪事といふべし、爰に於て瀧本院も兩度の奇特を思ひ人も押とむる故、夫限にして止め、彼諸刃の劍といふもの大鉛播の主ならんといえり、予按ずるに水虎の類少しく、小神通あれば、形を寶劍と化したるもしるべからず、その故は功を經し狐狸の類すら箭先にあたり鐵砲に打れ、却て人に化されては四民シミンにかゝり命を失ふ、しかるにむかしより天狗水虎の類ひ中には病死するもあるべきに、終に是まで死骸を人に見する事なきは怪中の怪といふべし、傳へいふ天狗は僧少人山伏クダマ者力量の人と變化し慢心を塞クサし説古來より區々あり、大鉛播の水虎も多くは水にあそぶ少人童女、又は鯉魚鯰等に化し、彼妖穴に引込れ、非業に死するもの年來かぞへがたし、人兼て恐怖し水中の魔處マコに近かずといへども、年々此河中に五六人づゝ死亡するはいか

んともしがたく嗟歎ならず、左はいへ春より秋の季まで風色の絶妙なる、北に奥山の高さを望み西に曲戸山マダトの美嶽に連たる風情、南は宗參酒井赤城の山々波濤の如く溶り、深林の中より濟松寺の臺見ゆるも又めづらしく、東は龍興寺の山より牛嶺駿河台まで一望の中にありて、花に紅葉に月雪の勝景いはん方なし、殊には左に程よき耕地をながめ、右は川にそひ大洗堰の水の玉ちる、五月雨塚水神山すかた見の橋も程近ければ、折々爰かしこを逍遊しつゝ、目を慰め鬱氣を散じ、こゝろをたのしむから心ある人に見せばや津のくにの詠せしも思ひ出され、世の雅客文人に見せたきものにぞ、

參拾九

大杉村小兒疳性の療治

一、武州葛飾郡南小松川大杉村百姓權五郎といへるもの、姫は、己が母親より傳受請しとて男女の小兒の疳の病を治する名方を知れり、その療治といふは、小兒の左右の人さしゆびの横の腹に、紫の横筋あるは是疳たり、彼祖母よく是を知て小兒ならば、その母に抱せ置小兒の手を取、件の横筋の上を夜着綴針のごとき鐵鍼を以て一兩度突破れば、いかにも黒き惡血にじみ出、是疳の病根の惡血なり、その子病ひ怪きは血迸り出壹度にして愈、又小兒生質柔弱にして病ひ重きは兩三度彼處にいたりて此療治を請るに、かならず病氣根より全く愈、顔色光澤を生じ元氣よく、日ましに肥二便よく通じ夜よく寐らる、實に奇法の療治といふべし、彼姫片鄙に生立何ひとつわさまへざれど、小兒の疳性

を治する法をその母に習ひ修練せしは、病兒の助といふべし、彼針にて突やぶる時さして痛ますや、幼兒等強に泣にもあらず、針に疵にならねば膏藥を用ひず、頓に血とまり途中にして針口愈、但し此療治男女とも拾五歳までに限るとぞ、元より療治を貪らねば、大旨百銅より拾貳銅まで面々の分限に應じこゝろ次第とす、兒の生質によりて灸點するもありけり、爰にいたる途筋は逆養川を越、四間茶屋より南をさして凡貳拾餘町にして大杉村にいたる、本名は一の柄二の柄とかやいまり、大杉といふは處の小名と見ゆ、五分一村の灸治是に繼べし、しばし四間茶屋に憩ひ双方の療治いづれが勝らんと聞に、答て小兒の諸病を押えて發ざる用心ならば五分一の灸治能からん、今さしかゝり發病の兒ならば、大杉村の療治的中し全快すべし、先の嫗より相傳し二代引つゞき療治すと語りき、實にも予が知己の人の小兒發病し醫療手を盡しけれど同扁たりしに、大杉の療治に壹兩度罷りて全く快氣せし小兒眼前四人あり、實に希有の一法といふべし、しかれども近年かやうの類流行ものにて、初編にいふ足立郡柳島の眼療、又貳編にいえる多摩郡井草村の灸治、或は橘樹郡山の大倉村の木や忠兵衛が老父の諸病の療治等、壹人よしと吹聴すれば移りやすき人こゝろ、爰に行彼處に奔走して療治をたのみも、畢竟は大醫のなき故ならん、帝都の吉益周輔、扱は福井秀橋かごとき良醫ある事を聞ず、就中周輔はむかし東山公の御代文明より明應年間名臣と聞えし吉益範昌の家にして、學才衆人に越病家の尊卑を論ぜず人の必死を救えり、眞の大醫といふべし、世くだり今武城の内齣の出ぬ間の貂誇りとやらん、二宮東江

が類ひの者三四人病家にもてはやせと、彼吉益周輔か末第たり、縮る處病人の運によるべし、夫醜醫にも學才ありて醫は意なりと註して工者あれども、人みな形容の勿體に泥みて病者の本服を失ふ、繁花の土地は人心移り安く、因人重法の世のならひとて、いろくの人こゝろも又面白し、

四拾 下目黒村の大鳥大明神

一、武州荏原郡下目黒村大鳥大明神は、不動の後通り東北にあたりて、同處金毘羅神より東南壹町にあり、別當は社内の南隣にありて大聖院 眞言と號す、本宮は東に向ひ神樂殿は宮の右に南面せり、社内左のみ廣からず、殊に田舎の垣構を設るにもあらねど、木立ぶり朱の玉垣神さびて和光同塵の様いと殊勝に見ゆ、此本宮の左右の柱に聯を懸て鎮座の由來を示す事左のごとし、

□ 武藏國貳拾四座の内荏原郡三目黒の惣鎮守
大鳥大明神とや奉るは日本武の尊なり

□ 大同元年はしめて當山に鎮座ましくてより
文化十一年まで凡一千十三年の星霜におよぶ

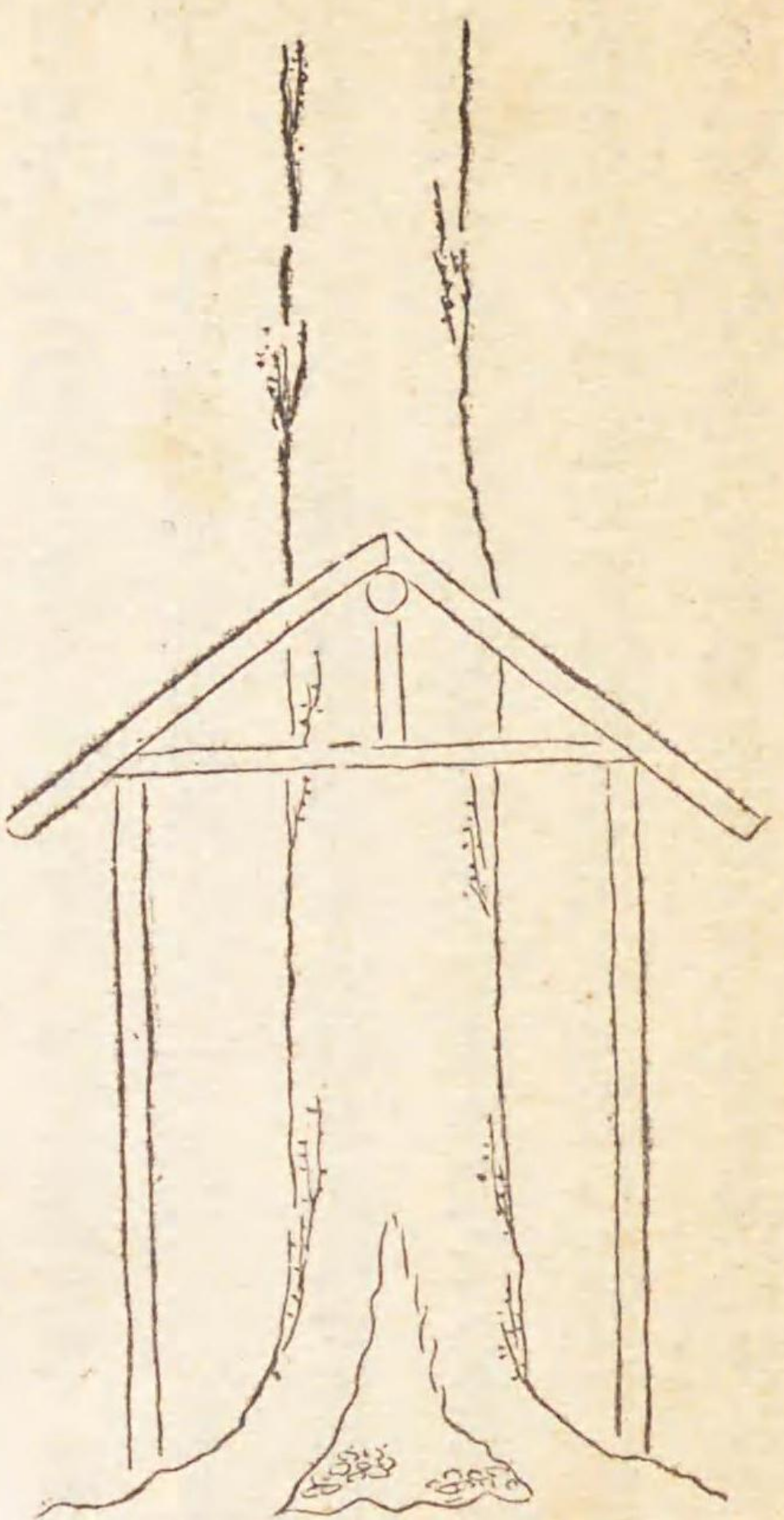
一、例年五月五日上中下の目黒村より、腕に覺ある若者此社内に集ひ、相撲を興行して神慮をなぐさめ、又神樂殿には神事の舞樂をなして垂跡をすゝめ奉る、これを見んと都鄙の人々群集して日終賑えり、片鄙には何事も古例の式を替す久しき事にぞ、

四拾壹

古川村薬師の靈水

一、武州荏原郡古川薬師は、矢口村の南拾八町にして古川村にあり、別當を安養寺眞言となづく、本堂南面して六間四面中央に瑠璃光如來の額を擧たり、諸病悉除の願満足してこゝろくに繪馬奉納せし者少なからず、此堂の右に杉の立樹の數丈ある根もと洞となりて、其中に自然と水滴り溜れるを靈水とし、小さき竹柄杓に汲とり竹筒に入、わが家へ歸るあり、又汲とりて直に飲むのあり、目を洗ふ人あり、その身の信によりて奇特もあるにや、彼杉の樹の下にさしかけに雨覆を作れり、正面より見る圖のごとし、

右圖のごとき杉の空の中には丸き小石ありて、その中に水少し湛あるを薬師如來の靈水なりとて汲取人みな貴べり、初編に著はせし足立郡戸田の川ばた羽黒権現の社内、榎の膝にしたゝり溜りたるを神水とするが如し、彼は地上より壹丈貳三尺も上なる榎の膝の空に水自然に溜り、是は圍五六尺もあるべき杉の根もとの空に水滴り溜る、予汲取て手に掬するに微塵の砂埃ありて、漉ずんば用ひがたからん



後人見てしるべし、

一、本堂の右にならびて、同じ格好の一字あり、閻魔王を中尊とし左右には十王拾體をすえたり、僧房は閻王堂の右に建つらねて境内又狭からず、寺中とて楓樹ありて常盤樹の中より、もみぢの燃るがごときは又一

入といふべし、惜いかな片鄙にして參詣する人稀に、境内の不掃除なるは恨といはんか、

一、本堂より表門の敷石の左右に、古來の銀杏樹双方にあり、高さ漸く壹丈餘根もとの太さ凡廻り壹丈五六尺もやあるらん、ところゝ朽損して見ゆ、此銀杏夥しく乳房垂下りていかにも年古き様なり實比企郡岩殿の觀音堂前の銀杏これに繼べし、此樹に建札して乳ふさ折採まじと堅く禁ぜり、更に火災の愁ひなく年曆をかばかり立し古き寺にや撞樓の鐘の銘寫し取がたく思ひしかど、こゝろなき者を雇ふまじなどいふ、時節の日みじかさに、來春道遊せんものと立出ぬ、是より門前を東南さして六郷川の此方蒲田新宿に近き繩手の街道へ凡拾三四町もやあらん、されば春は日永といひ木の間くに咲花は白絲の瀧ともよみしも理にて、耕地の草々の青み蓮花草などの咲つゝきし様面白くいはん方なけれど、又秋も初雁の頃より路傍の草花は優にやさしく、季秋の頃は四方の梢のもみぢせし様、又は豊

作に稻の臥早稻の荊田に諸鳥のあそぶ風情、右には多摩川の下流潔く弓手ユンテには目も及ばぬ遠山耕村を眺望し、松柏の己がこゝろまゝに溶りて繁茂せし模様は、天然の風色畫イカデとも争か及ばん、爰に躊躇し彼處に躊躇して絶景を愛戀し、かゝる處にてこそ一煎して遊びたきも、小日向までは四里に遠ければ只日みじかを託のみ、人とは見ずとやいはん玉津島、と詠ぜしも思ひやられて、路上に立やすらふ人やわらはん、我身ながら笑止しくも又一興にしておもしろく、雅趣その中にありぬべしと覺ゆ、

四拾貳

京極家の金毘羅神

一、虎の御門の外京極家の金毘羅神は、新橋の外京極能登守高中の上屋敷にあり、例月十日溜池下御堀端の門をひらき參詣を許して、都鄙の者群集して賑しといへども、正五九月殊に群參し、別しては十月の十日は祭禮とて人山をなし、北は霞が關下通とらの御門内より男女引もきらず南は江戸見坂下新下谷町筋、東は愛宕下通さくら川筋幸ひ橋の此方より往あり還るありて、往來の男女目まぐるしきが如し、その路筋にはもろくの縁日商人大道狭しと居ならび、御堀端通り火除地を象りては、種々の植木屋ども敷を盡してならべ願人は頭上へ水垢離して往還の真中に行衣を濡し、稱宜は柄長き幣帛を打ふりて淨衣の袖の翻せり、又裏門の此方には神酒を捧げ賜はんやと、小樽幾等となく積置て參詣の人々にすゝむ、その繁昌なる實に目を驚せり、則ち押分く漸くに門を入れて右の方土藏と長屋との

間に、金毘羅神を崇む社は北向に建て間口纔に貳間ばかり、軒低ければ人の後より低頭ものみな賽錢を社の家根に投上て、一面に家根白く灌佛會の花見堂の如し、祠の太フトしきも諸町の人々勸進して建立せしにや、町名を付て見ゆ、此處狭きに祭禮なれば、大行燈掛行燈挑燈等ありて、參る人下向するもの、更に採あげられて足も地に付事なし、いかなる利生のあるやらん、下谷御徒士町生駒斧太郎屋敷の金毘羅神これに繼べし、されば金毘羅を京極家へ勸請せし事は、京極刑部太輔高和の代、萬治元戊戌年播州龍野より讚州丸龜へ國替して、領分の金毘羅神なれば崇敬せられしに、先々京極若狭守高或の代かといふ、舍弟壹岐守高道を本家相續させはやと、極内密に毒害の企ありけるが、或夜件の神若狭守高或の枕上に影現して、遽しき靈夢の告ありしかば、佞奸の族を糺明し、滞なく家督相續せしまゝ、高或深く神驗の著明を感伏し、事收りて後領國讚州象頭山の金毘羅神を爰に勸請して尊敬せしより、誰いひ觸すもなく神威を傳え聞、左なきだに愚に惑ふ人こゝろ、われも利生に預らばやと歩を運ふ程に、年を追て斯は繁昌する事となん、但し上にいふ金毘羅神とは、同名異體と見えたり、凡享保年間の末より今年文化乙亥に至りて、最早八拾余年に及ぶといひ傳ふ、

四拾參

新田大明神の祭禮

一、武州荏原郡矢口村新田大明神の事實は、初編に著しなを又二編に碑の銘を明かし置しかど、文化十

三乙亥年十月十日此神の祭禮と見まほしく態々罷りぬれば、行路の風色の己面白しと思ひしまゝ又唯爰にしるすもの也、抑此日は天氣快晴して風なく、殊に小六月とや暖く卯の一天出宅し、路筋は加賀屋敷の原を打越四つ谷信濃殿町より、六道の辻青山通澁谷金王八幡宮の社内の楓樹は、取分艶しく染て得もいはれず、頓てこれより先々の行路は木々に草に、風光は春にも勝らんかし、頓て中目黒村の別處を過新ふじ山を左に見なして祐天寺を通り抜ぬ、此山内の紅葉己がさま々染なして天造の風景は兎角の論なし、凡矢口村の近路もあるべければ、市中の通行は見るも物いそがはしく、好て此途筋をたどりぬ、元より獨歩の身は爰に躊躇し彼處に憩ひ、目黒不動の森の間々染にし紅葉も猶一入にして、頓て境内を通り抜つゝ右にそひ、南をさしてゆく事凡壹里餘もや、池上本門寺のうら門に至る此途筋とり分大久保村の、此方より山に里に田に畑にところ々風色一變し、曲れる路あり登る蹊あり、耕夫の田を刈農婦の稻を背負も又めづらしく、鳥に慰みもみぢに浮れて、歩となく行ほどに、長榮山の境内に入ぬ、此寺會式の設とて最賑はしく、今や貫主の出仕あらん説法やはじまらんと、老若爰に集ひ彼處に走る様、實や貴き人よりは貴む人ぞなを貴しと知識の金言宜なる哉、既に山内を見めぐり石坂より南を遠望すれば、遙に川崎の沖より大師河原羽根田の海面を見わたして、渺茫たる耕地を人の行かふは豆のことく幽に、新田の幟の雲間にちらつく惣て風景いはん方なし、されば目黒より此地に來るに、かほど登るとは思はざりしが、今此石坂を下り試るに本門寺の境内高さ事三四丈もあ

らんかし、頓て坂を下り終れば地家は左右に家居して會奉行と書て門に下札せしは會式の司役にや、既に惣門を出石橋を過れば、門前の賣店は軒をつらねて賑しく、兩側多くは食店にして、前垂に伊達を見せし少婦の鄙たる聲して、ヲハインチャセ〜と呼たつるも又一興といふへし、是より右に添て一筋路を新田へ拾貳町といへど半路もありぬらん、左右村邑をみなれし耕地を煙草くゆらし風色を見漏さじと歩むに、祭禮に行く人歸る人引もちきらず、頓て矢口村にいたれば、最賑ひ神樂太鼓の音も程近く、社頭の群集大方ならず、さはいへ江戸より來れる人半多し、別當は義興山眞福寺眞言とかや社の右に僧房を構えて、此日は丸に一文字の中黒の紋染上たる麻幕張廻し、竹輿數拾挺玄關の此方に置しは東武より來りし人々にや、扱社頭には四神の旗を建幟又數拾本、社内にはいろ々の縁日商人尺地もなく店を取ひるけ、左の方の神樂殿には三拾五座とやらん、あやしの樂屋より階かゝりに面をあて裝束して立出る、是を見んと老若立集ひ社内狭しと立休らふ、又運を守るの神と稱して五色の紙にて造れる小さき矢貳本買求て供する人あり、或は白き紙にて羽根を作り丸の中に黒一文字の短冊付し矢貳本調て備るあり、ちの〜供して後又申下して己か家に持歸り、神棚の中にや置て一切の魔除となす、傳えいふ水羽兵羽の矢貳筋の遺風にや、又十騎の宮は壹町南の左側路傍にあり、此宮にも矢を備ふ、是ひかし人皇九十九代後光嚴院の御宇延文三戊戌年十月十日の早天、新田兵衛佐義興は傾く武運にやありけん、江戸遠江守同じく下野守、竹澤右京亮等が剗謀に陥り、忍ひやかに鎌倉へ急んとて主從僅

に拾三人、態と小勢に出たち常の武士の旅に省して矢口村の涉しにかゝられしが、その頃は矢口の川幅表四町にあまり浪張り底深く、竹澤が類急て三百餘騎の逞兵を兩岸に伏、究竟の射手百五十騎遠矢に射殺さんと用意せしも、露しらず主従拾三人渡しの船に乘移りぬ、しかるに彼船底を貳ヶ處くり抜鑿をさし置たりける、唐土のいにしゑ漢水を涉りし例も斯やと最哀なりき、果して川中に漕出せし頃、渡し守は櫓を取はづしたる風情にて水中に押流し、貳つの鑿を一時に抜、貳人の水主は水中に飛入水底をくゞりて逃出ぬ、この時岸の伏兵一度に蜂起し、鯨波を合せ矢を射事雨の如く、船には水一盃の満て主従既に沈んとす、是によつて無念腸を裂といへども詮方なく、今に悪鬼となりて怨を報ふべきぞとて、義興憤怒しながら左の脇より右の脇へ二刀まで抓切て水底に飛込しかば、引續て井彈正世良田右馬助、大島周防守、由良兵庫亮、田良新左衛門、土肥三郎左衛門、南瀬口六郎、市川五郎等の武士思ひくゝに生害して河中に沈没しける、中にも土肥、市川、南瀬口の三士は水底を括り岸に欠あがり敵中へ亂入し、名ある武士五人討取拾三人に手を負せ、同じ枕に討死しけるとなん、眞福寺の舊記に見えたり、此處平賀源内よく淨瑠璃にその分野を綴れり才士といふべし、今十騎の靈社と崇る是なり、延文三年より文化十二己亥年にいたりて凡四百五十八年におよぶ、江戸遠江守同じく下野守等が一族みな苗氏を替て、今本所に江戸十右衛門といへる人のみ、昔の苗氏を改ず、多くは長谷川黨と替たるは江戸氏の類とかや、此氏族の類は當社内に入は必ず今も崇あるとぞ、

一、延寶年間松平政種は、此神の一代記上下二軸を造り當社へ寄進しけり、筆者は上野左兵衛繪は上野加兵衛跋の文章は林大學頭信光の書る處にして、元文元丙辰年四月十一日上覽ありしよしをいひ傳ふ、此二軸及び碑の銘文當社の奇品といはんか、彼二軸の跋の文章左のごとし、實は義興上野國矢口にて討死の事は後卷に譲のみ、

武州荏原郡矢口村新田大明神者、所崇左武衛源義興之遺靈也、余嘗詣而拜之、痛星霜之漸古感祭祠之不懈、然未有緣起之備者、故采撫見小説者、略記其履歷、且新使畫工設丹青勸爲緣起上下卷、裝之箱之以納社中、使神之勇猛赫於一時昭昭于萬世也、願流武名於士林耀神威於邦家也、崇武之寸衷敬神之微忱併在乎此、遂書以書跋、

昔

延寶四年丙辰春正月十日

源姓松平氏政種

と誌せり、延寶四年は人皇百十二代後西院院の御宇にして、嚴有君の御世なれば、文化十二乙亥年にいたりて最早百四年におよぶ、斯て社前の食店に憩ひ晝糧をしたゝむるに、野菜二三種あればアレコレと風味するに、醬油の劣けん苦みありて一も口にかなわず、只心よく食するは飯にして白く味ひ餅の如し、是によりて給仕する嬢に尋れば、一年兩度の祭禮の内正月十日は、菜園もの、稜はじめとしてひさぎ、十月十日は取入たる新米の遣ひ初めとして賣ふを吉例と定め、此神事に對して心祝ひとし

侍ると答き、いかにもその甘き事椀を食ふの志ありけり、凡是まで小日向より四里半もあらんかし、暫く此食店に休息し腰痛を養ひて、倩歸路の行程を思ふに、海道へは二十餘町もあれば、品川を廻りて五里もあるべく、又川崎の驛に止宿せんには午時少し過ぬれば、警女コウメの日高といはれんも口惜と、幸ひに辻竹輿の四手にゆられて、蒲田新宿の此方へ出、八つ山下の出茶屋に乗放して、入相過る頃茅屋にぞ立歸ぬ、

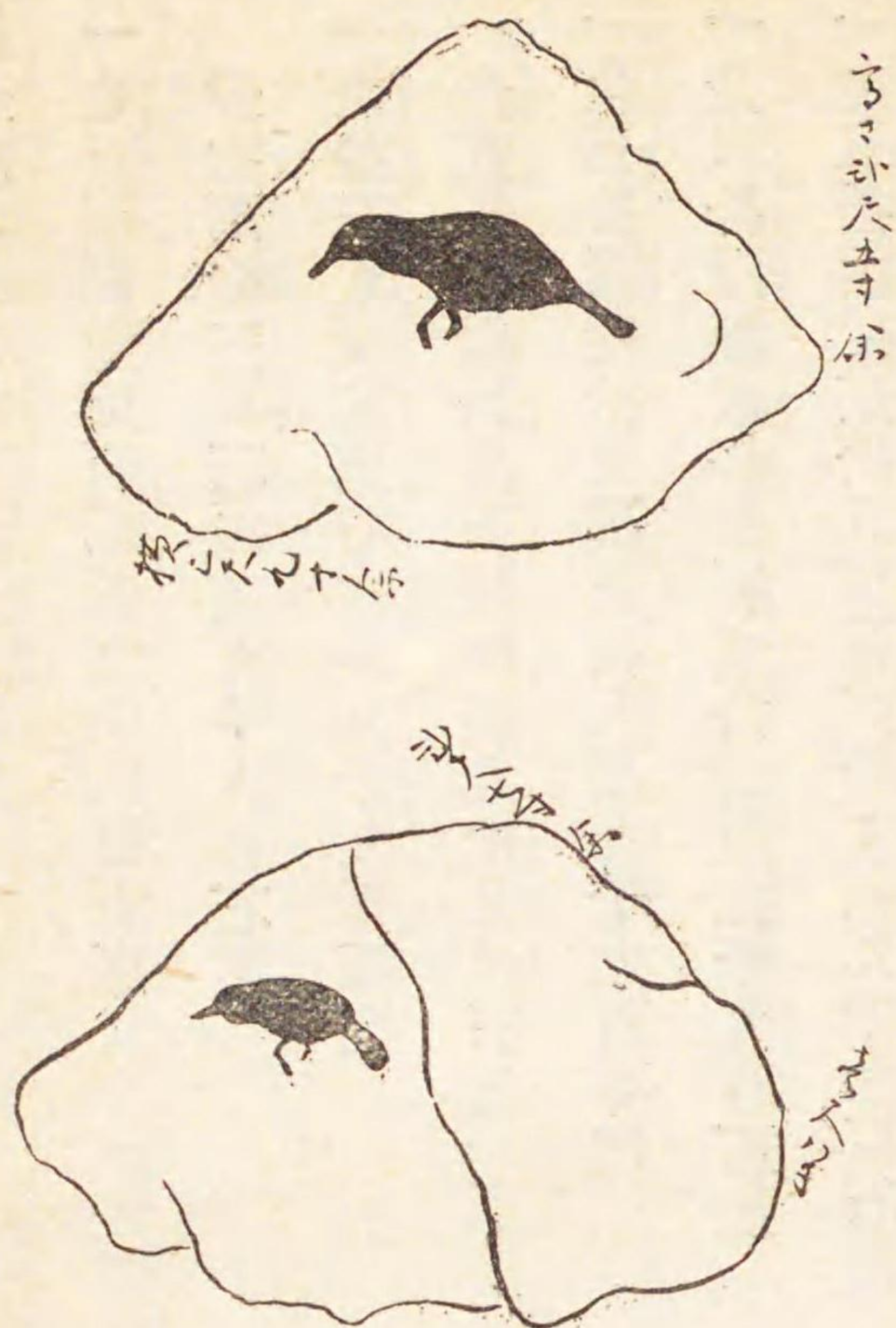
四拾四

武州やはた八幡宮からす石

一、武州荏原郡やはたの八幡宮は、大森村の東路傍にあり、世俗通して鈴ヶ森の八幡と稱す、是すゞが森に隣り且は鈴石といえる名石のあるによりて斯呼と見ゆ、鈴石の事は初編にいえるが如し、本名やはた八幡宮これなり、凡やはた八幡一の宮國分寺と稱するもの、一國にみなちのくくあらざる處なし、下總の國やはた八幡宮は、葛飾郡市川村の東二十餘町路傍にあり、又上總の國には西葛西の濱邊にあり、越後には頸城郡五智クシより今町へ行途にあるが如し、斯一國にちのくくやはた八幡を勸請せし事はむかし故ある事と見ゆ、扱當社にからす石と號し奇石二ツあり、書家烏石爰へ奉納せしとなん、此石二ツは元來何寺とかやいえる禪家にありしを享保年間御立寄ありて 有徳君上覽遊ばし、その寺へ預置しめ賜ひしが、住持その後度く移轉し、彼石の事申繼置ざりしが、書家烏石不圖此珍石ある事

をつたへ聞、金子を以て無利に所望し深く悦び我烏石と名のる身に、かゝる天造の奇石の手に入しは幸福とやいはんと筈に入、新に記を書して此石を天より得たるに由て、以來烏石と名を改めしといふ説を設け、世上へもいひふらしけるにや、しかるに件の寺にては珍石を手放しは殘多けれども若干の黄金を得て悦びしが、此事誰いふとなく公聽に達し御察度ありて、その寺大に御呵を請しとかや、先

ちまかたます



々代住僧の節御預なし置れしを、外へ移轉の砌取紛失念しいひ繼置ざりし故となん、烏石上京の後當社へ奉納しけり、からす石の圖左のごとし、
右の如く、一石正面のからすと見ゆるもの大さも、恨らくは堅カタに筋ありて鼠茶といふ色に似、小堂に置て三方より能見ゆ、

四拾五

深川三十三間堂の出銀

一、深川三十三間堂は、八幡宮の東壹町に隣る箭弩を練磨するの徒は、かならず此處に於て射術をこ

ゝろむ、則ち別當永代寺の持たり、むかし淺草にありしが明暦の一火後、度々類焼せしま、此地へ引移りて、むかし三十三間堂のありし處を今淺草堂まへと呼べり、本願寺の壹町西の方南北の通りをい
えり、扱此堂の再建及び修葺料は、壹万石より以上の諸侯出銀して作事成就する事となん、その定例
及出金左のごとし、

- 一金五兩從壹萬石貳萬九千九百石迄
 - 一金七兩從三萬石四萬九千九百石迄
 - 一金拾三兩從五萬石六萬九千九百石迄
 - 一金貳拾兩從拾萬石拾四萬九千九百石迄
 - 一金三拾兩從拾五萬石拾九萬九千九百石迄
 - 一金四拾兩從貳拾萬石貳拾四萬九千九百石迄
 - 一金五拾兩從貳拾五萬石貳拾九萬九千九百石迄
 - 一金六拾兩從三拾萬石三拾九萬九千九百石迄
 - 一金八拾兩從四拾萬石四拾九萬九千九百石迄
 - 一金百兩五拾萬石以上
- 右勸金都合三千五百四拾三兩也

一、通し箭大禮の節、古來定例の出銀これあり、左のごとし、

- 一 白銀五枚 堂銀
 - 一 同 六枚 箭檢見
 - 一 鳥目壹貫文 燒明代
 - 一 同壹貫文 椽錢
- 右の通被致矢數候方より可被遣候者也
- 一 鳥目壹貫文 板代
 - 一 壹貫文 矢檢代
 - 一 同壹貫文 札代

右之通從稽古之方可被出之候者也

一、裏門は八幡の通にあり、表門は堂の正面川邊にありて、平日といへども體術を稽古する人絶る事
なし、又都鄙の遊客爰に逍遙しなぐさめり、川邊筋は木場なれば風色のよきにはあらねど、山陰の片
道より爰に遊歴しては見るもの又めづらし、川中の材木の上蹲踞^{ウツクマツ}て釣する人に清話し、四ツ手網に
魚待人も又一興にして、爰より洲崎の辨天へ五町、羅漢寺へ貳拾壹町、初編にいふ洲崎元八幡へ三拾町、
海に川に家居の様ものめづらしく、氣を保養し食を平懷^{コナ}し目を慰めんと、折ふしは此邊を獨行してぶ

らめく事にぞ、

四拾六

日本堤新吉原の間敷

一、淺草新吉原日本堤ならびに大門の修葺は、見番正六といふもの、茶屋遊女屋の口錢上葉を取集て、道造りと大門の修造に充別して、日本堤は三谷町の北方新鳥越にかゝる荒川の水除堤なり、然るに近年その手當行届ざるによつて、千住村にて、大隈勘九郎といふものに、大門の修葺を命せしめ給ふ、一、日本堤御榜示杭より木戸際迄京間三百八拾五間貳尺なり、北の方は箕輪まで長さ四百間餘都合拾三町餘なり、又新よし原大門ぐちより水道尻まで京間百三拾五間横幅京間百八拾間此坪數都合貳萬七百六拾七坪、元和三丁巳年傾城町の場處に下し置る、尤此頃までは鎌倉町にありし風呂屋女を是より一緒にし、又は京境伏見等よりも遊女を呼下し、江戸京橋すみ町難波橋高砂町等に居しを、傳馬町に地處を賜はり、彼類を一部の内ミツヘに置しめらる、今大門通といへる是なり、此時駿府の七ヶ町の遊女屋を願ひて、五ヶ町を江戸へ引たるによつて五町街と稱し、今駿府の遊女屋ある處を貳町街といへる是也、上の三十二の條下に述るが如し、則ち明曆二丙申年まで四拾壹ヶ年の間件の土地に居しか、翌三丁酉年江戸一圓大火後、淺草日本堤の西へ引地なさしめらる、今の新吉原の一部これなり、此時一郭の者普請料として金壹萬三千兩下し賜はりしとなん、御仕政のありがたきを敬察すべし、況やその外の事

にあえておや、因にいふ明曆三丁酉年正月十八日十九日兩日の大火に付、その頃觸書のありがたき左の如し、

覺

一 今度焼失の寺社侍屋敷並町中割替所々可有之候間當座之小屋掛候共成程輕可致事

一 同作事之儀縱令大名たりといふとも三間はよりより廣屋作可爲無用勿論輕く被相建用意可有之事

付り、二階門可爲停止並駒寄は先無用之事

一 衣類之儀以來御定可有之間應分限跡々よりは成程輕きものを可相求候但今所持は衣類當分は不苦

事

付り 今度火事に付諸道具拵候共金銀之かなかい並梨子地高蒔繪之類可爲無用事

一 罕人よしみの者か由緒有之輩來候而可差置也但大勢あつめ置候儀は可爲無用事

一 小身之面々心次第妻子等關所より内々在々所々え遣し可置事

一 領内山林有之面々常は不伐候共此度は商賣可申に付事但公儀より被留置候山林は更指圖可任其意

事

一 一季居之輩如例年之出替候節暇を出におえては今度之火事に付而可令迷惑候間幾分扶持方食物な

ど不足候共可堪忍と申候者其儘可差留勿論暇乞候者可出候事

明曆三年正月廿五日

覺

御本丸炎上に付而早速御營作雖可被 仰付候下々家屋焼失之條當年は御延引之事候然ば諸大名旗本之面々町中に至迄其心次第輕作事仕候かまた小屋掛等可申付者也

酉の正月十八日十九日江戸大火事に付類火に逢候面々へ二月に至て高に應し御金被下度候覺

- 一金三兩高拾俵
- 一金三兩貳步高拾五俵
- 一同四兩高貳拾俵
- 一同四兩貳步高貳拾五俵
- 一同五兩高三拾俵
- 一同五兩貳步高三拾五俵
- 一同六兩高四拾俵
- 一同六兩貳步高四拾五俵
- 一同七兩高五拾俵
- 一同七兩貳步高五拾五俵
- 一同八兩高六拾俵
- 一同八兩貳步高六拾五俵
- 一同九兩高七拾俵
- 一同九兩貳步高七拾五俵
- 一同拾兩高八拾俵
- 一同拾兩貳步高八十五俵
- 一同拾壹兩高九十俵
- 一同拾壹兩貳步高九十五俵

- 一同拾九兩 百石より百四拾九石まで
- 一同貳拾五兩 貳百石より貳百四拾石迄
- 一同三拾五兩 三百石より三百四拾石迄
- 一同四拾五兩 四百石より四百四拾石迄
- 一同五拾五兩 五百石より五百四拾石迄
- 一同六拾五兩 六百石より六百四拾石迄
- 一同七拾五兩 七百石より七百四拾石迄
- 一同八拾五兩 八百石より八百四拾石迄
- 一同九拾五兩 九百石より九百四拾石迄
- 一同百五拾兩 千五百石より千九百石迄
- 一同貳百五十兩 貳千五百石より同九百石迄
- 一同三百五十兩 三千五百石より同九百石迄
- 一同四百五十兩 四千五百石より同九百石迄
- 一同五百廿五兩 五千五百石より同九百石迄
- 一同五百七十五兩 六千五百石より同九百石迄

- 一同貳拾兩 百五拾石より百九拾石迄
- 一同三拾兩 貳百五拾石より貳百九拾石迄
- 一同四拾兩 三百五拾石より四百石迄
- 一同五拾兩 四百五拾石より四百九拾石迄
- 一同六拾兩 五百五拾石より五百九拾石迄
- 一同七拾兩 六百五拾石より六百九拾石迄
- 一同八拾兩 七百五拾石より七百九拾石迄
- 一同九拾兩 八百五拾石より八百九拾石迄
- 一同百兩 千石より千四百石迄
- 一同貳百兩 貳千石より貳千四百石迄
- 一同三百兩 三千石より三千四百石迄
- 一同四百兩 四千石より四千四百石迄
- 一同五百兩 五千石より五千四百石迄
- 一同五百五十兩 六千石より六千四百石迄
- 一同六百兩 七千石より七千四百石迄

- 一金六百廿五兩 七千五百石より
同九百石迄
- 一金六百五拾兩 八千石より
八千四百石迄
- 一同六百七十五兩 八千五百石より
同九百石迄
- 一同七百兩 九千石より
九千四百石迄
- 一同七百廿五兩 九千五百石より
同九百石迄

以 上

右之通候事

二月十五日

右のことく仰出され、類焼の面々高に應し御金拜領し普請等に取かゝられしよし、御慈愛の厚き御仁政の程ありがたき事ならずや、曉日舜天の聖代感心奉らざるべき、此砌御老中は酒井雅樂頭松平伊豆守阿部豊後守なりけり、さればその頃世上の類焼を勞賜ひ、御旗本御家人をはじめ若干の御金を下し置き、町家は拾ヶ年の間諸役御免を命ぜられ、傾城町一部の者どもへは、普請及び引料として金壹萬三千兩を下し置き、淺くさの土地へ引しめられしとなん、去は此日本堤の上を逍遊して情眺望すれば、左右渺茫と懸はなれて、殊に東は川向より千住までを見波して風色いはん方なく、春は摘草の頃より樹々の間の花はしらいとの瀧とよみしも理かや、夏は青田の萋々とはてしなく涼風によくほたるによし、秋は蟲聞より遠近のもみぢをながめ、冬は積雪の風光も又ひとしほにして、小傾城行てなぶらん年のくれまで人のとだえざるは、東武の一勝地といはんかし、

四拾七

花又村鷲大明神

一、武州足立郡花又村鷲大明神は、榎戸村の川縁を北へゆく事貳拾町にして、千住大橋よりは貳里といえり、毎年霜月酉の日を例祭とす、月頭に酉の日あるときは三度ともに賑えり、但し初手の酉の日を初酉と稱し別して群集す、春なりせば途中といひ眺望の面白からんに、冬枯の東北へ向ひて第一寒くナラテミナ暇路の霜解に日みじかく、左右の圃ハタケに青きものとは麥蘿ダイコン冬菜葱のみ、夫さへ彼方此方とところくアサレ拔ちらし、枯葉散亂して畠踏荒せば見るもいふせく、唯丹鳥鴻鴈等のころまゝにアサレ求食を程近に見るのみぞ一奇觀といふべし、扱書餉は千住幸手屋大門屋と軒をならべし貳軒の内にてしたゝめされば口にかなふの食なし、花又村の農家思ひくサツテヤに食をひざくといへども龜惡にしてひとつも喰ふべからず、まだしも榎戸村にてしたゝむべきか、爰は川邊の市中に似て酒樓あり食店あり、既に土橋を渡れば八條村へ一筋の往還にして、貳合半領吉川宿へ凡三里もあるべしぞ覺ゆ、木賣村西光院へ參詣する路はこれなり、斯て大門屋の前を眞直に細小路を入凡半路ばかりにしてナラテミナ暇途兩斷にわかれたり、此處を御堀道といふ、むかし御用水の御堀ありしによつて也、右を本道とし左の方を鷲大明神への近途とす、しかれども近路の方は懸はなれし耕地のみにして寒く休らふ處なければ、右の方本路より榎戸村へかゝりて可なり、兩道ともに明神鳥居先へ出るとしるべし、

一、榎戸村より江戸へ乗合の船若干ありし、船頭は途中に出迎て下向の者及び往來の人に強けり、則ち此川下あやせ橋の下を過て關屋の里へ出、鐘が淵よりあづま橋まで、川丈貳里といえり、これによつて便船し足を休めてゆられ行人あり、又家根船に置火燧して棹さし來るあり、或はざゝめさつゝ藝子引つれほろ酔機嫌の掃溜に、露の下しが如き頬して大還狭しとふりめくあり、扱は淺黄裏の貳本差が鄙ひたる聲して國訛の小歌諷ひながら歩も、四座の猿樂には聞馴ぬめづらしき節の謠を一調子張上つゝ笑止にも連立あり、又酔たるあり醒たるあり、總て男女いろ／＼の形振さま／＼の人ごゝろ去迎は面白し、扱此榎戸の土橋の此方に正一位鷲大明神といえる大幟を立、往來の頭の上に大行燈を懸て此邊より際だちて賑はしく、往人還る人引もちぎらず、多は江戸の人のみと見請ぬ、程なく花又村にいたるに群集する事大方ならず、商人は小路の左右に尺地もなく居ながれ、箆を商ふもの川魚海魚鹽物屋よろつ鐵物類、扱は唐の芋何首烏、柚、密柑、柿、梨、琉球芋、金柑、黍もろこしの切餅、小間物古着類竹熊手にいたる迄、種々の商人の出たるは更に市の如し、既に込あふ中を押分／＼花表の前にはるに、本社は南面して一の花表より二の鳥居に至るまで凡壹町、左右の行樹通りにはもろ／＼の商人集ひ、下向する人參詣するもの押合て足も地に付ざるが如し、既に二の鳥居より程なく本社に近づくに、此處一段高く石階を登る事八九段、左に神輿を昇出しつゝ、本社の大さ五間四面壯麗にして、正一位鷲大明神といへる額をかけて、内陣の壯嚴向すべてその外首尾満足なり、別當は正覺院眞言と

て明神より、南の方八町を隔て住す、扱社内廣く樹木繁茂し、社の右の方森の間／＼茶店何拾軒となく、床几をくばり憩ふ人又少なからず、斯て社内には熊手の笄簪をひさぐもの夥しく、これを首に刺ば運つよく、一切の魔事を拂ひよろづ勝利を得とて、人みな求て土産とし、或は竹の大熊手竹箆を求るあり、又何首烏唐の笄八頭とべる芋を調べ、扱は柚箆の類ひ何れも魔除によく此祭禮に買しものは何によらず仕合よしといひはやして、欲ぶかき愚俗の上見ぬ鷲の明神様、我にも給れと鷲抓求めふる正根の程、愚に惑ふて一興といふべし、去し天明年間の頃までは當社參詣の途すがらに、諸勝負儲事の類ひ若干にして類を以て集ひ來り一入群集せしとぞ、予はその頃逍遊せざりしまゝしらず、今はその事絶てなし、若輩の徒の爲には別してありがたき聖代と申すべきおや、

一、當社明神は、霜月酉の日を例祭とするが故に、鷲明神を御鳥と稱すれども、疑ふらくは神體鷲の鳥にてはあらざるべし、予倩案ずるに是天津火々出見尊を祭るならん、此尊は地神の第四番にして土師の氏の祖神なるか故ゆへに、はし明神といふべきを假名に誤りて、ハジをワシと讀五音相通より、いつとなく方言に隨ひてわし大明神と稱へ來りし事と見ゆ、例せば出雲國大社の國祖は土師の尊の御末にて、後醍醐帝の時大納言の官を興え賜はんとありしに、大納言は人間の官なりとて辭退し請賜はざりしといひ傳ふ、今此明神もワシといふより、鷲は諸鳥の中には大鳥なれば大鳥を御鳥と誤り呼ぶと見ゆ、是によりて日本の諸鳥の中に猛鳥にして飽までこゝろ太く力又逞ふ鷲に勝べきものなし、此故に

運の神と稱し、博奕諸勝負を好者は、取分て信賴し、或は鷺の鳥に因んで熊手グレイカキの類を社頭にひざくと見えたり、此事初編の下谷龍泉寺町本立山長國寺の鷺大明神を明す條下に粗述ホたり、てらし合せて見るべし、

一、酉の町と稱する事むかしより流布語に誤り來りしと見ゆ、此花又といふは町にあつて離々なる貧村なり、しかるを酉の町といふのは彼月待日待庚申待已待甲子待貳拾三夜待貳拾六夜待などいへる類にして酉の待ならん、様子しらざる人市中ぞと思はんは僻案なり、さればこそ十一月酉の日を待請なをその日は酉の下刻まで群集するは此謂としらる、或は又酉のまちは酉の市といへるの轉語なるもしるべからず、常はかじけたる貧村といへとも、霜月の例祭の日は諸商人五七町の間、嘸側に居ならび尺地もなく賑ふ様は、市といへと左ながら町續のごとし、依て酉の市を轉語して酉の町といひならはせしもしるべからず、凡小日向よりは往還八里もあらんか、若此祭禮春なりせば途中の風色一入ならんに、顔面をつゝみ懷手して我も人も逍遊するに嗚呼おしいかな、

一、世上に鷺大明神大鳥明神とよぶもの少なからず、しかれども御正體は大旨みな替れり、下谷龍泉寺町大音寺まへの鷺大明神といふは、その尊形は妙見菩薩の鷺の脊中に乗たるものなり、元此尊像は上總國長柄郡鷺の巢村長國山鷺山寺の鎮守、運命守護の靈神にて七曜破軍星の分靈、本地は妙見大菩薩となん、しかるに今此本立山長國寺に安置する事は、日蓮上人の末弟日辨といひし僧、一宗の中に

一派を立たき大願を發せしかど更に遂トず、是によりて日辨或時天に向ひ宿願を發し、破軍星を祭祀する事一千餘夜、頃は永仁二甲午年十一月七日、その日は酉の日にてありけり、日暮酉の初刻丹精を抽て祭祀しけるに、東帶の君子忽示として祈壇の元に立て曰、吾僧運ワソウを天に禱事衆に超たり、天帝これを感應ありて我に命じ開運の使をなさしむ、我則ち破軍星なり、今出現せし事はこれより後末代永く佛法王法治平安全の守護神たるべしとて、鷺の脊に乗移よと見えしが、北方の天に飛去ぬ、日辨奇異の思ひをなし、御後を見送り三七晝夜の間壇上を下チず行願滿ずる日に當りて、その郷の地頭より此山を日辨に授與せり、これによりて日辨彼尊の御正體を作り一字造立す、これ日辨冥慮に叶ひし開運のばしめにして時は永仁三年なり、是ひとへに破軍七星の加護なりと乞、鷺大明神と尊號し鎮守とせりとなん、永仁三乙未年より文化十二乙亥年にいたりて凡五百貳拾年におよぶ、但し今此大音寺前に勸請して諸人歩をはこび繁昌する事は、明和八辛卯年より流行出して、文化十二乙亥年にいたりて最早四拾五年におよぶ、かゝれば此明神の御正體は花又村とは變れり、又武州下目黒村大鳥大明神は日本武の尊にして、大同元年丁亥五月五日スサマシ懐涼スサマシ鳥と化して、その靈跡を乘賜ふ、此故に延喜の神明帳に載賜はざる諸々の神社は、皆小鳥の如くなれば、形に因んで大鳥大明神と崇め、例祭は五月五日にして霜月の酉の日を取事なし、是又花又村の神とは異體なるの謂なり、又武州埼玉郡太田の大鳥大明神は社領五百石にして、久喜より道則一里といえり、是何を祭れる事や、予いまだ行されば誌さず、下

卷に譲りて著すべし、

四拾八 浅草山谷寺町の痔佛

一、浅草山谷寺町本性寺日蓮は、彈左衛門構の北門前にあり、當寺に痔佛と號するもの門内の左にありて、兒女小人の類ひ歩を運び、痔疾に腦めるもの祈願するに靈驗著明しと巷談す、いかにもその小祠のまへにこゝろに／＼にさゞげし幟は何拾本と數をしらず、何といふ佛の痔疾を平癒なさしめらるゝやと疑念なきにあらず、且大幟に秋山自雲靈神としたゝめたるもいぶかしく、寺僧にたつねしに答て曰、秋山自雲といえるは元來佛神にはあらず攝津國川邊郡小濱の産の人にして、多田の満仲朝臣の隨一の郎從藤原の仲光の末裔挾間氏なりしが、その父を六左衛門といひ、その世件を善兵衛と號して、東武に下り江戸新川岡田孫右衛門方に奉公す、生質正直にして日夜懈なく守り勤む、その功拔群なるが故に、次第に用ひられ後は、その家を繼て岡田孫左衛門と稱す、常に日蓮宗を信じ讀經題目の口稱も又怠る事なし、しかるに三十八歳の頃より痔疾を悩み、衆醫手を盡せども更にしるしなく煩ふ事四年なりき、或醫師の曰、これ全くは難治の症なり、痔を治せんとすれば體勞れ内を傷る覺悟あるべしと示す、これより後三年は必死の安心に任すといへとも、病苦甚しきによつて親友へ語りけるに、我最早死に近づくさればもろ／＼の佛神へ大誓願を發して、死後痔疾を憂ふる人を必ず救ひたしと、今は唯

日夜此事のみを願ふ、我七ヶ年の間此難病を請て世の人の病ひを推察せり、没後かならず此詞を疑ふましと申せしとなん、果して終に延享元甲子年九月廿一日誦經して死し、則ち當寺へ葬り法名秋山自雲と號す、その後何某痔疾にくるしむ事三年、醫療しるしなく既に死に向とす、時に古朋友なるがゆへに自雲の詞を思ひ出し、頻に信願を發し念せしに、さしもの大病二月を過ずして平愈す、是より誰いふとなく世上に流布して、遠近の貴賤歩をはこびて、痔疾全快の祈願をいたすに悉くその利益ありとかたりりけ、延享元甲子年より文化十二乙亥年にいたりて七拾二年におよび、靈驗ありと聞て天行出せしは寶歴十三癸未年九月よりの事となん、文化十二乙亥年にいたりて纔に五十三年に及ぶ、人は萬物の靈とはいへど、不圖したる事より靈驗の著明く繁昌するは本性寺の幸福なるべし、都て日蓮宗に勸請するものは能世上に天行せる事を致すは去迎は奇妙といふべし、例せば中古碑文谷の仁王、堀の内村の祖師、善國寺の毘沙門、高田願滿の祖師、下谷上野町徳大寺の摩利支天、どぶ店の祖師、宗柏寺の釋迦、押上村の妙見尊、入谷の鬼子母神、三崎の瘡守稻荷、雜司谷村の鬼子母神、芝股村の帝釋天、長國寺の鷲大明神、下谷妙音寺の辨天、延命院の七面明神の類みな日蓮宗の僧徒勸請せしが、おの／＼天行て緣日には門前市をなして繁昌す、唯その名高ふして更に天行さるは大塚の波切不動なり、これ本傳寺日蓮初發の勸請なれば手段して天行せべきに、むかしも今も寂莫として往來の人見上るばかり、參詣する者のなきは佛神にも幸不幸のあるにや、

四拾九

新町白山権現の古繪馬

一、同處淺草新町彈左衛門は、世上の通名にして本名矢野内記と號し、代々兩御丸の皮御用を勤む、穢多の類族を配下すれども、其身穢多の枝族にはあらず、南北に惣門を構て一郭の方量凡三町四方もあらんか、此一郭の内にもろくの穢汚の非人とも小路を象りて若干住居す、その福裕なるは町家の分限者に倍するもありて家居又甚大さし、しかれとも大旨家業穢惡にして適々通行しながらも見るに忍び難し、去は此一郭の内西側中程に石の花表太しく建て、小路より凡半町餘にして白山権現の社にいたる、宮六間四面、社司を中森大和亮と號して、吉田の配下のよし、柳此社はむかし千葉守胤の建立にて來歴甚古し、橋場總泉寺に守胤か墳墓あるを以て勘考すへし、且又社も昔年の修造と見へて何となく自然に古雅なる事又賞すべし、柱の空目の高さ四壁の簷縁の風霜に曝されて、板目の窪みたる實に懷古の情あり、此社にむかし誰人や捧けん古繪馬數品あり、中に夷の神の水牛に乗て釣を垂る古繪馬あり、圖尤めつらしし筆勢及び彩色恐らくは古代の土佐と見ゆ、年號を慶長二年丁酉と記したる書馬あり、文化十二乙亥年にいたりて貳百拾九年に及べり、書法といひ墨痕の高くなりたる様古物最賞するに堪たり、元此白山のやしろは先祖彈左衛門深く信仰して度々利生を得しまゝ、享保年間淺草猿屋町より引地して今此處に移住する砌、公儀へ願ひて郭内へ件の社を引たりといふ左もあるべし、

只恨らくは此社他處の景地にあらば、貴賤をめぐらし社頭群をなすべきに、穢惡の郭内にあるが故に世上の人のしらするは不幸といはんか、但し穢多隱亡非人の類は今生すら人まじはりのならぬ身を此地に鎮座して結縁し賜ふ、和光同塵の化儀ありかたき事にぞ、

五拾

墨田川多聞寺の事實

一、武州葛飾郡隅田川多聞寺天台は、木母寺の北貳町にあり當寺の本尊毘妙門天王は、弘法大師の作とや、此寺往昔人皇六拾二代村上帝天徳年間の頃川向橋場の渡口千軒町の邊にありて、今に多聞寺やしきと號する處此寺の舊地たり、凡天徳年間より文化十二乙亥年にいたりて八百六拾四年におよぶ、その頃の本尊は不動明王にて、寺を大鏡山明王院隅田寺といへりしとなん、その後人皇百七代正親町院の御宇天正年中、此寺より四十一世の住僧鏝海といえるが、或夜の夢に本尊の不動枕上に立せ賜ひ告て曰、我曾て野山の空海と約し此處にありて衆中を化益する事年久し、しかるに今は約せし年限も滿化縁又盡ぬれば、是より西國に赴きなを又末世の衆生を濟度せん、明日にいたらば予に代る者あるべしと、努々疑ふまじと告命し賜ふ、鏝海愕然として夢驚き不思議の念をなし、則ち蹶起て御厨子の内を拜するに本尊何處にか去失賜ひけん、御行方をしらず、鏝海或は仰き或は俯しこゝろ常ならざるに、一人の老翁笈を負ひ來るありて當寺の境内に憩ひ立去んとするに暨て、遂に笈の重き事磐石

の如くなるが故に大に驚き、此よしを寺僧に語れば、僧も又夢の告あるが故に老翁に向ひ笈の内は如何なる靈像にてましますぞやと、翁の曰くこゝに奉持するは、弘法の御作の毘沙門天にて候なり、吾人は讃岐の國の農夫にて此尊像を我家に安置する事年已に久し、然るに予世に迄しより時々夢中の御告ありて曰、我れ疇昔空海に誓ひし事あり、是より東の方總武の境に趨わが約を踐さんと欲す、汝はやく我を連行べしとの靈夢屢々なるによつて、遙に此の國に來りその靈地を索といへども、曾てその有縁の處をしらざりしに、不圖當寺に來り笈の重き事斯の如し、若や安置の靈場は當寺たるべきの御しらせにもやと語りければ、鏝海かぎりなく喜び、昨夜不動明王の我に代る者あらんと宣ひしは、此毘沙門天の事なるべし、二人の靈夢符節の合たるまゝ互に感悅し、遂に毘沙門天を此寺の本尊となしけり、此時より改て隅田山吉祥院多聞寺と號せりとなん、

一、此地往昔は河原にて、民家稀に榛莽は鬱然と生茂り、その中央に大なる池ありき、今に多聞寺池號す、水波滄々として毒蛇すみて見る者、煩ふ事日數又久し、或は妖狸ありて蠱惑る者數をしらず、里民痛くこれを恐怖し實に物凄き處なりけり、此故に惡魔降伏の爲、此處に一字を建立せんと近郷相集り叢林を伐拂ひしに數百年を歴たる古松あり、その根本に大なる妖穴あり、俗に牛松と號して大なる事五圍なり、蓋し此處妖狸の伏處ならん、しかるを俄に伐拂ひしによりて妖怪夜ことに來り、大地を震動し或は風なきに大木の倒音をなし又は砂石を打種々の障礙をなす事しばしなり、或夜妖物は異形

をあらわし申して曰、我此處に棲宿こと既に數百年なるに、一朝汝が爲に我ひさしき居處を失えり、住僧速に立去ずんは立處に殺害すべしといふ、鏝海驚怖の餘り唯一心に南無毘沙門天と念しけるに、不思議や天童忽焉とあらはれ出、寶棒を提げ妖狸を散々に打よと見えしが、惡魔頓に退散せり、夜既に明ぬれば大なる狸斃れ死しけり、鄰里あつまり見て或は驚き又は悦びつゝ、遂に寺の巽の方に埋む、今にいたりて狸塚と呼もの是なり、又毒蛇の災害を毘沙門天王水神にはかり賜ふに、水神その功力を以ていましめ賜へは、毒蛇又すみやかに解脱して、再び右等の災害ある事なし、水神といふは此處の惣鎮守にして、むかし以來多聞寺より別當職を兼帶すとなん、されば毘沙門天の誓願福德施與の利益は、餘尊に勝りて毘沙門天功德經にあるが如し、斯て境内を出堤へあがり眺望するに、南は木母寺西は關屋の里、北は綾瀬橋より千住うら通まで一望の中にありて、いつとても風光いはん方なし、唯願はくは今少し行程の近からん事を、墨田川は後卷に譲る、

五拾壹

覺王山妙足院大日堂

一、小日向大日坂妙足院天台は、龍興寺の西後にして清光院の北に隣る、爰に安置する大日如來は慈覺大師入唐の砌、中夏より將來ありし靈佛とかや、しかるに人皇百七代正親町院の御宇元龜元庚午年織田信長の爲に、山門の堂社佛閣僧房ことごとく兵火に依て灰燼となりし砌、此尊像のづから御厨子

を離れるかに江州蒲生郡兵主大明神の森に飛去、夜なく光を放しまゝ、藤氏の某は奇怪に思ひひかりを尋ねて、此靈像を守まいらせ且暮忘りなく崇敬し、希くは我に一子を授賜ふべしと信願せしに、感應空しからず終に一人の女の子出生せり、生長に随ひ端嚴柔和にして、花むすび及び糸竹のわざも絶妙なるがゆへに、紀伊大納言源の頼宣卿に召れてみやづかし侍るに、いかなる宿業のなす處にやみどりの黒髪忽に結れて更に櫛クシによしなし、女子大にもだへ歎き父の譲りし此尊像にむかひ、一心精進にかなしみ祈りしに、本尊夢に告たまはく、汝過去の悪業により此怪病を得たり、此業報甚轉じがたし、早く尼となりて解脱すべし云々、婦人夢覺て隨喜の涙とゞめかね、告の如くかざりをおろして法名浩然禪尼といへり、これ妙足院大日堂開基の尼たり、然しより以來六時の勤行怠なく、此尊像に仕えしは或夜又夢の告にいはいはく、是より東北にあたりて岡ありこれわが有縁の地なり、彼地に安地すべしと夢想を蒙りしより、彼尼此處に尋來りしに怪しき光草の中より出てひとつの大麻あり、これ天照大神の本地大日覺王如來の立せ賜ふべき奇瑞と歡喜し、即ち今の地に一字を建立し件の如來を安置するに、靈驗日に新に願ひとして大旨滿ぜざるはなし、加之夢想の印符を加持し、衆人に與ふるに、病むもの急に愈難産の苦患を救ふ事かぞふべからずとなん、妙足院別當快順の記に見えたり、しかしより以來此處を大日坂と稱す、此寺檀越なく上野護國院の末寺なれば住寺といへども遺骸は本寺へ葬送して寺に滅罪の沙汰なし、唯日護摩及び加持祈禱のみ或は諸人歩をはこびて御鬮の占、扱は失もの走

物轉藥緣談卜居等の判談を聞くと、日々參詣たゆる事なし、

五拾貳 日暮村養福寺再遊

武州豊島郡日暮村補陀山養福寺眞言の事實は、貳編の第拾四の條下に粗あらはしたれど、爰に千載の笑ひを残せる碑あり、その識シとところ崎人シムスとやいはん、變物とや呼ん、世に愍シムて暮せし行狀を刻して、櫻の木の下に建置たり、石高さ七尺餘幅八九寸四方もあるらめ、西に向てすえたり、その碑に刻むところ左の如し、依て再び著す、

先生は武江の産なり、元祿十三庚辰年五月三日生る、幼名伊之助成長し山崎三右衛門平相

如、三拾六歳にて初て仕官し、三十八歳まで五君に仕ふ、其實不羈にして氣隨を以て性を養ふ、若年にて諸藝學ぶと雖奥を極めず心に欲する程修て足ねとして己書を讀とも解する事をせず、是故に無學にて無能なり人に追從阿諂するを嫌ひ、能大言を吐故に人の薦達なし、こゝを以て君不用、於此去りて隠れ名を山俊明字を桓と改めその軒を不量軒と號し、菴を無思菴と名つけ、號を捨樂齋と額し、坊を確蓮坊といひ、みづから墮落先生とよぶ、又臍人とも北華ともいふ、常に寢る事を業とし、鳥獸魚鼈の肉を好み、酒は季陶か未知味を知り、酔ては眠り醒ては臥し、うか／＼うか／＼と日を送て無

爲なり、風雅は俳諧を好んで蕉門の虚實にあそび、その姿は髪はから輪に結び髭は又長く、齒は鐵漿にて染たり、足を八荒に縦にし志すときは笈を肩にして、難波の曙都の春松島の夕更科の秋見すといふ事なし、先生常にいふ事あり、體存て心死たるは長く、心存て體死たるは短し、月花に軒しては雅の雅たり、生前に心を殺しては隱の隱たり、官をやめ錢盡て富貴となり、酒を飲て浮世の醉覺たりと、是皆みづから墮落するなり、今年今日四十歳にして大に休し眠れり、依て碑を建その行を記し、銘を書てその靈を慰す、銘に曰、

髭は土にも朽ぬといへば、神は石にも可在なれば、心も體も存るはいやし、雪白からば月よ明るし、花匂は鳥よなけ、心も體も死するは清し

後の

元文四己未年十二月晦日

北 華 謹 白

と刻せり、文化十二乙亥年にいたりて最早七十七年、かけず崩れず、櫻樹の下に存す晋の杜豫が生涯の勳功を碑に傳えしとは黑白の相違と頤アトカイヘズを迦トの外なし、しかし名利我慢の今の人ごゝるならば及ばずとも、その智には及ばんとしその愚に及ばんと、真似する人はあるまじきに、持料の氣質をあらためず、衆人に怒ツメて馬鹿ものといはるゝを厭はず、生涯を果せしは氣象とやいふべし、是後世の人に示すの誠ぞと思はる、強アナガサに笑ふべきにあらず、人の風俗を直すの教にも叶はんかし、又同時に鐘樓あり銘左のごとし、

興善院殿、特爲瑞慶紹運大居士之菩提矣、依此善利本家生駒氏、代々眞靈後世善所、末世家門繁榮武運延長、子孫興隆、法界均潤者也 恭鑄

洪鐘一器、倚俯武藏州豊島郡、新堀郷補陀落山、密宗養福寺、維時享保第二龍次丁酉孟夏念六日、武江金杉正燈寺閑居老衲玄功德海叟誌寫、

奉行金子忠兵衛須房

鑄師 粉川 市正

工匠 岩崎清太夫

銘曰

武城城北 鑄華鯨工 涼先靈域
厚當運雄 密峰月白 豐嶺霜紅
豁大悟眼 護堅剛躬 器超品物
嚮徹空中 萬歲萬歲 三呼祝嵩

とあり、文化十二乙亥歳にいたりて九十九年におよぶ、此外落齒塚には句を刻置しがくだしくしければ誌さず、又梅翁をはじめ俳林に一風を慕ひし徒の碑に、おのゝ發句シウケンと終焉シウエンの月日を誌したり、左の如し、

拾我何有哉

江戸をもつと鑑とすなり花に樽	俳談林初祖梅翁西山	宗因
時雨そめ黒木になるはなに／＼ぞ	三祖狂六堂	十磨
名月や何處の隅にほと／＼ぎす	五祖住井	舊室
獨居に馴れてかしまし閑子鳥	曲巷門 古道古道	左廉
あり／＼と夜の紅葉や苔の水	六祖五千堂	蒼狐
とてもなら松のあはれを山ざくら	四祖曲巷	玄誓
我戀のまつしまもさそはる霞	二祖松歩軒	西鶴
天和二壬戌年三月廿八日	初祖	
元祿六癸酉年八月十日	二祖	
元文二丁己年正月二日	三祖	
延享四丁卯年六月廿七日	四祖	
明和元甲申年十一月廿八日	五祖	
明和三丙戌年十一月六日	六祖	
安永八己亥年十一月廿三日	古道	

覺てわが世を去る秋の空ひとつ

病床狐笑

卜室

と鍛付たり、此寺播磨國書寫寺を摸せしとぞ、境内の櫻はしたれにして双方へ蔓る事六七間、一木を以て堂前を綾なし花の頃は尤よし、此餘り事は二編の第十四の條下に著するがごとし、

五拾參

今戸八幡花表の銘文

一、淺草今戸八幡宮は、待乳山の北に隣りて川端の角にあり、土人は堀の八幡といえり社内の茂林は寥々として朱の玉垣神さびて、和光の影最殊勝たり、殊に墨水の清流に添て水に近き樓臺は先月を得の土地、さんば樓、二藤なんといふ宴樓は傍にありて、舟にて歩し竹輿にて飛ぶに自由の勝地たり、實四季折／＼の風光は他處に超ぬべくぞ覺ゆ、爰に近年當社の門外に石の花表を太しく建て、左右の柱に銘を鍛付置たる事左のごとし、

維神降假、昔剋斯宮、載禮載祀、萬古是崇、威所彼攘、祛氣禳(ホノマ)、矧茲鄉曲、孰弗仰欽、爰樹雙柱、勸趨競先、既挺且固、屹立巋然、申錫呵護、勿側以隕、神德無忒、銘詔方來、

文化七庚午八月吉祥日

五拾四

谷中玉林禪寺の額字

一、谷中善光寺坂玉林寺 曹洞は、天眼寺の北に隣りて寺領五十石吉祥寺の末寺たり、境内廣く裏門は北後の往還にあり、此寺の表門に掛たる望湖禪林の四字の額は 大猷院君の御筆にして、そのむかし當寺へ成せ賜ひ、境内より南の方忍が岡の池水を遙に上覽ありて御筆を染させ賜ふとかや池の摸形水の漫々とたゝえし様は左ながら湖水の如くなればなり、是に就て思ひ出す事あり、近江國安土山は織田信長公の古城の趾なり、今は寺となりて總見寺 曹洞といえり、是公の諡號なればなり、今も總見院殿の子孫なる俗性より寺務相續し、寺領二百石たり、此寺の大手の樓門に湖水漫々下總見寺と書し額かかれり、是建部源内の筆なり、實や方丈に座すれば、琵琶湖を眼下に見おろし眺望限りなく、遙に比良比叡を仰ぎ、俯しては孤村邑里簇々として兎角の論なく、水面の漁舟は落葉の流るゝに似たり、勝景奇々妙々いはん方なし、誠に額面の文字中れるがな、されば我國の城内に五重三重の櫓あるを天守と稱す、是信長公此安土の城に樓を建られしを權輿とす、これ全く要害の爲のみにあらず、信長公切支丹の法を信仰ありて、彼宗旨の本尊を安置し祭らんが爲に建られたり、故に天主といふ蓋天主とは切支丹宗の本尊の名なり、中古より其字を忌憚りて殿守と書改む、その義理尤宜なり、信長公此安土の城にありて京都を守護し賜ひしなん、物替り年移りて城地今寺となりて、總見寺といふといへども、むかし城郭の面影往々に残りて懐古の情少なからず、彼仙臺松島の瑞巖寺の方丈より眺望の勝景は、言語にたえて詩歌にも及ばずと聞しが、予見ざれば評せず、安土の總見禪寺の書院より眺望の風景又あ

るべしとは思はれざりき、湖水漫々の額字實に能盡せり、今此谷中玉林寺の望湖禪林の額字も又賞せざらんや、但し御筆の額は寶物として、寫しの額を門に掛置たり 好事の人行て見ざらめや、

五拾五

壹石橋錢瓶橋の始元

一、壹石橋といふは、吳服橋と常盤橋との間の川岸通に掛渡せし橋をいえり、これを俗に橋の前後に金役所と吳服所の兩後藤住居して、兩後藤合すれば舛目壹石となる故に、橋を號てよぶといふ是俗説の誤り來れるなり、此橋の名の起る事全く左にあらず、むかし永樂錢の通用を禁止せしめ賜ひて、永錢壹貫文を持出るものには玄米一石を賜ひ、此處に米俵を積置て停止の錢一貫と米一石とを取替賜ふゆへに此橋を然いえり、又彼永樂錢をば西の方向の川岸に積み、これを容るに瓶を以てし、瓶幾つと極めて車に積運べり、依て此處の橋を錢瓶橋と稱す、古老の正話にして江戸故實の一なり、すべて物事能聞糺し古書を以て、一概には推量せまじき事にぞ、

五拾六

大久保彦左衛門忠教の墳墓

一、麻布白金立教寺 日蓮に、徳川御三代に任て功勞せし大久保彦左衛門藤原の忠教が墓あり、本國三州には額田郡尾尻村長福寺に廟處これあり、彦左衛門の法名左の如し、但し五輪の石碑にして高さ七

尺ばかりになん、前に賽銭箱を置願を懸るもの唐辛子を供するにぞ、

寛永十六己卯年

了眞院日清大居士

二月三十日

説に没年忠教七拾九歳とあれば、人皇百七代正親町院の御宇にして、武將は足利尊氏より十三代義輝公、永祿四辛酉年に生れて寛永十六年に死

せしと見ゆ、斯れば 神祖御他界後貳拾四年目に没しけるにや、文化十二乙亥年にいたりて百七十七年におよべり、此彦左衛門忠教は 神祖數度の御難戰に片時も御側を離れず、幾度か御馬前に眞忠を盡せしかども、曾てその功に誇ず、御恩賞を辭退して生涯御旗本に列して、勇ありといへども頗る仁慈あり、性無欲廉直にして驕奢ある事なし、神祖御他界ましませし後は、台徳唐大猷唐兩君に仕え奉り、神祖の御遺命に依て天下の御政事を助言し、弱を扶助して強を蹇、諸役人の我意及び賄路を制して忠勤屢なり、就中元和七辛酉年町奉行原伊豫守が依怙最負によりて、松前屋五郎兵衛を無失の罪に墜し死罪に極りしを、肴賣の一心太助といえる者、非道の哂を深く愁歎して、是れ島田藤右衛門川崎與五右衛門内田惣左衛門等が悪計なる事を、竊に忠教へ内訴せしかば、彦左衛門は容易からぬ事に思ひ、同年霜月吹上御記録所に於て双方數度の御吟味に及び、津輕越中守は松前屋が本家の繼母及び五郎兵衛が妹、妹婿郡奉行兩人と都合五人を召連て出府し對決ありしに、おのゝ申披立かたく島田川崎内田

の三人は御追放となりて、御旗本三家とも斷絶し、島田の舍弟藤次郎内田の弟宗五郎、川崎の用人志水權六、及び三家の中間三人、五郎兵衛が妹婿奉行兩人都合九人は死罪、五郎兵衛が繼母と妹は遠島、原伊豫守御役召上られ永小普請入松前屋五郎兵衛は御兔の上七百石下し置れ御旗本に召出され、然も兩御番に列し、今の加賀やしき松前八三郎の家これなり、是ひとへに大久保彦左衛門が信義潔白の裁許によるものなり、或は又屋代越中守大阪に於て死去せしを、留守中より舍弟十三郎は越中守が室と密通し、在所にて出生せし妾腹の男子をば、國家老の實子なりとし、十三郎押て家督相續せしは、越中守の後室は本多上野亮が妹なれば、御役の勢を借て家を押領したりしが、國家老及び眞忠の用人等が段々内訴によりて、彦左衛門止事を得ず、元和八壬戌年吹上御記録所に於て雙方再三召出し、中老松野が證人及び本多上野介が密計によりて、外科長崎幸庵が十三郎の男根を斬て南蠻流の祕薬にて、數十年の古疵のごとく療治せし始末遂一幸菴白狀せしかば、十三郎はじを後室及一味の惡徒等更に申譯成がたく、各急度御咎めを蒙り頓て十三郎事は切腹に相極り、後室は遠島一味の用人等三人は死罪、本多上野介は重き御役召上られ知行半減となり、屋代の家斷絶し、改めて越中守が妾腹の實子を召出し賜ひ、屋代の家御取立あり、御藏米三千俵下し置れ永く家名相續す、今の麴町貝坂屋代造酒之介の家これなり、是みな大久保彦左衛門が私なき取計ひによるものなり、傳えいふ彦左衛門生涯我儘の様に巷談すといへども、更に利外の筋なく無欲廉直にして、弱を扶け強を挫き勇ある仁あり、此故に生

涯數度の合戦に勳功莫大なれば、大名になるべかりける身が辭して御簀本に列して、更に己が功に誇ず、御遺命によりて又奉行にも助言して、天下の御政事を辱ず、御三代に仕え奉りて御簀本の肝煎たりしは面目といふべし、故に老後にいたりて營中にも置頭巾を杖を御免なし下されし杯例なき事なり、かゝれば尊貴高名英雄の古墳若干ありといへども、此忠教の墳墓は載ずんばあるべからずと粗筆を勞し置もの也、近代大久保武藏燈といへる書に忠教が勇ある事を述べたれども、虚偽の説又少なからず、見る者選擇すべき事にぞ、

五拾七

久世家の橐籥まつり

一、總州葛飾郡關宿の城主久世大和守家には、稻荷の神を殊に信仰して例年の初午祭は勿論、橐籥祭には霜月七日より翌八日の深夜に至るまで、太鼓笛の鳴物いろ／＼の囃子ありて殊に賑はしく、夜は萬燈を照して晝のごとし、此橐籥祭は大和守上中下の三屋敷ともに皆かくの如し、傳えいふ久世の初祖は三條小鍛治宗近にして、宗近が勸請したる宇賀の神なれば、斯橐籥祭をする事なりと諸人みな巷談す、取分小日向大日坂の中屋敷には、一際仰山に祭りて、北隣久世政之助も同姓の分地なれば同様にまつりて、七日八日の夜は一入賑はしく、兩家の太鼓の音は後山に響き溪間に谷響して夜は一倍喧し、世上に稻荷は火防の神と稱して初午貳の午三の午ともに、こゝろ／＼に囃子躍狂言など催して祭

るはあれど久世の家に限りて霜月七日八日の兩日橐籥祭して宇賀神を慰る事、深き譯あらんと聞まほしく、幸ひ小日向大日坂の中屋敷には、岡部嘉六といえる人は能狂言など嗜て、物事よく穿鑿する癖あれば、件の事を尋るに答て曰、我も此來歴を知らず思へどもいまだ探し得ず、但し久世の家はむかし清花の内の久我家よりわかれたれば、小鍛治宗近が枝流にあらず、又稻荷まつりをする事は明暦の頃よりはじまれるよし、古來藩中一統にいひ傳ふ、爰に明暦の頃土井能登守より久世家嫁入られし奥方ありて、此人殊に稻荷の神を信仰して衆に増りて崇敬せしが、若や此室の頃より橐籥祭のはじまれる事にや、我もその家に住は穿鑿し始元をらばやと、年頃こゝろかくれどもいまだ實事を突留ず、但し裏二番町の久世三四郎半込揚場の久世丹波守等同家といへども、橐籥祭をはせずと答へき、むかし今家々の嘉例風儀はめずらしき事のあるものと爰に書しるす、

五拾八

石町撞鐘堂の應報

一、石町三丁目左側町家の裏に、時の鐘ありて御府内へ晝夜の時刻を示す、これを世人石町の鐘撞堂といえり、此外場末端々には上野芝赤坂田町目白巢鴨の稻荷淺草辨天山等をはじめ、皆寺社の境内にありて時を告、しかるに石町の撞鐘堂の株は、その價高料にして賣買若干の金子を償えり、これ江戸一圓尺地もなく建込たる百億萬軒を、毎月家毎より時料を取上る事の夥しければなり、さればこそ

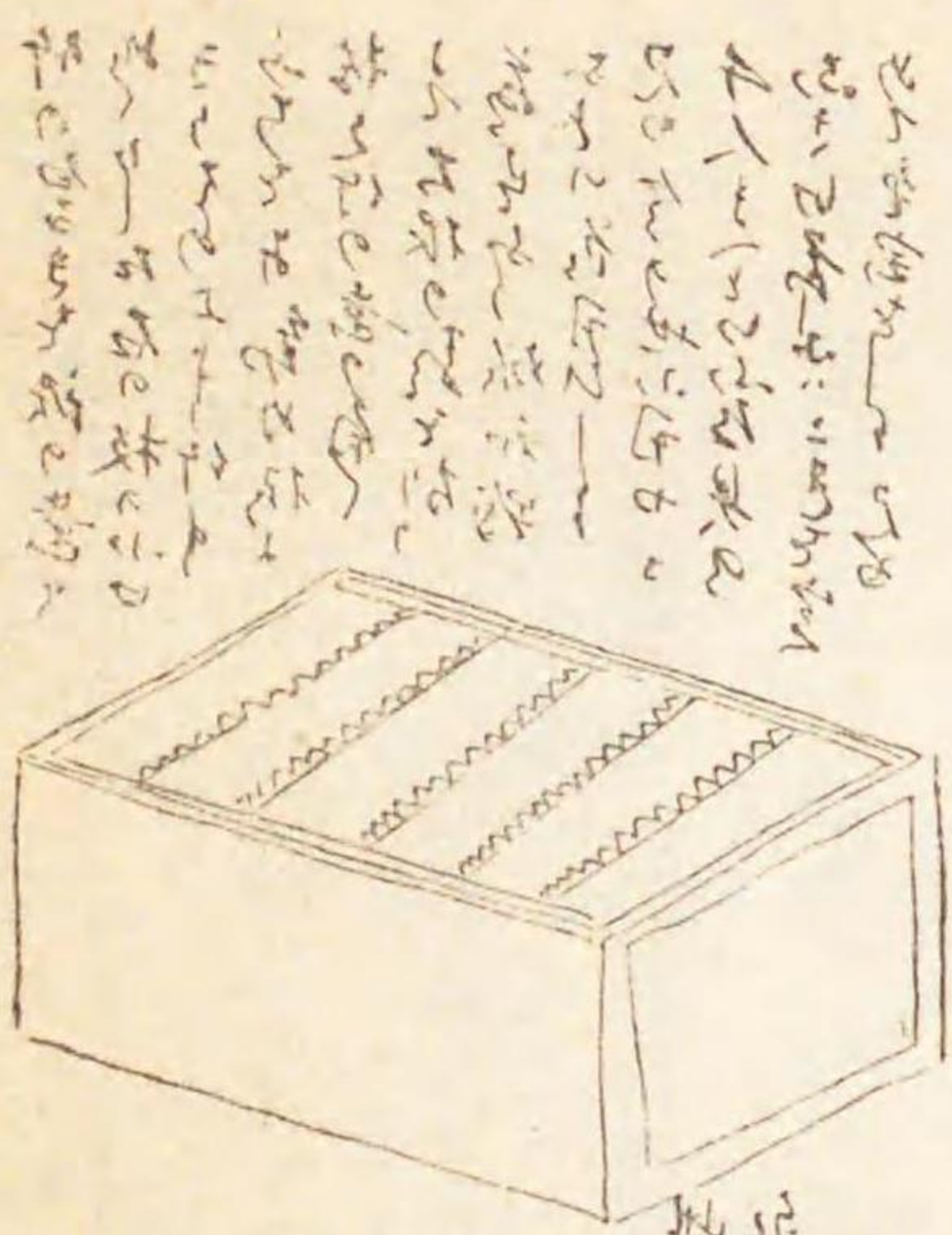
家内の暮し豊にて晝夜更りく、鐘撞男をはじめ上下七八人活計に世を送れり、されどその株主あるひは一代又は二代にして外へ賣渡し、子々孫々承繼て鐘撞に永住する者むかしより曾て無之、多分二代目は他の人へ株を譲りて立退事なり、その故に此時の株主にかぎりて出生の子供に離支カキワを産事なり代々みな斯の如し、是は此鐘撞堂の側に住居する人は耳元ミ、モトに鐘あるがゆへに何となく一切の事にこゝろ堰れて、今や五ツの鐘を撞やらん、今や九ツの時を撞やらんと氣關キイツカはしく、別して店くゝの仕事の遅速、裏住居のものは路次のべらん事を憂ひ、屋敷は門限の切ん事を恨みて、今やくゝと鐘の鳴事を待て心堰るゝ人氣の思ひによりて、大勢の念慮自然と凝滯するがゆへに、出生の子に報ひ不仁を産む事とぞ、實にや蟻の思ひも天に昇るといえる諺も浮たる事にはあらずと思はる、念よく形を結ぶといひしも宜なる哉、此故に能株にて暮しには豊なりといへど、惡報を觀じて兎角永住する人なしとなん、中古御城内の御太鼓を相圖に御見附の御門くゝをべ明の事に付、有徳尊君に伺ひ奉りけるに、朝六つの太鼓には打はじめに門々をひらき、暮六つの太鼓には打仕舞に門をしめよと宣ひけるよし、須臾の間なれども公務する人を厭ひ御慈愛の深き事難有からずや、

五拾九

青砥左工門が山葵おろし

一、武州葛飾郡青砥村といふは、青砥左衛門藤綱が住居せし村とかや、今は書やすき爲に青戸村と替

たり、此村の百姓茂左衛門といふもの家に、藤綱が用ひて遣ひ馴し山葵おろしといへる勝手の道具を所持せるよしを、京傳が編たる近代奇跡人物誌に出版し侍れば、虚實いかゞにやと兼て期せし、新宿の川向なる古和伊コワイの溜の風景を見度まゝ、獨行して、彼青戸村をたづねしに、建石村の彼方に隣りて茂右衛門が茅屋に尋ねあたりぬ、これによりて段々と言葉を低く折入て、彼所持の古器を所望せしかは、許諾し仕舞置たる櫃よりコテくゝと取出し見せぬ、その方いかにも無造作にして不便利といへども、自然の古雅なるもの鎌倉滑川のむかしも思ひやられて、人心の温順にして氣永く今の人の如く苛々コセとせざる、古代の風儀を願はしく慕しけれ、彼山葵おろしといふもの、杉の四分板を以て作れり、その恰好圖の如し、



又此家に見馴ぬ品ありしまゝ、たづねれば鼠捕なりと答ふ、此邊みな此器にて鼠を捕と見えたり、その製の無造作にしてこゝろ永き此故に又長壽の人も若干ありと覺ゆ、鼠捕の圖左のごとし、

せずして唯た、みて頭上への設置たるなるべし、當世にも置頭巾といふ是なり、彼女のかふれるカ
ウン頭巾といふもの、元來日蓮の被れる淺黄の帽子の色を替たるものなり、依て御高祖頭巾とい
ふ、巾は元拭ふものなれば和巾手巾布巾佛器巾などいふを以てしてしるべし、かゝればひかしの頭巾
の製、今時代に移りて變れるが、なを此外舊名を呼て形の違ひ、形は古來の儘にて名變り、或は
用ひ方の違ひたる品、いか程もあるべし、然るに田舎は時々流行に移されず、よろづ古雅の多
きは片鄙にこそ、むかしの遺風ぞ傳れり、

六拾 宮崎左近が出生大黒天

一、音羽町四丁目東側宮崎右近といふもの、家より、甲子ことに人の需めに應じて同人の作りたる大
黒天を興ふ、その像尋常にかはらずといへども、家に傳來する尊き名刀にて刻がゆへに、利生格別に
著明と巷談す、そのはじめ申込置て甲子の日金百疋の初穂にて、彼像を請家に歸り心願の驗しありて
後、右の像を持行又金壹匁の初穂を出して取替もらひて家に歸る、その度々厨子少しつゝ、大きくなる
事なり、その次は金三兩より黒塗の厨子に入又その次は金五兩その上は金七兩と次第に出世す、此
大黒天の天行初しは寶曆年間よりの事となん、その始元は田沼主殿頭意次未だ龍助とて御切米三百俵
紀州の御近習番を勤しが、有徳尊君の御供し奉り紀州より隨從し、小身の頃より不圖此右近が作れる

大黒天を信仰し、その身享保二十乙卯年三月父専左衛門が家督を繼しより、運能朝日の昇がごとく追
く御加恩を頂戴し、惇信尊君は御父君の召連賜ひし意次なれば、いよく御取立ありて大名とな
し賜ひ、明和四丁の亥年台命によりて、遠州榛原郡相良といふ處へ新規に城を築て城主に命ぜられ、同
じき六己丑年八月從四位侍從に任じ四万七千餘石となり、安永年間より二本道具御免追々出頭肩をな
らべる諸侯なく、立鳥も落るの威勢にして日夜門前市をなせしは、此右近が作の大黒天の威徳によるが
故なりとて、皆人ことに宮崎右近といはずして、出世大黒とのみ異名し、夫より天行出して田沼が武運
に似らんと聞傳えて諸人群をなせしが、近年鎖尾たりしかれども今に講中といふものありて、甲子毎
には集會して豆飯の饗應に逢、なを信仰の人は種豆と號して右近が家より煎たる豆を貰ひ歸りて仕舞
置、宿に貯持し豆と一緒にて甲子毎に煎て飯に焚交、大黒へ供じ人にも相伴なさしめて、いつまでも
その豆の盡ざる様に煎足く貯置事とぞ、以前主殿頭段々昇進して世に時めく折からは、右近も全盛
を得諸人も又似りて立身せんものと、貴賤みな彼大黒を請て信仰せしが、盛者必衰の世の習ひ、意次
の子息山城守意知は佐野善左衛門が爲に、營中に手を負て程なく卒し、意次も御不審を蒙り知行召上
られ及び相良の居城の破却あり數々の屋敷召上賜ひ、漸く新地一万石を下し置れ天明六丙午年主殿頭
も病死したるより、文化十二乙亥年まで纔に三十年にあよぶといへども、不幸打つゝき四五代盼く内
に過行て、以前の容體に似も付ざる、今は移り安き人心とて出世大黒の鎖尾たる憂世の盛衰こそ、世

界の世の字を遷流セシユルの義と注したる字義宜ならずや、總て移り變り煮て堅めたる事のなさは、遷流無常の浮世ぞかし、

六拾壹

泰雲寺了然尼の事實

一、武州豊島郡上落合村黃龍山泰雲寺臨濟は、戸塚村の西に隣りて高田馬場より二十余町、往還よりは北小路へ入て、西側二町にあり、此寺宇治萬福寺末刹にして、本所牛島弘福寺、同じく五ツ目羅漢寺、當泰雲寺と江戸三ヶ寺同末たりとなん、表門の泰雲寺と書し横三字の額は、黃檗木菴の筆なり、されは此寺西の方平山を象り境内廣き閑寂の一院にして、南の方は四家ヨツヤ通り中野の大路へ三十町、北の方目白臺通り推名町十八町の中央にありて、高田馬場と二十餘町往來の陌といへども、頗片鄙なればよろづの事不便利ながら、道人の識浪シキナガをしつめ心月を觀して真如の空をながむる幽栖には、究竟の土地ならんかし、此泰雲寺の初代を伯翁道泰和尚とし、二代を了然禪尼といひ、此了然比丘尼は道德逞しく荒寺を建立し、下落合村に橋を掛渡し在世の徳行しはくなれば士人推貴之、泰雲了然元總大和尚と稱し中興の開基とせり、されば此了然尼の事は紫一本に曰、了然禪尼は東福門院に宮仕せし女房なるが、女院薨御の後は尼になり了然と名付、五山の僧を師として禪學を勤め後關東に下り、鐵牛和尚に法問を聞んとす、しかれども容貌美にして殊に艶しければ、寺門の出入を止て望叶はず、又木菴

禪師の弟子伯翁は駒込に住り彼處に行て在住せん事を望に、伯翁の曰、佛法に志あるものは顔色の美を好まず、容儀をと、なふる事なし汝すぐれて姿美なり、中々思ひもよらずとて追出す、了然力なく去てその傍の町家に入し、かゝの事を語り銅器を火に入て、その内は少し物案する様なりしが、彼銅器の赤く焼たるを顔におし當て、悉く面を焼扱筆を採て頰を書いて曰、

昔遊宮裡燒蘭麝 今入禪林燎面皮 四序流行亦如此 未知誰是固中移
生る身をすて、やくこそうからまし、終の薪と思はざりせは

後、了然江戸に住わびて、鎌倉に住處求めんと立出るよしを聞て、遺佚イツといふ人かの草庵に於て、水草の清きころの事しけき、里をば餘所にすまひ求めて、とありしかば、了然尼、

皆人のさらぬ別れのそれならて、有てふたつか世をそ恨る
と云云、又明良洪範に曰、了然比丘尼は有賀法印信頼の妹にて、父は一條の庶流母は藤原氏にして、後水尾院の御乳母の子なり、了然若くして夫に別れける、それより出家し何の院とやらんに行、尼の望申ければ和尚免れざりしまゝ火箸を燒て自ら顔を損ソコチて二度俗塵の望なき心底をあらはし、終に本意をとげて後よめる、

生る世に兼てやく身やらがらまし、終の薪とおもはざりせは

その後佛日菴に參禪して、高泉和尚に拂子を免され、老の後江戸に下り高田の末落合といふ處に草菴をむすびける、御城へ召せられ、その外諸伯の簾中に參り、隱元派の法意を説て終に草菴を寺となして、黄檗派四ヶ寺の外尼寺に定られける、詩を能し能書にて名の高さ比丘尼なりしとかやと云云、又江戸砂子後編に曰、駿州不二大宮司葛山何某といふその子を長次郎といふ、京都泉涌寺門前に閑居して茶事を好み又よく古畫の目利なり、その頃世に畫見の長治と稱す、長次か妻能書にて東福門院に宮仕し奉る、一女あり是も能書にて學問を好み、松田晚翠と云醫の妻となり、その子も又能書博學、葛山長十郎といふ林家の門弟にて、紀陽亞相に召出さる、此人の母了然尼なり、夫晚翠と不和にて尼になる、後市谷の末尼寺の開基となりぬ、彼寺の額了然の筆なり、此寺に夫晚翠の墓をも立る貞女の聞えありと云云、又百井塘雨が編し笈埃隨筆に曰、了然尼は京師葛山氏の女なりしが、その頃 台徳尊君第八の姫君は 後水尾院の中宮にならせ賜ひ、東福門院とぞ申上けるが、此御所へ宮仕して名を宿木と號しける、女院隠れ賜ひて後は家に歸住り、爰に人ありて媒するが故に、父母大によろこび女に婚儀をす、む女曰、われ過し頃より心願あり、縁付て後子供二三人持なば、夫速に暇を呉んやと兼約して、松田何某といえる醫師へ嫁しけり、果して貳拾四五歳の頃迄に男女の子供三人を持ち、則ち夫に暇を願ひ目前に髪を下し尼となり、五山の僧に附て禪學を修する事切なり、後關東へ下向し鐵牛和尚に法を問んとするに、容貌美麗なりしかは寺門の出入を差止らる、是によりて木菴禪師の弟子伯翁道

泰和尚か駒込の菴室をたつねて法を授らん事を願ふに、是も艶顏のうるはしきを厭ひて更に許さざりしかば力なく去出門前の町家に休らひ、銅器を火に入赤く焼たるを追取て、我額より頬先に押當しかば、何がはたまるへき皮肉焦爛て顔面頓に肪張し、目も當られざるにその身は欣然と、筆を採て七言の頌と和歌一首を書付たり、

昔遊宮裏燒蘭 麝今入禪林燎面皮 四序流行亦如此 不知誰是箇中移

生る身をすて、焼こそうからまし、終の薪と思はさりせは

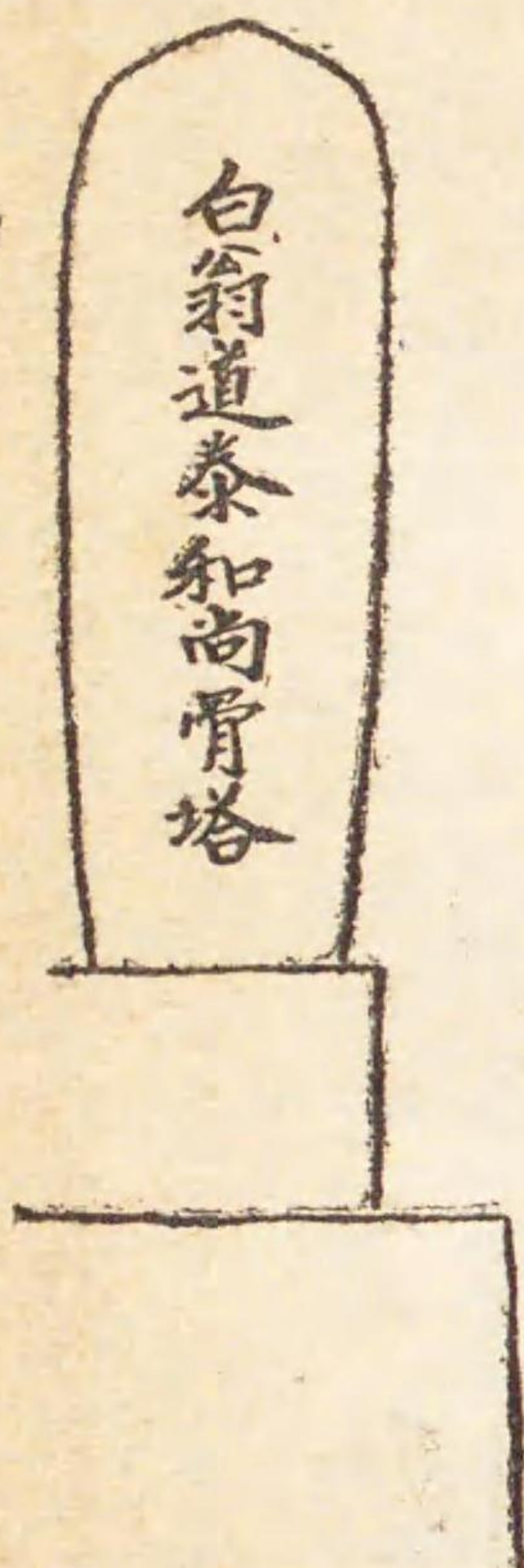
後に鐵砲洲に草菴をむすび、隱家の茂睡及遺佚等に和歌を以て交り、晩年には落合村泰雲寺の寺主となり、長壽にして正徳元辛卯年九月十八日七十餘歳にて歸寂すと云云、かくの如く諸書に載る處大同小異ありといへとも、了然尼の素性思ひ入し發心の遅しさ、中々男子もあよふべからず、むかし神光とかやいひし僧は求法のころ切にして、積雪の中に立噤みづから左の腕を斬落し、達磨大師より以心傳心の深法を授りし至誠心の厚さにも争劣らざらん、初より出家の志願あれども親々の意を安ぜんか爲に曲て縁に附又夫の家を繼べき子供等を出産せし上は、兼約の如く夫に暇を願ひ、目前に出家したる始未感ずるに堪たり、殊更いまだうし若き女の身として厭離の思ひ深く慨然と世界の分野を見限、無爲の大道に立入、泰雲寺二代の住職となりしは希有の婦人といふべし、文化十二乙亥年にいたりて最早百五年にあよふ、しかるに追々世くだり人拙なく底下白地の凡愚となりさがりて、今の世は清僧

の徒といへども安託て法令を犯し、行狀甚猥はしく魚肉五辛を食ひ、名目金と號しては祠堂銀をまはして利倍をたのしみ、或は賣色に浮名を流し、なを住職の身ながら女を圍ひ、又は主ある女を奸淫するなど、濫行の甚しき是介役なく、我身ひとにして生立の卑賤によるものか、是によりて去る寛政年間脇坂淡路守御役中墮落放蕩の僧徒を、諸方の遊里に於て召捕何拾人となく、幾度か日本橋にならべて曝さしめ賜ふも、更に公の御手荒きにあらず、諸宗の出家法令を失ひ濫行募りしによつてなり、しかりといへども家の鼠身の虱の如く、今以て折々墮落惑溺の出家ありて、女色に溺て寺をひらき、又は御裁許によつて追放遠島などの絶ざるは、實も末法濁亂のしるしあさましき事なり、或は跡先坊主の中男娼といふ事ありて、還俗して暮せとも渡世なりがたきによつて又刺こぼち寺の住居はなりがたく、田舎の辻堂又は道場に潜りて世を終ふるものありけり、慚愧すべき事にぞ、しかるに今了然禪尼のことは一切の出家の無明煩惱の眠りを覺ず火中の蓮花ともいふべきをや、

一、本堂は右にありて僧房に建込、中興には當寺中興開基法雲院殿慈榮元光尼禪師といえる位牌をすえたり、是いかなる尼僧にやと問に、住僧の虎關こたえて曰、中古眞田伊豆守幸道の室は、了然尼を歸依あり、爰に葬りてより月牌料を寄附せらる、尤聊といへども年貢諸役出銀の手當とせり、此故に中興開基と崇て中央に位牌を置なりと答き、いか様左の方の客殿に、湯桶塗盥手拭かけの類みな蠟色に、六文錢と鴈金の紋を高蒔繪にしたるを鋳り置り、又内陣の右の方には伯翁道泰和尚の像をすえたり

高さ四尺ばかり、頭に帽子をかぶり腮に在世の活髭を植手に拂子を持木蘭色の法衣を着し、その容貌凡七拾以上眉毛長く垂て腰を掛し木像なり、又左の方には了然尼の木像を置り、高さ二尺ばかり顔面柔和にして色白く年齢凡五十歳ほどに見ゆ、赤き法衣を着せし立像なり、前に位牌ありて臨濟正傳三十五世當寺開基了然總和尚と刻せり、夫當寺は黄檗山萬福寺の直末にて、弘福寺羅漢寺同列の組合三ヶ寺とはいへとも甚貧地にして栖荒し上下の人数纔に三人に過ず、檀家は居村の内唯貳軒のみありて、日々の食料にたに引たしねは、日鉢して寺務相續すとなん、實も至極詫しき體なりき、頓て住僧虎關は仁父子われく同道し境内アチコチと案内し具せしむ、鐘樓の鐘は甚少く更に無銘にして、縁にはところく牡丹一輪づ、鑄付たり、是は陣鐘にて、松平加州より往古寄進ありしとなん、銅色の様子いと古物に見ゆ、斯て西裏手の山廣く一段高さ處は、安永年間 浚明尊君御床凡の跡とかや、是は鼠山御成の節爰に憩はせ賜ひしと見ゆ、是より北の方鼠山へ凡五六町もありぬらん、又僧房の北裏手に墓處あり住僧代々の墳は北へ向て南にならへ建たり、伯翁道泰和尚の碑は三方に在世の徳行を鍛付て

文は了然尼の筆なり、事繁ければ文は寫さず、石碑の摸形左の如し、



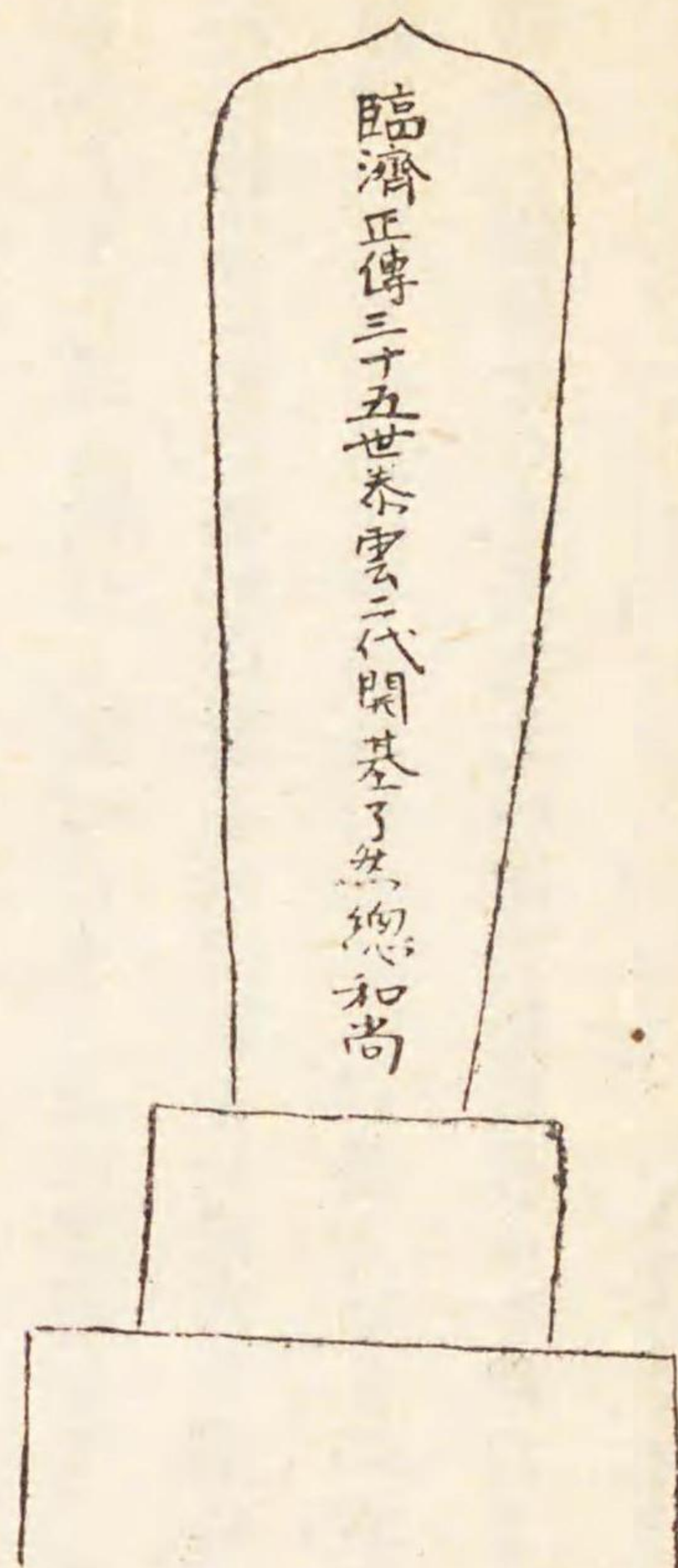
白翁道泰和尚塔

又同じならひに了然尼の墳墓ありて、竿石のうらに年號月日を鍛付たり、おの／＼高さ五尺餘摸形左のことし、

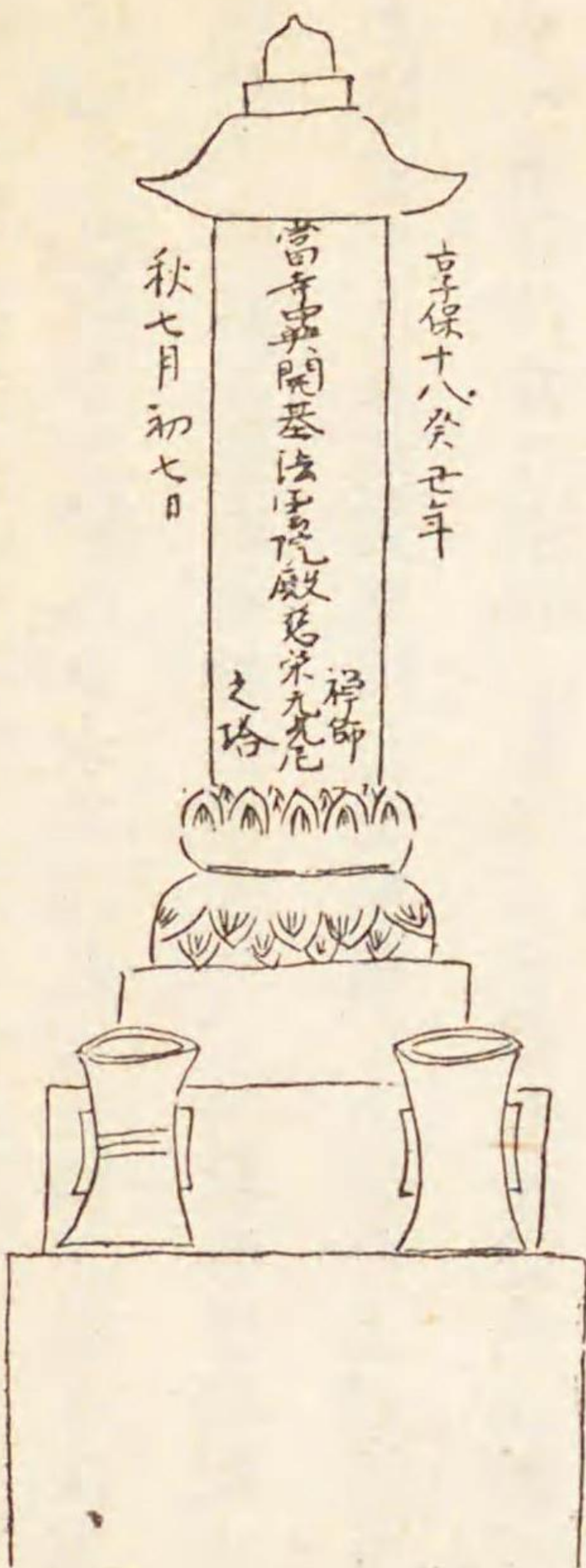
竿石のうらに

正徳元年辛卯九月十八日

臨濟正傳三世茶室三代開基了然總和尚



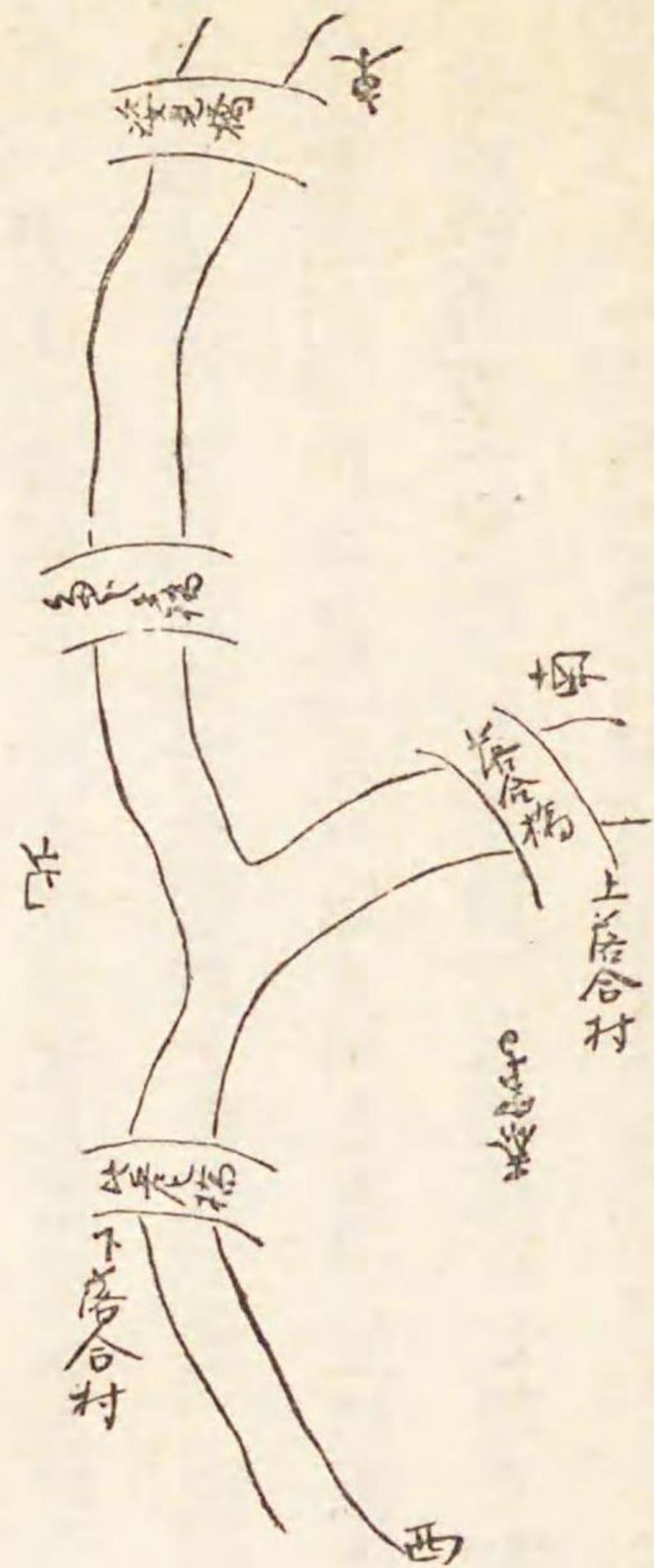
一、同處西側に嚴重に駒よせしたる墳墓は、信州松代の城主真田伊豆守幸道の室の墓とぞ、その摸形左のごとし、



いたる、此土橋は寶永年間了然尼發願して掛初しによつて比丘尼橋と號す、これより下落合村と稱す尤大村といふべし、此土橋へ流來れるは井草村の妙正寺日蓮の池水也、爰を落合村といふ事は此比丘

右の石塔高さ凡一丈二三尺竿石六角年號と月日を左右に彫たり、享保十八年より文化十二乙亥年にいたりて八十三年におよぶ、斯て泰雲寺を出門前通北の方三町にして比丘尼橋に

尼橋の川下一町にして南の方より猪の頭の池水と中野善福寺の池水と一緒に會流して、下は但馬橋姿見橋を過て大洗堰にいたる、諸方の水爰に落合が故に村の名とす、その川丈の様子圖のごとし、



此比丘尼橋の側にあやしの出茶屋に憩ひて四方を眺望するに、打晴たる風色の面白さ、川縁の路は西の方荏古多村にいたるとかや頓て携し茶一種を煎じ仁父子及び茶店の醜婦と茶數碗を啜して景色に時を移し、藥王院の前より藤稻荷下

へかゝりて歸宅しけり、

六拾貳 中山家丹生大明神の祭禮

一、牛込赤城の東中山備中守の上やしき廣庭馬場に先に、丹生大明神と號する小社ありて、安産の靈神と稱して利生著明し、毎月朔日十五日廿八日のみ參詣を許す、例祭は二月十六日朝より深夜にいたるまで、家中の若侍等もの好の衣装を着し、様々の物真似しつゝ浮れ歩行、又花團輿の類は家中の小路／＼を引渡、或は躍屋臺囃子方は藝子まじりに諷ひ連立拍子ありて、是を見んと傳聞遠近の男女それ／＼の通傳を需て、嬰兒引連家中の小路／＼に立集ふ程に、屋敷内更に人ならずといふ事なし、抑

此祭禮の濫觴を聞に、丹生明神といふは女神にして一切の産の難を安からしむるの靈神とぞ、彼紀州高野の丹生大明神は社領三万石を充行賜ふとかや、されど何頃の事にやありけん、むかし此中山家の先祖の室はじめて懐妊ありければ、臨月の以前よりはるく遠き紀州へ安産の代參を命じて初産安からしめよとなり、則年寄の者承りて道中差急ぎ旅行し、既に丹生明神へ程近く漸く一里ばかりと成しが、山蔭早く日暮路尤暗し、阡陌幾筋かあれど問べき人影なく上下途方を失ひしに、忽然と年頃の女一人農家の者とも見えざるが來りしまし、明神への路を問に彼女憐みて先に立紛はしき峽道を案内し明神の社に這入て失ぬ、是正しく化女なる事を察し厚く願込して主家へ立戻り、くわしく紀州の様子を物がたるに程なく安産ありけるとなん、然しより以來中山家代々産に恙なく、又家中まで此神を信念するに、是まで産婦に一度も怪我せし者なしとぞ、是によりて武州中山は、備中守先祖出生の舊領の處なればとて、中山にも丹生明神を勸請して、社頭尋常に越たりとなん、故に丹生大明神の靈符、又札の類は武州中山より江戸へ送り越とぞ、爰に飯田町邊或町家の妻女と覺しさが、從者一兩人召連來り、目附役の方へ案内して年頃の大病拭ひし如く本腹せしまし、丹生明神へ禮參りに罷りぬ、何卒社を拜せ賜ひ候へと申けるにぞ、目附役の者いかなる大病の平愈ありしぞとたづねしかば答て、我四五年か間痰を煩ひ醫療手を儘せしかども更に験なく、起臥も自身に成かね死期を待ばかりなりしが、不圖此丹生明神の靈驗を聞より大願を發し、萬の好物の食類を禁じ又一切の鹽氣を斷、晝夜に一万遍づゝの

神號を稱えこゝろに深く願籠せしが、一日／＼と快く凡三十日ばかりにして痰の病ひ全く愈氣力以前にかはらず、追日壯健なる事むかしに倍せり、斯まで神力イチャルキの著明身の毛彌立て有難儘、御禮には責て明神の御庭を踏社を拜し度、扱こそ罷りしといふにぞ、鍵もて庭の門をひらき同道して拜せしめしとなん、是は丹生を痰性とこゝろ得違ひて信じけるか、筋違といへども鱒の頭も信心がらといえるは、是等の事ならんと跡にて大笑したりしと、彼藩中小泉保右衛門の語りき、されば此中山氏の家に丹生明神を祭る事は一説に、中山氏は元來母家なるによつて先祖を祭りて、丹生大明神を勸請せしといふ、この故に馬印にも丹の字を用ひ、紋處にも丹の字を崩して付るとぞ、さればこそ定紋四ありて菊水と丹の字の崩しと、武上フキウと角の内に黒き丸との四ツを付る供看板の目しるしに、丸輪と四角とを輪違の紋處マダラに付る事は、丹家のしるしといふにはあらず、別に意味なし、右等の事同家中岩澤伴藏綿引武助なる年來の知己なれば、由來の事聞たるまゝ爰に誌すものならじ、

六拾參 徂徠の號大友の松

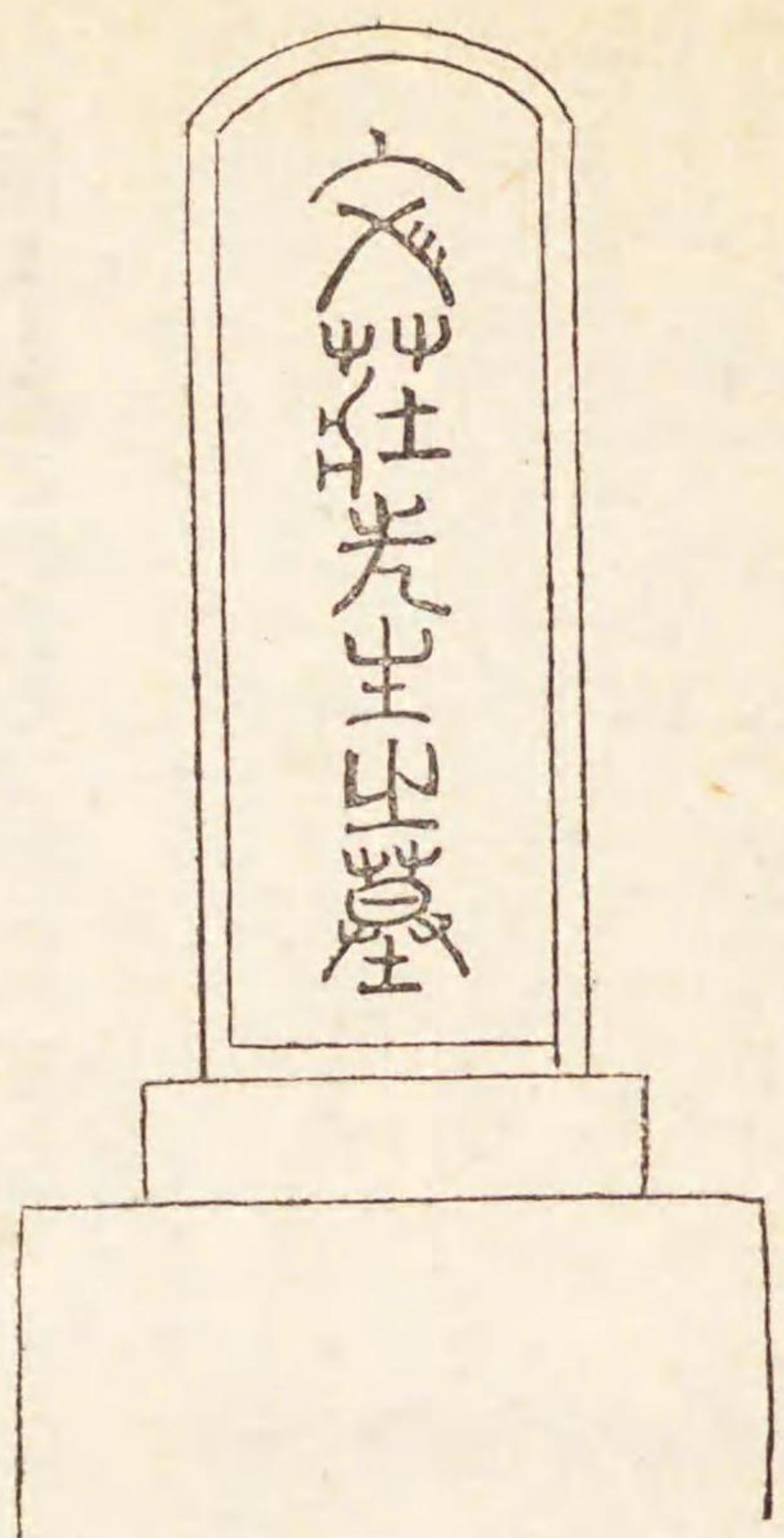
一、牛込中里矢來下赤城坂の西、御持組屋敷の足地中程往來に大友の松といふあり、古來組やしきにならざりし頃は、大友某といひし人の居屋敷にてやありけん、又は大友某といえる由ある人の植置し松やらん、但しむかしの松は中世枯朽しかば、後又植代て今も大友の松と稱す、されど強に樹振の能にあ

らねといひ傳えて名高く今に存す、中古荻生惣右衛門は此松樹の側に寓居せしまし、彼詩經にいえる
徂徠の松の語勢に基きで、みづから徂徠と號しける、後に坂本町植木店といふ處へ轉宅して、寶井其
角を隣家にし住居す、その事實晉齋が句集に見えたり、徂徠は博識の大人にして今に徂徠學の一派を傳
ふ、斯れば惣右衛門むかし件の松樹の下に住けるより、號を徂徠と名乗し松ならば、茂卿が松とも呼
べきを、舊名を替す大友の松と稱する事深く由縁のあるやらん、古代何れの大友といふ儀を辨えず、
識者の後勘を待のみ、

六拾四 金華先生の墓

一、駒込土物店裏通蓮光寺淨土は、大觀音の北後に隣り、當寺の惣卵塔西の垣根通り中程に、金華先
生の墓あり物高さ五尺あまり、友人南郭生涯の徳行を述、みづから筆を投じて碑の三面に刻せり、夫金
華先生は徂徠の門人にして、平野玄中とて學醫なりしが、後に歸俗して平野源右衛門と號し、松平大
學頭に仕えて儒士となれり、享保十七壬子年九月病死してより文化十二乙亥年にいたりて八拾四年を
經たりき、されば南郭大點六字と眞字總て五百五拾九字を碑の三面に刻といへども、惜いかな星霜古、
石面苔を生じて文字磨滅し、ところ／＼寫し取がたし、依て發端より六拾八字を摸寫し、以下を略し
て銘に曰といふより、終年月服元喬撰といふまで四拾八字を爰にしるし置もの也、もし文字鮮明なり

せは石摺にもすべかりしを最殘多し、その碑高さ五尺餘筆法見事なる事いふへからず、好事の雅人見
すんばあらじ、その墳墓の摸形左のことし、



先生姓平、諱玄中、字子和、奥人也、因號金華、
早孤、既冠、族人謀令學醫東都數年、非其所志、
更爲儒、初從徂徠物先生問修辭、物先生亦視一
隅、已未幾、出其所爲、所未嘗聞、如探是より以
といふまで字員四百四拾三銘曰 天假其文不假齒、千
字ところ／＼磨滅依て略す載懷々神不死、神不死兮安其理、先生之墓觀此里、

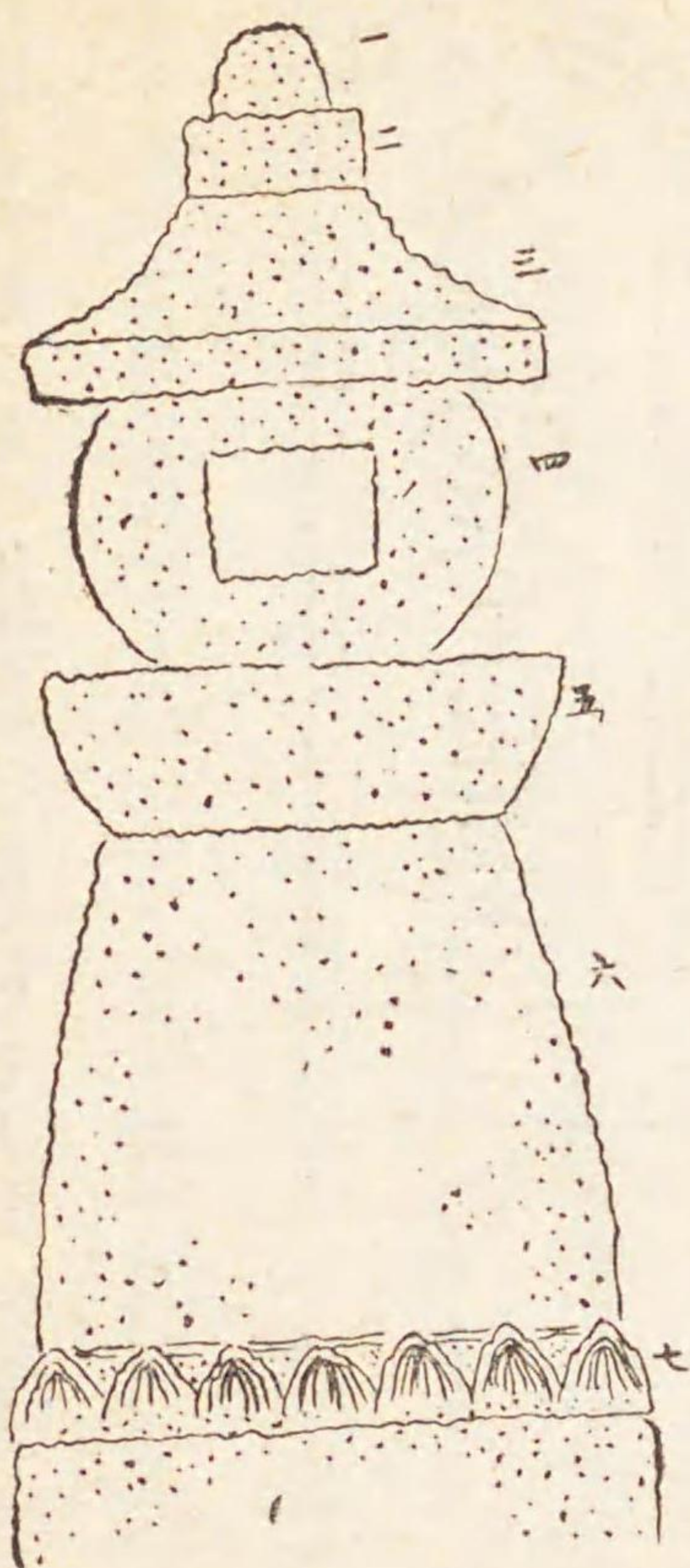
享保壬子秋九月十一日

友人平安服元喬撰

六拾五 小野小町が石燈籠

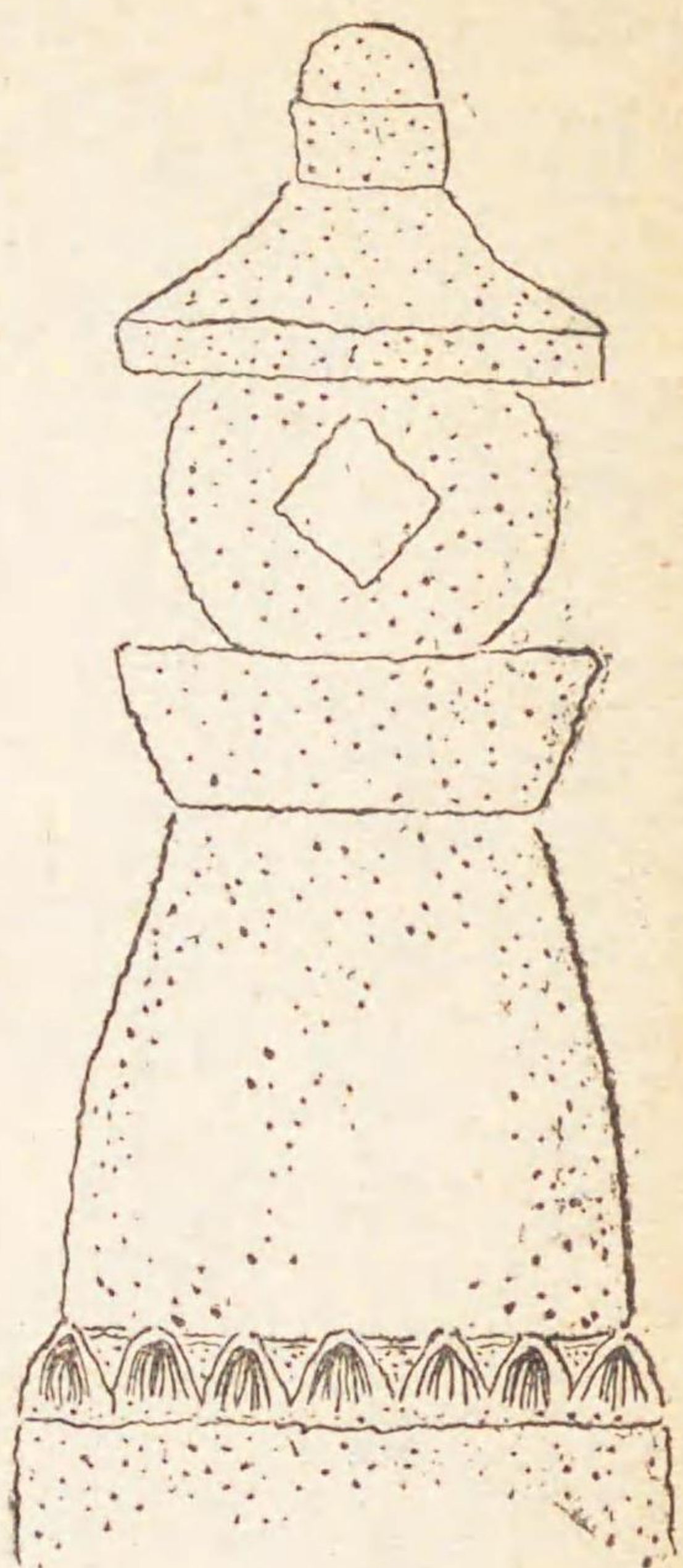
一、小石川戸崎町南側中程無量院淨土は傳通院の北後に隣りて奥深なる寺なり、表門を入南へ半町ば
かり、又右へ折まかり數十歩にして、正面に本堂左に鐘樓あり、此鐘樓の後垣根際に小野の小町が燈
籠といふあり、小町が墳墓にありしを好事の者、需てその後當寺へ納しならん、夫小町が事は諸抄に

載て出羽の郡司か女、仁明帝の朝、承和の頃の人といえり、仁明帝は五十四代の主上にて在せば、承和年間より文化十三乙亥年にいたりて九百八十有餘年の只今、古雅の一品を見る事實に希有の珍器といふべし、但し六ツ目の竿石より以下は中古補ひ造りしものと見ゆ、その外は上代に作りし燈籠にやしるへからず、笠石は四角に火袋は丸く四方に穴あり、但し向ふ前は穴四角に左右は異なり、石は今の眞石のことく石面ザラ／＼と出来て、こと／＼く、錆を生し苔を生して雅なるもの也、茶人の露路にすへたらは數寄者の珍重せんものと思えり、惣高さ敷石より凡八尺あまり、四方には竹行馬を結て手をふるゝ事を禁ず、惜い哉此燈籠の側に生繁る樹木ありて、日を覆はゞ悉く青苔を生せんに殘多し、その正面より見る燈籠の摸形左のごとし、

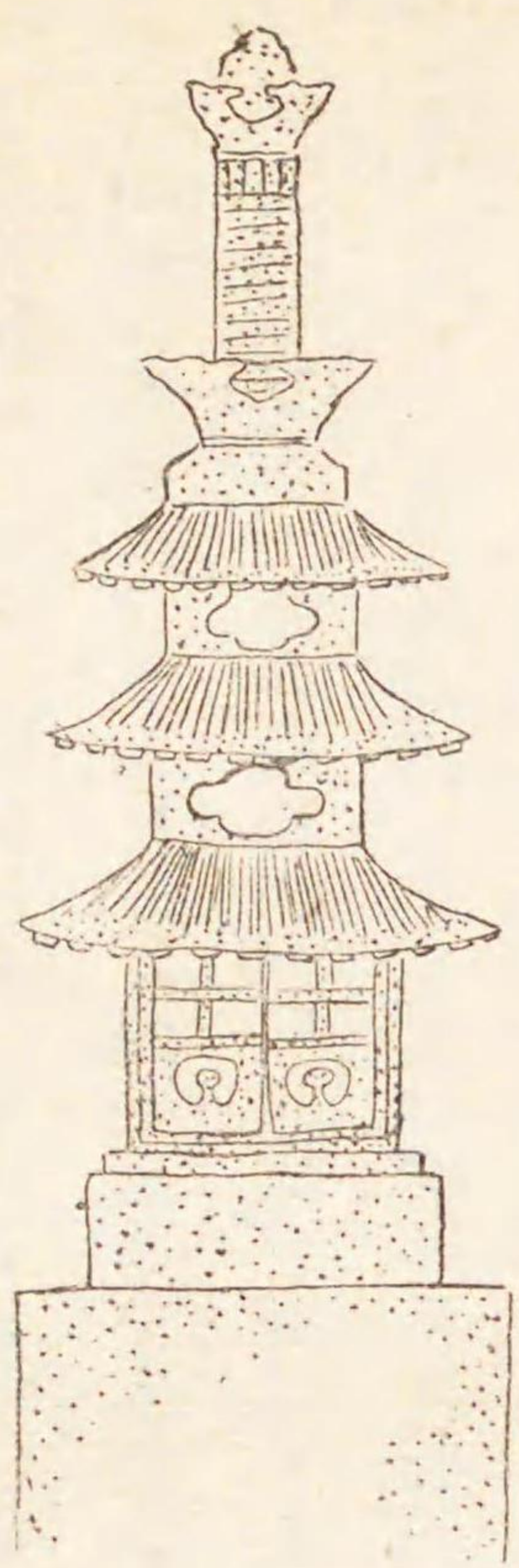


右のごとく火袋のみ丸くその外は四角なり、火袋の窓前後左右と四つあり、左右より見る圖かくの如し、

一、右の燈籠にならひて、三重の寶塔ともいふべきものあり高さ壹丈餘り下の扉の内には、座像の箔



佛をすへたり、寶永乙酉年と鍛付たれば、文化十二乙亥年にいたりて終に百拾壹年を経は、件の燈籠に對すべきものにあらねど、その形容のめづらしさに、序でに圖畫し置事圖のごとし、



右下の扉ある處は、四角に貳重目三重目は丸く、石は松原石に似寄て至て堅く、細工又手を盡したるものなり、各種鐘堂の後にあり、

六拾六 芙蓉先生の墓

一、同寺惣墓の中に、去し天明四甲辰年四月身まかりし芙蓉先生の墳あり、漸く三拾二年を歴て書誌するものならねと、題字は大雅の筆をあつめ、本文は勢州に名高き韓天壽カンテンシユが筆を揮ひ、文法は大典和尙が作なれば、又洩すも本意なく爰に書寫し置ものなり、

以上六十六話著作畢

武城赤北樸翁前廓然十方庵厭離齋宗知老納書

遊歷雜記 三編卷の上終

遊歷雜記 三編卷之中

武城赤北真人前廓然盡十方庵釋大淨著作

第壹 十條村清水坂の眺望

一、武州豊島郡十條村の出はずれ清水坂は、稻付村の東に隣りて壹町餘り、此坂朽かにして、長さ凡
貳町もあらん、爰を清水坂と呼事は往還の弓手は平山の高さ二三丈雜樹繁茂せり、右の手の方は途爰
より四五尺も低く一面の深田なれば、南の峽澗より水湧出して深田へ流入し田畑の助水となる故、清
水坂とは地名に言はやせり、これは此坂の中程峽際ツスキに詫しき出茶屋ありて各爰に憩ひつゝ眺望する
に、北は渺茫し打ひらぐ深田のみ、正面より少し右へ寄りて引つゞきし連村は蟹和とゆう、遙にかす
み薄として見ゆるは日光山筑波なん、西は信濃地より秩父の山々は波濤のごとくつらなりし様は畫く
とも争及ばんや、その風景天然にして賞するに堪へたり、殊更とてろく／＼絲櫻紅梅緋桃連翹梨の花杏
木蓮花山吹花蘇枋の類今を眞盛に咲し風情、又路傍には葦蒲公英杜若菜のはなの數々、扱ては諸木の芽
吹の面白さ目を慰め心を樂しむるは、都て天造の景色にこそ、予過し申の春隱者の身となりしより、
老ては食をたのしむといへども、牙齒なければよろづの食物には應ぜず、酒飲みがたければ忘憂の暇

なし、陰雨の業を嗜といへ共返茶こゝろに任せねば、自然と茶友に疎くしく、元より詫人の隠居に似て貧居の身はなすべき様なく、香茶にあそぶの外は遠近へ獨歩し、勝地の風光をたづね天造の景色掬せば需て作りし庭は飽安く、無理に屈曲させし樹木は賞翫薄く、遊歴のはじめより今年丙子に亘りて五ケ年、手の奴足の乗物に任せて眞の風色をたのしむにぞ、遊歴雜記三編の種とはなれり、

第貳 稻付村法眞寺の山

一、武州豊島郡岩淵の郷稻付村法眞寺日蓮は、同村の入口土橋より左の方壹町にあり、此寺山の半腹にありて本堂僧房ともに萱葺にして境内さのみ廣からねど、右の方鎮守の宮と覺しき社の後山は十條村の山と相對して尤高く、頂上平坦にして南北壹町東西貳町餘あるべし、東北の方を遠望すれば、千住、草加、越谷邊一望の中にあり、此山中多くは松檜の樹にて一面に生じ、蕨土筆紫蕨松露の類あり、秋にいたらばよるづの菌は嘸苗ぬらん、小日向よりこれまで貳里半には遠かるべし、此寺いか程寺領のあるにや、味噌氣に門外に高札を建たる事圖の如し、

寺内不入
御朱印有之
境内竹木
諸役免除

御朱印地武城に若干あれども建札する事なし、流石は田舎寺こぞ、又路傍の入口に大なる石碑を建る事圖の如し、

豊島郡岩淵稻付村 稻付山 法眞寺

第三 川口の驛錫杖寺

一、武州足立郡川口村の事は、初編にいえる如く岩淵の川縁にそひたり、今歲文化十三丙子三月八日杉島氏代々の菩提所なれば、宇田川家の廟所へ參拜せんとて錫杖寺へ伴連けり、此日快晴殊更長閑にして、庚申塚通り瀧の川村より閑道を過ぎて十條村へ出ぬ、その路すじ花に愛鳥になぐさみ、路傍の草花樹々の芽吹面白く、見るもの一々みな感あり賞あり、斯くて岩淵の涉しを越、笹藪の此方の芝原は一入あたゝかに眺望能ければ、莞菴二三枚借來て敷ならべ、例の帖昆爐取出し河中の水を流口に隨て汲上つゝ、煎茶の出来る間に荷せたる標子取廣げ仁父上下六七人各々安座して飲宴しけり、芝原の何方を往來する人あれど、誰嘲る者なく思ひ々に詩を賦し和歌を詠じぬ、扱川筋の向ふは渺茫たる曠原にしてその風景いはん方なく、西の方は蓮沼の原につゞくとかや、良時移りまで匍匐して興に入る、小日向より是まで三里とかや、

一、同しく川口宿南側中通り氷川大明神は、鐵瓶鑄物師鎌吉の西にあり、社は東に向ひて最神寂たり、

左に手水鉢享保四年と鍛付たり、石に吹溢井あり、化粧側の高さ四五尺もあらん、都て當宿鑄物師の庭中の井戸みな斯のごとく、中にも釜師九兵衛が井戸を第一となすべし、扱社頭の後に雌雄の松四本あり、高さ各々數丈樹の振造ずして、形の面白く頗る古木と見ゆ、かくの如き天然の松樹東武にある事なし、當驛の事は貳編に著し置り、

一、同宿表町錫杖寺 眞言は、驛の上西側にあり、通用門は右に、御成門は左にふたつともならべ建て常に閉せり、是日光御社參の節、此寺御膳所になるが故なり、本堂は東に向ひ觀音堂は北向に建ぬ、本堂の前に撞鐘あり、むかし宇田川氏世盛の砌寄進せしと見ゆ、宇田川は太田道灌の臣たりし、今も同村に後裔ありとなん、撞鐘の銘略して寫し置事左のごとし、

寛永十八年辛己九月

施主宇田川宗慶

於舟 於甚 於竹 小上郎

武州足立郡川口村錫杖寺道場

宇田川宗壽

にあり、比寺境内の外屋敷廣く、墓所は寺内を出東南の方一町ばかり、代々の寺僧宇田川の墳墓こゝにあり、慶長以來の古墳若干見へしかど管々しきま、書留ず、就中路傍に土筆茅のは類夥しく芸て摘

度も此日風起りて寒し、未の半刻も過ぬらんと思へば、吾歸路の遠きを厭て立出ぬ、然るに境内の高樹の頂上に、鶴の巢喰て悠然と遊べるも又めづらしく、或は遠近の風景見洩さじと、已々か舍を急ぬ、是より西の驛鳩ヶ谷へ壹里ありとかや、

第四 服部坂道榮寺の花王

一、小日向服部坂の上花溪山道榮寺 曹洞は、大草織部屋敷の西後にあり、本堂は東向にして庫裏は折回りに南向し家居せり、當寺の庭中に櫻四本あり高さ數丈、取分客殿の庇下より成木したる櫻は、年久しき古樹の根より上三尺ばかり半朽寄木生せり、これらのさくら今四本にいたりて枝とくとを組合せて、一圓に庭中の空を覆ひしは恰度花の笠鉢の如し、四本のくく花は揚貴妃にして立春より六十七八日頃を最中とす、但し年の寒暖にもよるべし、又本堂の前にも同性のさくら貳本ありて、花形ひとしほよし、世に櫻色とて賞するは實もと思はれ、久敷ながめて飽事なし、既に後の方をかへり見れば、本堂と僧房との家根の隙より、庭中の櫻の梢の見ゆるは更に花の山の如し、かゝる絶品の花王小日向の土地にある事なし、依て櫻の綻び初る頃より、諸侯太夫士庶人にいたるまで、日々に群來りて見物する事とはなりぬ、住僧堪應は知己といひ、生質活達にして寄添又はなほ淡く、彼是と取はやされ時移るまで、花に愛會釋に絆されつゝ清談せしが、花少しくつろひてさくらのハラ／＼と風に散

て、客殿の手水鉢に泛たりしまゝ、懷紙に認住持堪應へ參らせける、

貴き寺は門外よりも見ゆる花王は、佛縁なき人を招き入て結縁するにや、盃に散じ花に無常を觀じて、佛門に入れるものゝふもありとなん、

さるほどのはなうかみけり閼伽の水 以 風

すてた世も春の輪廻はさくらかな 同

一、客殿に掛たる獅子窟と書し横三字の額は、心越禪師の筆にして明杜多書とあり、此心越の一件は初編の能見堂の下に著し、又貳編の戸崎町祥雲寺の下に述するがごとし、

第五 築土八幡同じく大明神

一、牛込築土八幡宮は、寺街岩戸町の北貳町にあり、別當は則宮下西側に住し無量寺天台と號す、此八幡宮の事は寺記に曰、人皇五十二代嵯峨帝の頃かよ、此山に古來の松ありしが、此松の上に深雲鑿鑿し、白き幡入ながれ空中に舞事しばゝなり、是によつて松樹の下に小しき小社を營み八幡と崇置たりしが、その後慈覺大師關東經回の節此處を通行あり、上來の始末を聞、是有縁の土地たる事を察し傳教大師作の八幡を此所へ授與し勸請せらる、彼像御長漸く七八寸束帶して馬に乗賜ふ、今の築土八幡の神體是なり、その後上杉朝興社頭を造立せし刻、古來松樹の上に紫雲の覆ひし祥瑞を以て松雲

山無量寺と號く、今の別當處これなりと云々、かゝれば嵯峨帝の御宇假初に勸請の初よりは千有餘年の社と見ゆ、その後正保慶安の頃、かよ、黒田何某にいえる人、今の冷水番處の邊に住居せしが、此八幡を崇敬して信仰薄からざりしに、或時神勅を蒙りてより彌此社を厚信しけるに、段々公の御取立ありて昇身し、追々御加恩によりて大名となりしも、全く此神の靈驗なればとて、代々無量寺を祈禱所とす、今の黒田豊後守の後これなり、無量寺と書し門の額は、則當豊後守手跡たり、又從來奉納の古器若干ある中に一振の古刀あり長さ九寸五分、利事氷のごとく備前國長舟何某と鍛、裏の方に此刀を以て首を斬事三百餘級とあり、奇異の鍛といふべし、或は御長一寸に満ざる紅白の石を以て作れる、立像の彌陀如來後光臺座ともに名にして、唐佛とは見ゆれども凡作とは拜れざりし、希有の奇品といふべし、

一、社の東の峽通りは打ひらき、東北の方を一圓に眺望して山高き事三四丈、北は小日向より牛天神東は水道橋駿河臺飯田町まで更に目に障るものなく、春はひとしほ樹々の花の山の甲斐家の間々より見ゆる風情、又紙鳶の漂ふ様風色の面白さ筆紙に盡すべからず、殊更近頃いろくの花王樹を奉納して淺黄ざくら普賢鹽竈志賀御所櫻の類植ならべたれば、花の頃は専社頭も賑はえり、恨らくは今少し社内ウツキの廣からん事を、又は卯月の末より皐月の頃は、石坂の左右の躑躅に低頭人の顔の映ふは、上野穴稻荷のはなに勝らんかし、或は石坂の上左に庚申塔カウシントウの學びにや、雌雄の猿の兒猴まじりに、桃の實を翫ぶの碑あり高さ四尺あまり、元祿年間と彫付たり、又裏門の坂際に古碑三四本建たり、風霜に曝さ

れて文字貞ならねど、久しき碑にぞ、

一、明神の社は、八幡の西に建ならべり、別當は同所宮下の東側に家居して成就院天台と號す、傳えいふ平親王將門の頭なりと、世上に體の明神飛首の明神など巷談するは僻案なり、成就院先々の別當かとも、明神の御正體は將門の冠なりとも、又は髭なりとも、或は髑髏なりとも、代々の轉説區々にして住職も見たる事なし、件の住僧思えらくわれ別當の身として神體を見届ざるは不束なりとて、水垢離の別行を修し厨子ひらき見たるに忽然と眼盲たりとなん、是全く浮説と思はる、此明神の舊地はむかし田安にありしが、後飯田町へ迂宮して年久しくありしを、後年八幡の社内を借地して此處へ宮造せり、此故に今牛込御門内米倉丹後守屋敷内まへ、土手際に年ふる榎の大木も、明神の飯田町にありし砌の神木なり、左あればこそ明神は築土にありて、氏子は一圓みな飯田町也、かゝれば八幡は久しき世よりの地主にて、明神は地借なれば築土八幡下といふべきを、我人誤りて明神下と處云にも、文箱の札紙にも認るは、ヒサツ庇かして本宅オモヤとらるゝ類なるべし、此築土下西側の町々双方別當の門前地として所務とし相續せり、凡筑土といふ事は、往古此邊入海なりしを以て古きコケンミツク沽眷水帳等には、小日向築地又は牛込築地片町或は赤城下築地馬場先なといえは築土といふも此類にや、上來の事築土八幡別當無量寺惠全の咄したるを、なを自考をくわへ略して誌し置のみ、

武州秩父郡三峯山大権現の御眷屬とや、御犬といふものを年々借來りて盜賊の防とする事近國みな

同じ、爰に予が寓居の地主なる者彼講中にして、今年三峯山へ罷るべきも世路の闊ワカしければ、代參しけれよとあるにぞ、兼てより秩父の土地を見まほしく思ひしまゝ許諾しけるに、或日火急に一兩輩來りて明日や出立せんと誘引サツブるゝにぞ、そこゝに支度して五月九日四人連にて發駕し、目白臺通り推名町の末より左へ入て荏古多エコタ鷺のみや井草と次第し、面白からぬ俗地の憩ふべき家居もなきたどゝしき路凡五里も過て、漸に多摩郡柳澤より三里半にして、入間郡、トコロサワ葦薺澤より黒洲笹子を過、高麗郡飯能と次第し秩父の郡子の権現をはじめ、札所ゝの觀音を巡拜し三峯山へ詣でぬ、其日數往返十日旅行中の勝地佳景神社堂宇大概巡歴せしを、是より以下にしろす、但し秩父觀音札所巨細に詣でしかと、己かこゝろに實もと思ひし寺院のみ、ヌキ拔々拾六ヶ所を爰に誌し、殘て拾八所は觀音堂のみありて僧房なく、農民の司役するあり、或は修験の兼帶するあり、又は小地にて汚穢ムサフ又は類焼し、扱は俗地にして由緒なきもの都合八ヶ寺を省き、風景の勝地等のみをしたゝめ置事左の如し、

第六 多摩郡柳澤むさしの原

一、武州多摩郡柳澤といふ處は、四ヶ谷内藤宿追分より四里八町あり、又目白臺四ツ家通しいな町の末より左の小路を入れて、名ごだ付鷺の宮村井草村と次第し、南北の大還へ出石に付て四五町、又小川

に添て左へ入水車の前路を通り數十町にして、柳澤の遙此方の街道せき山とかやいえる立場に出けり、是までの途中更に憩ふべき人家なく、只左右は檜櫟櫟の類生茂りて日の目を見ず、たま／＼圃に出るといへども畝ごとに明間なく、樹木を植れば打晴し處少なく、元より農民の外往來なければ、退屈を生じ道に倦て三里半とはいへども、在郷路の見積延て五里には遠からんかし、扱此は木澤の宿は人家わづかに五七軒もありて食店漸く壹貳軒に過ず、此埴生にて夜は旅籠屋もする事と見ゆ、これらの家にて晝食も認めざれば、是より先野老澤トコザの驛まで頓て三里半の間空腹を補ふ家なしとて、あやしの食店に憩ひ振舞の品は何々ぞと問ふに、蕎麥切煮締に飯ぞと答ふるにぞ、彼や是やと認め見るに、第一野菜の取合せの不束さ、又風味の魚悪なる江戸を去る事纔に五里、然も江戸より青梅飯能の街道には似も付で、よろづ魚抹なるは諸侯大夫の通行なき故ならんか、扱草臥たり馬やあらんはたらき吳候へといふに、あるじの曰、江戸へ荷を附出し馬の頓て追々戻りならん侍賜へといふにぞ、夫は何時ぞと問に、大方未の刻なりと答ふ、今己の半刻には過ぎ一時半も侍ば物憂早々路の繰合せもいかゞ、殊に同行の徒は壯年にして隙取を厭ふ族なれば、長居は恐れと藤屋とやらんを立出けり、扱是より先々竹輿は元より駄賃馬といふものなく、又ところ／＼に憩ふべき茶店もなければ、實足弱きものには難儀の街道たり、既にやぎ澤の西の追分より右の方は子の権現の道にして、是より登るともなく自然と爪先あがり高みにいたる、されば當所より際立て旅行の先々圃の畝田の畦又は路傍の兩側はいふ

も更也、悉く桑の樹を植置て蠶のやしないとせり、樹ごとに實を生じ過半能熟て枝々に若干あれども誰採てひさぐ者なく、路傍にあそぶ童も敢て構はざるは處柄として一風といふべし、扱爰より野老澤へ三里半飯能までは六里半の間、むさしの、原につゞき四方只渺茫として、西の方には秩父の連山は波濤のごとく、中にも一際高きは武藏第一の峻嶽武甲山の嶺とかや、山形ち尖きあらで極て高くその風景賞するに堪たり、唯恨むらくは往來稀にして行路に人家なければ、陌の路を算えんにも更に人影のあらざる事を、既に杖を筇々野老澤村にいたる、爰に薬師堂ありむかし元弘の後新田武藏守義宗は、此處に忍びおはして僧形となり玉ひしが、終に爰にて逝せられきよし、兼て聞しまゝ此日薬師堂をたづねて、過去帳を見るに左の如し、

自性院殿義英源宗庵主 應永二十年己三月一日

と記せり、又義宗平生座右に手馴し兜掛の臺といふものありて古雅のよし、一覽せまほしくいひ入しかど、折節菴主近きあたりへ罷出たり、呼來るべし杯いふに、彼連徒はこゝろざし出立せし處こそ肝心なれ、益なき事に隙とりては無念也、兜掛の臺何ほどの事あらん、五月のアカリ兜の臺にて推察し賜へかし、見残したりとて何の残多かるべき、いざ／＼先へ罷らんと一同隙入事を謔ツツき道を急ぐの様子なれば、惜い哉その地に至りながら見ずして止め、猶まだ此外にも當處の隣村とかや、上あら升といふ處に、遊石山觀音院新光寺眞言とて、頼朝公より寺領を今に附しめ賜ふ古跡古碑も六七本現在す

るよし聞つれど、是もたづね行ざりき、以來かならずく不風雅の徒とは、同道は勿論交はるまじと思ひ定め、此處より直に斷りて獨行せばやと思ひしか、當春より取分秩父邊盜賊横行し物騒の沙汰あり、殊には秩父筋ははしめての旅行といひ、三峯の代參も兼たれば引分れて旅行せんも、いかゞ三峯山を仕舞なば自在に獨歩せんと思ひ直し、愚俗の族に合せて同行する心苦しき、實や丁雅く追遣はれし暇に、筆を持ならひ十露盤を覺商賣の道を吞込、艱難を忍びて今壹軒の主とはなりしかど、生立違えば風流をしらぬは無理ならねど、要脚を費して替者旅行にも遙に劣らんかし、

第七 入間郡とところ澤の町並

一、武州入間郡野老澤は、能宿場にして町幅廣々東西の町筋長さ凡拾町もあるべし、西側諸商人約かに建ならびて賑はし、風俗は江戸に替らず、されども言語は八木澤の邊より際立て訛多く野卑なり、はたごやも若子ありて六齋には市立となん、西の町の末追分より右へ入て小坂を登る、是子の權現の路にして青梅飯能との陌たり、此小坂を上りてより先々少づゝの上下の山坂あり爪先あがり高みに至り、追々秩父の山々程近に成、その途すがら原又は小松の平山等多く人家邂逅なり、雨あがりには路との外あしく濤で歩行しかたし、既に三里を過て中路に入間川といふありて我人脚絆など取除きて銘々歩行わたりす又一興といふべし、川を涉り越て笹子といえる村に至る、こより飯能へ壹里ありとか

や、されど在郷邊の大抵の見積りなれば、野老澤より飯能間三里といへど四里に向として、路傍に參拜する寺社古跡もなし、むさしの原なりしといふも宣なり、予は三里の間馬上にして足は休めしかど尻痛く足先痺て黄昏まへ漸く飯能の宿の小立越、本町とかやいふ南側なる井筒屋平兵衛に止宿しけり、

第八 高麗郡飯能の山路

一、武州高麗郡飯能は、よき町並にて東の入口より折まがりて西の出はづれまで拾三四町もあるべく、此近邊より織出す絹をはんのう絹と稱して、地合平に美しく極品にいたりては尤強し、大方はみな白絹のみなり、當處は黒田豊前守三萬石の領分にて尤都會の地たり、但し此飯能の町家の家根及び庇みな板屋根にして、丸き手頃の五郎太石を置たり、是より先々みなかくの如し、是は家根板といふもの長さ一尺七八寸幅大體六寸厚さ四分板の粉たるものなり、故に厚ければ竹釘ならず、これによりて家根板を木の葉がさねにならべて、重しに石をならべ置たるもの也、是江戸に見馴ぬ事にて此邊の一風といふべし、家の棟低く建庇の出九尺又は一間家根の高倍至てのろし、萱葺の家は替る事なく、斯て旅亭の二階へあかり南の窓より遠近の山々を眺望するに、その形ちのく朽に、遠目にホンノリと赤く見ゆるは杜鵑花とかや風景天然にして、庭の構につゝきたるが如し、その間貳拾町もあるやらん、翌れば五月十日馬に打跨がりつゝ、飯能の町を過、西の方坂を下りて河原に出、土橋をわたりて追々山の裾

を澗川タムにそひて行ほどに、數丈の兩山相迫り溪水の岩にくだけ石にあたりて、逆流するは自覺る心地せらる、凡飯能より子の權現の麓まで行程三里の間取極トリキワては登らざれども、次第〜に貳拾餘町は登るべし、その途中溶りて上る坂あり、直に登る嶮道あり、山路の屈曲畫に見るが如く、或は樵夫の楨ツ木を脊負ひ芝を荷ひ、又は山の峽路ツバミチに耕すあり、扱は樹を伐水を荷ふ、或は時しらぬ藤のはなの眞盛なる、都て左右の風景見洩さじと目を配りこゝろを用ゆ、實に平坦の武城に育ちし身には一々みな面白し、既に行程半道來ぬらんと思ふに、中藤とかやいへる村の川ばたにますやといえる酒造の家あり、頓て馬より下味淋耐を求て試るに、東武の直しに能似て少しく甘し、中々武城の古味淋に劣りて同日の論ならず、價五十錢を以て壹合に換たり、都て片鄙の飲食ひとつも口に叶ふものなし、されど庫に入れば酒造の樽を始め、釜柄杓の類まで最めづらしし、此酒店より權現の麓まで道則五拾餘町とかや、此邊より始て路さかしく山の裾をめぐり峽路を登りて一步〜になを山深く分入ぬ、既に嶮しき九折を過て中澤村の未より極て路細く坂急なれば、龍谷橋まで七町の間馬の通行なし、依て爰を駒返しと異名せり、扱これまで憩ふべき舍なく、纔に館ちこしの類をひさぐ埴生貳軒ありといへども、腰かくべき設なく、器物闕け茶しぶく煤スし、依て澗水をすくひ咽を潤す一興といふべし、倩思ふに同じ武藏の國の内ながら、かゝる片鄙に生立田地なければ米を食せず、僅に山々の峽路崖に耕すといへど天水のみを頼めば、多くは早損カンナの患あり、又は樹木の影に日を覆ひて實入によろしからず、芋蘿蔔の

類を植れば猪鹿の爲に荒さる、薪を荷ひ水を脊負鹿食を喰ひ、温袍を着て老にいたる者若干あり、然るに予が如き者よき土地に生たちて、衣食住の三に不自由せざるは冥加に叶ひて難有事ならずや、仙臺の中納言政宗の歌に、上見れば及ぬ事の多かりき、笠着てくらせ己か心に、と詠ぜしも宣也、我人分限を超ず下を見て、よろづ驕奢する事なかりせば、家事とゝのひ子孫榮長の基なるべし、

第九 秩父郡子の大權現

一、武州秩父郡中澤村龍谷橋は、谷川へ投渡して欄干ある板橋なり、是子の權現の入口表門に似たり、是より路幅廣く頂上の銅の花表まで登り坂七町急にして、早速には登りがたく甚嶮道といふべし、左右も凄凉杉のみ繁茂して更に日の目を見ず、山高く溪ふかく向暑の時節なれど、吹風寒く餘寒の如し、されど嶮しき山坂を杖に扶られて攀登れば、我身發熱し汗流れ息を繼々漸にして登山す、されば龍谷橋の際に食店ありて、心トコ太強飯煮コワメシべの類ある様子なれば家居詫し、膳椀兀損じて汚穢ムサカければ、風味も嘸能悪ならんと察し憩やすりき、

一、頂上に銅の大花表あり、子權現といふ銅の堅額を上せり、是より平地にして僧房まで壹町あり、此大鳥井の正面に大木の杉二本ならび生ぜり、太さを手と手を組合せ試しみるに四人かゝえて、五六寸の間双方の手先届かざれば、太き爰を以て察すべし、此杉の樹數丈の間枝なく上に至てこんもりと

したり、飯盛杉と稱す、いかにもその形飯を杉形に盛上たるが如し、此鳥居の兩側に食店あり饅飴と強飯とをひさぐ、煮べの風味取合せなど、高料といへども兪惡にして喰ひがたし、酒は此山の法度なれば曾てこれなく、兪抹の草鞋を賣是を求て權現へ奉納し、足の丈夫になさしめよと願込する也、

一、門を入數十歩にして右の方仁王門、左の脇に手水鉢あり、斯て仁王門を入石段八ツ九ツ登りて程なく權現の本社あり、六間四面、諸國より心々の奉納、その繪馬等若干あり、宮の右の方神樂殿左は御供所より僧房に建つゞき、よろづ物寂て殊勝なり、又本社の方石坂を登る事凡貳町にして奥の院にいたる、此處方貳拾間ばかり平地にて、中央に釋迦堂あり大さ三間四方、前に奇異の大石あり、その形蹲踞したるが如し、是むかし子の聖の腰を賜ひし古跡とかや、注進を張て參詣の人紙もて明間なく結ひ付しは何の心願にか、此處當山の絶頂にして尤高し、然れども四方みな松杉繁茂して更に餘所を見ず、眺望を塞隠せしは恨なれ、此山曾て凄にはあらず只寂寞たるのみ、開帳は例年拾三ヶ年目、子年三月朔日より四月八日に至て終る、その間近國より參詣群集すとなん、且僧房をば大鱗山天龍寺天台と號し、御影御符もろくの守を出せり、その房舎の造作壯麗にして又甚廣し、此僧房の前一株の梅木あり、地上より高さ事纔に、貳尺餘長さ貳間餘は漸く壹尺ばかり、樹の太さ七八寸廻り左右と真中と幹三本あれども、枝々連なり生じて更に壹樹の如し、案ずるに同じ太さの梅を三株貳間餘の處へくばり植て、横に曲揉て連理の如くに、穂先枝々を接たるものと見ゆ手際といふべし、斯て隈々見廻

りて元の大鳥井の前より左へ下山し、麓橋まで拾貳町下坂急に、小砂利のみにて暫時も見を休めがたぐ、兩膝がくくとして甚草臥、老人には嶮道といふべし、扱此山へ白米壹升を持參し一宿を頼めば掌領して旅人を泊、米壹升の内四合を取除き、是を山の徳分とし跡六合を以て今宵と明朝の食を振舞汁菜夜具翌日の中食に握り飯を與ふ、是を子の權現の山法とすとなん、飯盛杉の由來爰に起るもの也、中古の事にや住職及勝手賄ふ者、旅人の止宿するを物憂思ひ、古例をあらため泊ざりしかば、忽然として飯盛杉枯たり、爰に於て又古例の如く巡禮の旅人を泊る事に定りしかば、枯たる杉漸々に元の如くに成て、今も現に繁茂す奇異といはんか、是より秩父郡大宮宿へ山路六里といえり、抑此子の權現の由來を聞に、むかし紀伊國天野郷に阿字長者いふ賢女ありて、一生貞節男の肌をしらず、年頃に耳順に及べり、或夜けたかき梵僧來下して曰、我に救世の願あり、しばし長者の胎に詫せんと、長者の曰、妾が腹は垢穢なり、豈聖者に借奉らんやと、梵僧の曰、我は唯拯濟を旨とす何ぞ穢を厭ふべきや、微笑して口中に入よと見て夢覺けり、然しより懷孕し居諸かざなり胎に處事十二ヶ月にして、淳和帝の御宇天長九年子の月子の刻に誕生し賜ふ、産室の奇瑞數々なりとかや、依て童形にして薙染し岐巍絶倫たり、長壽に及で貴賤渴仰して天野の聖と稱し、又は誕生の年月時ひとしく子にあたりければ、子の聖とも申けり、深き夙志ありて普く勝地靈蹤に至り、曾て羽州湯殿山の奥に練行する事數年、又或時月山の峯に登年來所誦の般若經をさへげて、南無三世佛母般若妙典願はくば我永く迹

を垂べき勝地をしめし賜へと誓て、靈空に投しに遙南に飛で、武藏國秩父郡我野の峯にとゞまり、光耀赫々として靈空を照しけり、聖此光を慕ひて我野の郷へ尋入麓にしばらく眠臥したり、爰に此山に住ところの鬼類隙を伺ひ火を放ければ、山野悉く火炎となり衣の裾に燃付ぬ、聖端座合掌して火坑變成池と念ぜじかば、忽ち天龍形アラハれ、法雨をそゝぎ猛火頓に消滅せり、寺を天龍寺と號する事爰に起る、聖奇異の思ひをなし頭をめぐらせば、天龍は十一面觀音と現じ、寶珠洞に入賜ふ、時に鬼類悔過自賞して聖の前に低頭し、我輩常に酒を嗜がゆへに惡念に住し、佛法王法の敵となり、今も既に聖者に怨せり、歎きてもなを餘ありとて、おのゝ故業をすて、正法に歸す、聖猛火の爲に腰膝を損ひければしばらくその處に住いまりぬ、今の下の安満寺是なり斯て峯に登るに果して彼御經あり、則ち石函に容て峯に納めたり、此故に經の峯と號し春秋を送りし事百八十歳、或時里民に告て曰、我今化緣盡ぬれば寂光土に歸るなり、然れども此山に跡を垂て永く佛法厚信の衆生を守らん、就中火災を除くべし、又腰下の病ひあらん者、我を祈らば則ち、その験を得せしめん、むかし鬼類の予に仇をせしも、酒の過によれり、故に此山堅く酒を禁ずべし、予信ずる輩酒を禁じて所求を祈らんには靈應空しからじと誓ひ、三條院御宇長和元年壬子三月十日に昇天す、道俗悲歎戀慕して則ちその處を鎮座と定め、社を建て子の權現とは崇めたりとぞ、されば人皇六十七代三條院の御宇長和元年より文化十三丙子年にいたりて八百八年の星霜を経たり、古き事にぞ、

一、子の權現の大鳥井前より、左の嶮道を下山する事拾貳町にして麓橋に出、此坂急にて杖をとどめて憩ふべき隙なく、小砂利さらさらとして難處といふべし、是より秩父大宮の宿へ六里とかや、先々いよゝさがしく山の峽、又は崖のみにて途尤狭く、山崎庄丸などいふ山間を過て登るあり下るあり箱根の八里岐曾の拾三峠といふも、此秩父の山越にくらぶれば平地の如し、その間憩ふべき家居なく所謂ちゝぶ峠四拾町誠の絶嶮といふべし、これを庄丸峠ともいふとかや、その間適々山をかたどりたる炭竈の小屋に息を繼、あるひは木樵の差懸にやすらひ澗水に咽をしめして上下す、若此路雨天なりせばいかばかり窮すべきに、快晴なりしは一助といふべし、しかれども重々たる連山の風色又澗川の音の堂々として潔き、あるひは草花の花の後咲なるも最めづらしく、鳥獸の聲はひとしほ優にして面白し、むかし誰よみけん、山彦のこたふる山のほとゝぎす、ひと聲なくを二聲とさく、と詠ぜしも眼前に谷間コバヤして見聞するの程の物一々皆天然なれば、草臥も忘るゝばかりなりし、されど予武城に産れて今年まで武藏にかゝる高山ありとはしらざりしに、貳拾壹郡の内山のみあるは秩父郡ぞや、高山に登らずんは何そ天の高さをしらん、深谷に下らずんば何ぞ地の厚をしらんと、唐土人のいひしも宜なる哉、此日予は庄丸峠を下りて戻り馬に打またがり大宮の驛へと急ぎけり、此途すがら山の甲斐峽路等路傍みな桑の樹ならずといふ事なし、まして大宮の近邊平地は勿論、山間ともに桑の樹のみにして、枝はびこり葉繁りて、馬上の通行に甚邪魔なり、實も途中の民家桑の葉をさざみて蠶を養育あり、又は絹

機を織あり、斯てちよ絹といえるは是なり、過し文化十一甲戌年二月予川越より松山箭弓、比企の岩殿邊遊歴の折柄、武州入間郡大井の驛にて同泊したる知己なれば、大宮宿仲町東角かどや磯五郎方へ止宿す、此日道法九里半兩度馬上に足を休めぬれば、四里半凡五里も歩行せしが、絶險の山路に行疲て草鞋に足を損ひ跟重く、腰膝だるく惣身柔弱にして元氣威力なし、漸に馬より抱下されて旅宿へ入ぬ、

第拾 秩父郡大宮町の都會

一、武州秩父郡大宮の驛は、秩父の中央にありて四方平坦なる事凡一里、北は熊谷北東は小川松山へ通行し、南は八王子及び甲州への街道にして、町筋は南北に横たわり、上町三丁仲町六丁下町三丁と分れその餘辻々の横丁裏町通家居建込て凡八百餘軒、太物店木綿店藥種屋小間物屋古着屋鐵物店をはじめ、あらゆる賣人爰に集ひ住て秩父郡第一の都會、毎月一六の日を市の定日として、遠近の者爰に集會し至て繁昌の土地たり、山間の懐にかゝる都會の市町あるべしとは思はれず、此邊は埼玉郡忍の城主阿部豊後守十萬石領分たり、今は幼稚にして鐵丸といえり、即ち下町の東側に陣屋あり、此處より熊谷へ拾貳里江戸へ貳拾貳里、川越へ拾四里小川へ十里、松山へ拾壹里三峯山へ三里ありといふ、甲州の往還なれば家作り人の風體左のみ江戸の端々に替らず、しかれども言語甚野卑にして聞苦しく

家根に五郎太石をならべ、己が家の前ごどに小便擔桶を二ツ、間口廣き者は三つ庇下にならべたるは又一風といふべし、

一、此家のあるじを呼て、此處の觀音巡拜の事を尋れば、大宮の東北遠からぬに拾餘ヶ寺ありて、逆に廻らば過半巡禮すべし、明日は案内の者差添申べし、残りは明後日順禮し、なを餘りたるは三峯山への往返に札打賜へと念頃に教えしかば、明晩も此家に止宿とさだめ、翌れば十二日案内の者に晝餉等取持せ、晩飯は鮎なりとヤマメなりと調置べし、歸宿して魚食の腹を養ひたしなど兼約して立出けるに、第十五番より打はじめその日十四番を打止として、都合拾五ヶ寺みな廻れり、されど堂のみありて僧坊なき寺あり、又は焼失して差掛なるあり、或は修驗持百姓なるあり、扱は小地にして汚穢由緒なき寺あり、既に第四番の高谷山金生寺の如きは、後山廣しといへども紀州高野山を摸して、その有様さりとては初心の拵方なれば、笑止のみにて我人の信心おこらず、依てかくの如きの寺三十四番の内拾八ヶ寺は爰に省て誌さず、拾六ヶ處のみ己が心に叶ひし故、見聞したる儘を書する事左の如し、

第拾壹 母巢山藏福寺第拾五番

一、秩父郡第拾五番母巢山藏福寺禪は、大宮町の北後三町にあり、寺は南面に僧房は左にあり、觀音堂は山の上に南面して、庫裏より石坂の上觀音堂まで、回廊の如く家根を葺て、風雨にも傘木履を用ず、參

拜せる事又一風也、本尊は十一面観音にして運慶の作とかや、此堂五間四面補陀林と認めし横三字の額は月舟の筆なり、表門の額に母巢山とあり、故に詠歌といふものに、みとり子のは、その森のぞうふくじ、とよめり、都て當寺に限らず無人の片鄙なれば、堂内塵埃にうづみ境内掃目の潔なく、多くは無檀地にしてその形相尤詫し、此寺を手初とし此日十六ヶ處巡禮しけり、その間近きは十町十五町、遠きは廿町壹里餘へだたるもあり、平地に住寺院は少なく、道筋多は山坂のみ、下に明するが如し、

拾貳 大宮元町妙見尊

一、同郡大宮の驛元町西側妙見尊は、花福寺の西貳町にあり、社内尤廣く御朱印五十七石とぞ、社壯麗にして内外欄間軒下等彫物ならずといふ事なく、鳥獸草花人物手を盡して細密たり、風雨に曝されて過半彩色元て最しほらし、傳えいふ此數多の彫物の内に、一ヶ處左甚五郎か作あり、能々こゝろを用ひて見賜へと案内のもの、教ゆるにぞ、あれや是やと見くらべしかど凡眼には見られ難かりし、此社太さ六間四面、鰐口といひ鐵燈籠二臺尤古物に見ゆ、武城は度々の火災あれば斯る古雅の宮社ある事なし、又社の左脇より後通石の脇まで三方には八十末社あり、石の玉垣の左には三間に五間の神樂殿あり、右の方には三間に六間の繪馬堂あり、本社より真正面の花表は東に向ひ、通用門は南にありて大宮町に向ひ、社内見わたす處凡二町四方もあるべし、鳥井の際に大木の樺あり三抱餘、かゝる事

古樹も又澤山にはあるべからず、此社と神樂殿との間より松山の中を過て、札所の第三番淨善寺神にいたる、その途中山坂ありて貳拾八町といへり、當社の神主は程近き脇町に住て越前と稱す、土人傳へいふ、當社は毎年の例祭には、武甲山の花王權現の方へ迎ひに越賜ひ、同道して當社へ歸り賜ひ、例祭を愛させ賜ふと巷談す、故ある事にや、

拾參 秩父郡武甲山の景望

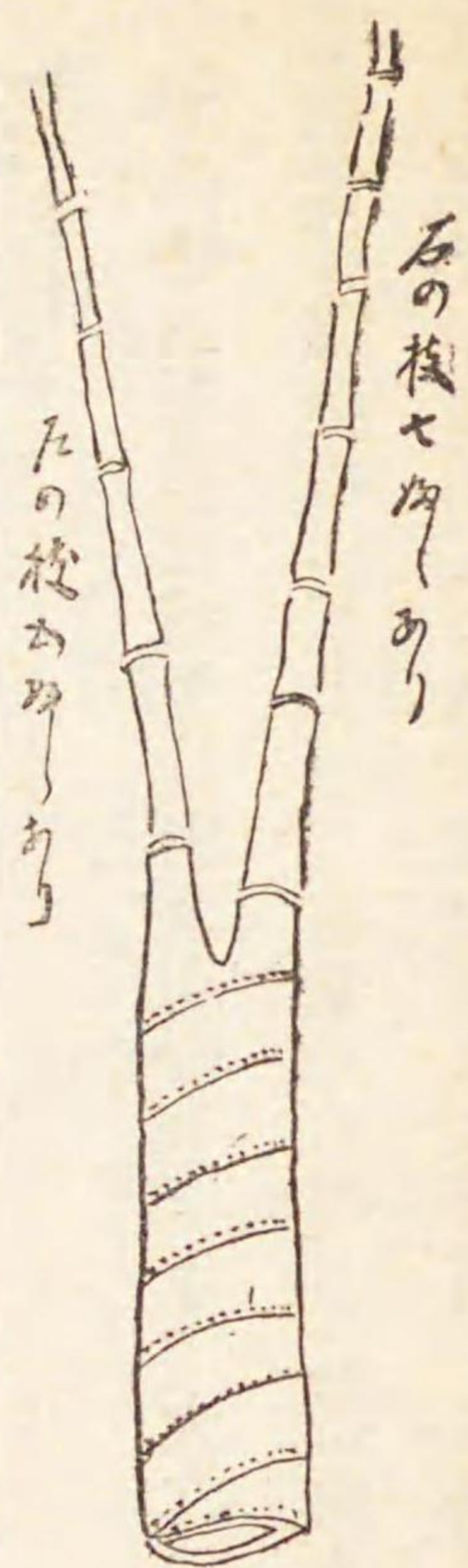
一、同郡武甲山といふは、大宮宿の東南にありて、麓まで貳拾餘町ありとかや、是武藏の國の内第一高山、此山につまぐ嶽なし、麓より頂上まで上る事貳里半、此あたり高山幾つとなく、双方に重々にあれど、それらの山に倍して拔群高く聳たるは、實も武州第一の高山なるべし、東武小石川水道橋より遙に西の方秩父の山々見ゆる中に、一際高きは武甲山としるべし、此山尖からずして極て高きは景山ともいはんが、嵐雪の叟の四神相應の地理を譽て、蒲團着て寝たるすがたやひがし山、といひしも宣なり、登り口幾筋もありて難あり易あり、曲れる直なる山路さまざま也、大宮の驛より見上れば白く溪の如くなるものは、伐木を押さるる路なるよりし、毎年四月八日より此山をひらき、その月中登山する人夥しく、例祭は十月廿八日より十一月三日まで、その間六日賑はしとぞ、是大宮宿妙見尊の奥の院なりといふ、當山に鎮座する神は藏王と熊野と二社なり、神職は麓に住て四月より頂上に移住

し來賓を待とそ、山形の風色又面白く、殊更夏木立の若葉にいとゞ美景を生じ、秩父郡を遊歴する間近く望遠く見る、その風光いはん方なし、されど武甲山の頂に雲生するよし、見れば須臾の間に雨となりて行客を患しむ、嗚呼山色の眺望絶景といへども、此地巡歴の間嶮しき上下の坂のみにて、耳順に近き老足には、物憂往還ぞかし、

拾四 大榎山眞福寺第貳番

一、同郡札處の第二番大榎山眞福寺は、岩本山淨善寺より貳拾四町を經、山坂を登りて東南の方山の半腹にあり、仁王門は北に向ひ僧房は南面せり、觀音堂は山の峯にして西に向ひ堂太さ四間、本尊は聖觀音にて行基菩薩の作たり、少し山を下りて右に羅漢堂あり、中央には釋迦佛の座像御長丈餘、此堂太さ凡九間四面二階屋の如くに作り、下にては釋尊を拜し左右には普文二大士あり、二階にては五百の阿羅漢を三方に安置す、太さおのゝ貳尺餘、此堂の造作尤巧妙なり、山號を大榎といへるも理ぞかし、されば當寺の寶物に古竹の二股なるあり、長さ三尺五六寸もやあなん、元の廻り凡四寸ばかり貳尺餘も上より股を生じて兩所となり、猶二股の下に節根元より二股の際までクルリくと廻りて有、稀有の名竹といふべし、此竹の生じたるは文曆元甲午三月のこと、なん、叶の名竹と號て百銅づゝにて見するよしなれば、四人申合せて件の竹を手に取り我人能見たり、由來はくだくしければ略

す圖の如し、



文曆元年は四條帝の御宇にして、文化十三丙子年にいたり五百八十三年に及ぶ、いかにも竹の手すれてあぶら染たる、大竹の奇品といふべし

拾五 補陀落山四萬部寺第壹番

一、同郡札處の第一番補陀落山四萬部寺天台は、眞福寺より東北の方貳拾四町にあり、境内南面にして本堂六間四面、本尊正觀音は行基の作なり、仁王門の上に四萬部寺と書し、横四字の額は松平越中守の筆たり、則ち幕府世臣白河城主左少將源定信書とあり、此外に見るものなく、頓て門前の食店に憩ひ畫餉等したため、角や磯五郎よりの案内の者を返し、是より先々しれ安き路なれば、申合せて四人遊歴巡禮しけり、當寺の門前は市中に似てあやしの旅店も見ゆ、當處の高きより下道の低き、荒澤を逆流する潤水の容體、土橋を人の行かふ風情、更に畫けるが如くにぞありける、

拾六 青苔山法長寺第七番

一、同郡札處の第七番青苔山法長寺 禪は、しまぶ寺より第四番高谷山金生寺へ壹里、第五番五歌の堂へ拾貳町、第七番へ拾五町、都合道法壹里貳拾七町にして爰にいたる、本尊拾壹面觀音行基の作也、此處をうしふしと呼、彼御詠歌といふものに、又後の世をさくもうしふし、といえるは是なり、觀世音と認めし横三字の額は、享保十四乙酉年佐左木文山の筆、青苔山と書し表門の横三字の額は、嘉慶六年辛酉程赤城の筆なり、此外に目に見留る物なし、此日以下八ヶ寺巡禮し侍れど、さしたる寺なく景地なし、殊に未の下刻より雨ふり出し途中迄、磯五郎は傘を持參し迎ひに出し程なれば、そこへ參詣して大宮宿角屋にこそは止宿しけり、何かな馳走にとて茶飯など振舞兼約せし、山目といへる魚の然も見事なる三年子とかやを焼て食するに、風味最怪く小骨能はなれせいこの如し、酒宴も濟臥床に入に、雨ますく強く夜中更に物音も聞へず、夜明にいたり漸に止けり、

拾七

無量山西向寺第拾六番

一、同郡拾六番の札處無量山西向寺 眞言は、大宮の驛より西北の方五町にあり、本堂南面にして本尊千手觀音は運慶の作とかや、本堂の右の方に折曲りて回廊の中に四國八拾八ヶ處の觀音を安置せり、されば田舎寺の無人なれば掃除さらに行届ず、一切壯嚴まへの塵埃にまびれたるは無念といふべし、夫神は敬するによつて威をまし、佛は貴むによつて信を増といへば、佛前堂中以下境内の隈々までつ

とまやかに掃除したきものにぞ、三拾四番の寺々無人にして多分みなかくの如し、是等の住僧大體本堂へ出張し机に直り、帳面を控へ參詣の人々を勸進せり、其容體武城近在大阿彌陀の寺院へ、平日の時參たるが如し、

拾八

實正山定林寺拾七番

一、同郡第拾七番の札處實正山定林寺 禪は、西向寺より東北の方七町にあり、本尊拾一面觀世音は運慶の作とかや、本堂纔に三間四面、庫裏僧房もなく堂のみ境内の中央にありて、四方欠はなれたる此堂百姓の某司役し、則ち觀音の後園數十歩に家造りし住て、納經は是より出せり、門さへなければ辻堂の如く甚詫し、されど鈎鐘は名たる物にして百觀音を鑄付及びその詠歌を鍛付たり、亘凡四尺ばかり巡禮の者に撞しむるによつて、我人立寄數聲を撞て試し見るに音聲律に叶ひて名鐘といふべし、彼御詠歌に、がねさゝあへず夢ぞさめける、とよみしも、此撞鐘の事をいふにや、

拾九

大畑村飛淵山龍石寺拾九番

一、同郡第拾九番の札所大畑村飛淵山龍石寺 禪は、定林寺より東北の方貳拾町にあり、門を入左の方數十歩に西向に觀音堂あり、太さ六間四面本尊千手觀音は弘法大師の作なり、尙寺院内の半より左の

方本堂の後にいたるまで、地輪より湧出せし一枚石あり、双方の廣さ數拾間、彼御詠歌といふものに、あめつちをうごかすほどのりうせき寺、といひしも宣也、又門の右に二段にして古樹の櫻あり、しだれなれば春の朝花の頃はさぞと思はる、又門の左に大木の榿あり、扱本堂は西向にして堂前より西南の深田を見晴し早苗の青々としたる風景又一品たり、なほ又境内の外後の方は山の如き大石あり、此頂に祐天の六字名號石をすへたり、

貳拾 あら川の逆流

一、同郡第二拾番岩の上へ北の方龍石寺より八町といえり、則ち畦路をゆく事三町ばかりにして、崖路壹町を下り荒川のわたしに至る、此方の河原廣くさまぐの大小の石は中に敷ならべたるが如し、赤き青き黒き黄なる形に、又數品ありて目移りして却て拾ひ取がたし、又北側の川縁は切石の屏風を立しが如き、數丈の絶壁より所々瀧の迸り落る、その風景こゝろにのみ思はれて言語に盡しがたし、然るに前夜の大雨によつて水勢凄涼く、白く濁り逆流矢を射かごとく、川側にしばしタズミ河中を見るに、目くるめき水音に紛れて互ひの言語聞えがたし、舟も何方へか繫置けん涉し守も居らねは、河原の石に腰膝を休めて猶豫内道者ダマラウチ一兩人同處に来るまゝ待とも果じと、六七人一同して大音上に呼はりしかば、川向へも通じけん遙高き崖際へ壹人出て、川を指さし手を振て越がたきとを教ゆれば、是非

なく貳拾餘町川筋の村々幾つとなく通過て、拾六番の札處西向寺の下かどよはるく戻りて、竹が鼻の舟わたしへさしかりぬ、

貳拾壹 竹が鼻の涉し場の眺望

一、同郡竹が鼻の渡口は、西向寺の西北拾壹町あり、崖路を下る事凡貳町餘にして舟場にいたる、此わたしの此方は新田又は葎原出洲等ありていよ／＼廣く、北側の川向は數丈の絶壁は切割し如く、天然の怪石欹ち、其澗間より落來る瀧は太きは曝せる布の如く、細きは更に白絲に似たり、なを遠く頭をめぐらせば、奇嶽高嶺の重々たる書くとも及びがたからん、東武の近在にかゝる天造の風景を見たる事なし、此方の葎原の中には撫子姫百合のしほらしく咲たる、又歸り花にや後れ咲にや、山吹の今を眞盛なる枝折人なければ、こゝろまゝに咲し風情面白して兎角の論なし、既に河原にいたり涉守の舎りを覗て、わたし吳よと頼ばこゝろ能領掌し、われ／＼が札處を懸て三峯山へ罷るよしを聞て、しはらく是へ休足し賜へと、己は外へ出てわれらを内に請じ入たり、いかにも壹間に貳間の假初の舎なれば、圍にして菫蕙敷たる處漸く貳枚、これ我家よりの出張と見ゆ、彼涉守の曰、三峯山へ參詣し賜ふ人ならば、權現へ神酒奉るのこゝろに振舞申へしとて、頓て徳利取出し壺茶碗にて、飲かゞなれどあの／＼飲賜ふへかすとすゝむるにぞ、こゝろに酒を嘲ながらいさゝか請て試るに、その味ひ美にし

て江戸の名酒の如し、此片鄙にかゝる美酒をいかゞして貯へしぞと問へば、彼者の曰、われ生質酒を好み、但し兪悪なるは飲ず、これは秩父壺番の酒なり、延慮なく何献も飲賜ふべし、我又船頭は家業ならねど、今日舟渡しの當番なれば、此舎に來る往來を渡せども、今日取分旅人少なし、終日の退屈を除ん爲に酒を用意し來れり、徳利の中もし盡なば本宅より取寄べしと、悋氣なく勸しは粒立し百性と見ゆ、同道せし人々は頗上戸なれば、忝なしと貳三献づゝ引請て樂めり、此禮に報ふべきものなれば携へし土瓶に、細流の澗水を汲て土間の竈に懸け焼火して、用意の茶一品を煎じ相共に啜して興に入ぬ、これ旅中の雅宴最面白し、左はいへ土瓶燻り旅行の先づ磨といへども、元の姿にならざるに付て思ひ出しては越方コシカタを咄す事にぞ、良時移るまで休息し、頓て舟に乗れば壹町餘川岸を漕上置、一棹さすとそのまゝ、眇く内に河中へ押流す、逆浪のすさまじく一つの大浪舟の艦へ打込よと見れば、左は無して須臾の間に北側の岸に漕よせけり、舟を操る手際又賞すべし、凡ちとぶ巡禮の間、荒川を三度わたる事なり、満水には勘辨すべき事にぞ、

貳拾貳

磐の上の風景貳拾番

一、同郡第貳拾番の札處磐の上は、大圃村龍石寺より八町にして爰にいたる、則ち荒川の北縁の臺にして、觀音堂は纔に四間本尊は正觀音聖德太子の御作とぞ、僧房庫裏なく觀音堂のみひとり石上に建

り、此堂を司役する者は紀州熊野の社人とかや、内田若挾といふ者惣髮に齒を染、堂中に跏坐し机に直り此尊像の縁記を讀て巡禮の人に結縁す、寺僧神司は中の惡きものなるに、何とて社人の道場を司役するぞといふに、往昔熊野權現は秩父の札所遊歴のはじめ、此地に結縁し賜ひ、近村の農氏の爲に厄除の印符を残し留賜ふ、後聖德太子四拾二歳の御時、甲斐の黒駒にめして此地に來り賜ひしに、熊野權現は太子にまみえて最濃かなる靈夢の御告ありしかば、太子一刀三禮して正觀音の像を刻みて堂内に安置なましめ賜ふ、今の本尊堂宇是なり、その後人皇七十二代承保三丙辰年白川帝の勅によつて、新に堂宇と奥の院とを建立なましめ賜ふ、然しより以來熊野の社人の司役する事佛意にかなふとなん、寺號もなうして唯貳拾番磐の上とのみ稱す、是は境内の廣さ平坦なる處貳拾四間四方もあらんか、みな一面の一石にして土といふもの更になし、往昔は面の岩にてやありけん彼詠歌に、苔蒔しきてもとまる岩の上、とよみしは是なり、星霜遙古て今は一面の石となりて、古今未曾有の地處たり、若同志の友にして路急ぬ旅なりせば寛然ユルヤと憩ひ煎茶もし日終遊ふべきに、こゝろ揃はねは先づを急き、風景を見残して早々に巡行せしは、今に残り多し、

一、奥の院といふ處は、同處の崖下にして荒川の汀に下る事數拾丈、その石階みな天然の石を鍛穿、急に三拾七段を下りて自然の平石の上にいるるに、此處東西の長さ拾七八間南北七八間、みな地輪より湧出せし石のその面平かに硯たるが如し、前に逆流の潔く後は屏風を立しに、等しき絶嶮の石は作

れるに似てならび敬ち、南を請て三方を閉塞し爰に一字を建て、皇太子四拾貳歳の御木像を安置し奥の院と稱す、是熊野權現の靈告によるのみかは、太子は觀音の垂跡なればなり、此池中く人工のなす處にあらず、元より風景絶妙なれば、秩父の壯觀にして不思議の勝地といはんかし、

貳拾參

松風山音樂寺の松貳拾參番

一、同郡貳拾壹番貳番の札所を過て、同じく貳拾三番松風山音樂寺禪は、磐の上より三拾八町にして爰にいたる、此路すがら登るあり下るありて、山坂のみ古今の險路くだしく遠し、途中更に憩ふべき家なく、此の末第貳拾六番下影森村まで三里の間、片鄙の貧村のみにて腰膝を休らふべき農家なし、堂宮の濡椽の外は巷陌の石のみなり、實に窮迫の逼地といふべし、夫此地に巡禮せんにはかならず皮籠を背負人の報謝を請て通行せば、日數を重ねて道いそがねば左せる難儀もなかるべし、我等が徒半は見物遊山の爲に此地を通行せしむ、一切不自由にして難儀ならずといふ事なし、再度遊歴する土地にはあらず、されば音樂寺は南面にして僧房は山の半腹にあり、觀音堂は石階五十七段を登りて頂上にあり、此堂六間四面本尊は正觀音にして弘法大師の作とぞ、此處南に向ひて高き事向ふの山と相對しその間凡壹里ばかり打はれて、山間の耕地村々中路には荒川の長流の横たはれる様、宛も道灌臺より千住草加の裏手を見るが如く眺望又一品なり、思ふに四時の風色雪月花のながめは足ぬべくぞ

覺ゆ、只恨むらくは片鄙にして巡禮の外雅客文人の遊行せざる事を、本堂の右に一株の雌松あり、地上を離るゝ事漸く五尺餘南北の長さ七間餘南東西の幅三間斗、棚を作り處々杖を突せて上は苜込たるが如く、その光澤實に常盤の色なるは又賞すべし、彼詠歌といふものに、しらべにかよふ峯の松風、とよみしは是なり、松風山音樂寺といふも故ある事にや、

貳拾四

岩井山御手判寺貳拾五番

一、同郡貳拾五番上影森村岩井山御手判寺禪は、音樂寺西南の方、五拾五町にあり、門を入れて左に出張たる稀代の怪石貳つあり、右に十五堂正面に觀音堂四間四面、本尊は正觀音にして行基の作とかや、圓通閣と認めし三字の横額は月舟の筆なり、僧房は壹貳町の外にありて棟柱山久昌寺といふとぞ、此觀音堂の左は數十丈の怪石にて立覆ひ、西の方は打晴て田あり圃あり、故に、朝日くもなくゆふひかじやく、と詠歌によめるは是なり、

一、此觀音堂を御手判寺といふ事は、むかし播磨の書寫山の性空上人は、冥土に赴き閻魔王より御手判を授與ありて、當寺に寫しとゞめ置れたり、御手判といふもの左の如し、



貳拾五

下影森村岩井堂貳拾六番

一、同郡第貳拾六番下影森村岩井堂禪は、御手判寺より東南の方貳拾九町にあり、その中路に荒川の早瀬をわたりて爰にいたる、下影もり村の大沼と小名によぶ處は、あやしの旅店五七軒ありて町の如し、爰より麓の石坂際まで爪先あがりに八町あり、石階を登ることその數貳百三段殊に急にして、湯島天神の男坂を長くして三つ合せたるごとし、東武の寺社にかゝる高さ石坂ある事なし、登り盡して仁王門に

至る、僧房は八町北脇にありて、蟠松山圓明寺禪といえり、されば表門を入れてより自然石を穿て、踏段としたる石階五拾八段を登りて、左に接待所あり釣月菴と號く、是より頂上迄數拾丈の怪岩絶壁の間を漸々して攀登る、その間その怪石奇樹ひとつとして目を驚さざるはなし、全く石山の土砂なき處に年古たる松の根をからみ、樹のすがた枝振の天然なる中々採造るにも争及ん、惣て奇々妙々人工の業にあらず、實に不思議の靈嶽賞するに堪たり、故にむかしより一に影森二に般若と評判して嘆譽する事にと、予去る申の年より今子年にいたりて五十年、武總の間春秋遊歴せしかどかゝる絶妙の高嶽に登りたる事なし、嗚呼武州の廣き事勝地名嶽の若干なる、人これをしらずして遠き他國を探しなぐさむ事やある、古跡勝景恐らくは自國にて足ぬべし、神祖の當國に都し賜ひし理なる哉、今度武藏の廣さを知り勝景靈嶽の多きをしる、豈他方の別邑を羨むべからず、既に西の方江戸より三峯まで三拾三里、東北の方は栗橋にいたり、西北は神流川を境とし、西南は戸塚の驛の臺にいたり、東は小岩田市川の大河を限る、何ぞ武州を狭しといはんや、殊に國々の大小名爰に群居し、もろくの名品産物以下、自國に出來て更に事闕ざるは當國に限るべし、是ひとへに神君の御遺徳によるものならし、されば岩井堂の本尊は正觀音にして惠心僧都の作とかや、此堂三間四面、後は自然の盤石を洞の如くに切明、此下へ堂を作れり、南表の舞臺の下は山間の底しれぬ谷にて、京清水の舞臺より高さ事數十丈、覗き見れば目くるめき足振えて欄干際へは寄添がたし、此堂の後の窟中に湛たるをむすぶ清水といふ、た

づね入むすふ清水のいわやだうこゝろの垢をすゝがぬはなし、とよめるは是なり、斯て難處の嶮道を攀上れば、西の方の頂上に熊野權現の宮あり、右の方には弘法大師の護摩檀石、同處の絶頂に愛宕大權現の宮、少し嶮道を下り北の鼻に佛國禪師の坐禪石あり、是は地輪より湧出せし數十丈の尖たる石の頂上平かなる事漸く方四五尺、此上に跌座合掌して座禪せしと見ゆ、中々足振をみるめき、柔弱小膽の者は登り難し、今此處に大日尊の濡佛をすえたり、同處東の絶頂の鼻に正觀音の濡佛をすえたり、座像の大き五六尺、同處の崖際に地藏尊を安んじ、同處の脇に天狗の飛石天狗嶽など、一々みな自然の怪石にして、目を驚かし魂を冷ざるはなし、若此處にて魔風に吹れなば踏處貞ならず、手懸りなければ何方へか吹落され微塵に碎け死せん恐るべし、此處澗を境ひて東南は武甲山北は切岸の如き、底しれぬ溪澗の水音幽に、ひゝ谷を隔ててむかふは嶮しき山々重々たり、殊に釣月菴より上は人影なく凄き事いふべからず、凡麓よりは拾五町も登るらめ、高き事武甲山の半腹と相對す、誰禁ぜずといへども頂上に憩ふものなく、たばこ吸人なし、各々懸念佛に上下す、左はいへ岩石に生ぜし松の岩頭に幡りたる、都て枝の屈曲又幹の天然怪岩奇石の峙ちたる風情、諸方の山々に相對して遙の村邑を遠望する風景、悉くみな言語に絶たり、此寺あさ辰の刻より參詣を許して、甲の刻より登山を禁止す、高嶽にして路嶮しき事爰を以て察すべし、此下影森村の村高三百石上りぞと、廣き事凡八百石にも過たりと里人の語りき、我輩申の中刻に漸下山し、同處大沼の南角かとよ大野屋善兵衛に宿し、銘々髪

結あり月代剃ありて、明日は三峯へ登山の設けとて、夜すがら蚊帳のなくて寝むられねば、按摩を雇ひ蚊を追せてさすらせしは、可笑て又面白し、

貳拾六

龍河山大淵寺貳拾七番

一、同郡第貳拾七番上影森村龍河山大淵寺禪は、大沼より南の方拾貳町にあり、僧房は門内の左の方にありて、觀音堂は山の上八町登りて左側山の半腹にあり、本尊正觀音にして弘法大師の作とぞ、是より頂上に登る事又三町、拾三の古跡勝景ある事左の如し、

- 一、秩父第一巴川の風景
 - 一、日ぐらし山の見はらし
- 一、山内の守護石
 - 一、天狗のとまり木
- 一、膝より石
 - 一、御相談場
- 一、性空上人法華經書寫の岩窟
 - 一、見導石
- 一、さいのかはら
 - 一、らがん石
- 一、來迎谷
 - 一、弘法大師雨乞山
- 一、不動の岩窟

右、いづれも一品つゞありて奇々妙々たり、されど貳拾六番の岩井堂の山にはおよぶべからず、右拾

三の古跡みな地輪より湧出せし自然の一石にして、土なきに松柏繁茂し、然も木振の絶妙なる筆紙には及びがたし、是等の山に限らず却て秩父郡の山々凄涼き盤石のみ多し、東武水道橋の邊より西にありたりてち、ぶ山の山の遙にところ／＼或白く、又は鼠色に見ゆるものみな石にして、雪ぞと思えるは僻目といふべし、

貳拾七

橋立寺穴禪定貳拾八番

一、同郡第貳拾八番上影森村石龍山橋立寺禪は、大淵寺より南の方拾三町にあり、境内の左に籠室ありて留守居観音堂を守護す、是は第拾四番大宮町西裏通り修験今宮坊の持なり、本尊は馬頭観音にして弘法大師の作とかや、本堂終に四間四面、此堂の後は屏風を立し如くの數丈の大石にて、その際に造懸て堂の家根半は石の下に隠れたり、扱竜室に憩えば堂守の穴禪定し賜へるやと問、いかにも先岩屋の内見たしといへば、軒につるせし板を拍て相圖をしめせば、壹人の小野良出來り案内者と都合五人おの／＼襷を懸、行衣を借着し頭を手拭にて能からげ、甲斐／＼しく出たら案内者を先に立て、境内を出今來し道へ半町も戻り、怪しき木戸を明蠟燭三挺に火を點し、件の穴より腰をかぐめぐり入、今時過て思へは我人の形のおかしき、恰橋本町より出る金毘羅行人の如し、斯て横穴より潜入て少し下の方へ下るよと思ふに、追々廣く上を仰ぎ見るに、二三丈も窟中暗夜の如くなれば、壹人置に蠟燭を持なを

奥深く入るに、足場細々登る處より廣く、平かなる處あり、尺角の太き木を渡して途とせし處あり、又は横穴あり或は階子にて登る處あり、穴中皆一體の石にして、凡その長さ貳町餘、清水頭上へ滴れ落その冷る事手足に覺ゆ、斯て案内者は蠟燭を長竿の先へたて、天井の石面を指圖するに、母の胎内といふ處ありて、臟腑^{アラホネ}筋骨など一々細密にして、鑿を以て作りたるが如し、或は頓圖^{ヒツプル}婁の乳といふものありて、自然の石乳房の如く貳つさがりて長さ尺餘、乳房の先へ清水滴り雫の如くなるを、紙に濕して持かへり乳出ざる女に、是を嘗さするに速に乳出るとなん、その外弘法大師の珠數の跡といふ物佛神の形の自然石、又は天の逆鋒石、或は牛馬の地獄と號する底しれぬ穴あり、却て岩窟の容體一々不思議にして、迎も人智のおよぶ處にあらず、天井低き處は六七尺、高き處は三四丈左右廣きは二三間、狭き處は漸く四五尺四方、更に土なく窟中皆石なり、江の島の岩屋の内は赤きへな土を横穴に掘てこしらへ、左右にあられぬ佛神をならべたり、橋立の窟中はしらず人作なるもの一つもなし、なを窟中に賽錢を詩事を禁ずこれ廢れるか故なり、されば我徒五人蠟燭に火を點しか、ぐり入れは、數千の幅幅一目にむらがり飛で目まぐらし、頓て観音堂の此方の穴へ通り抜て高みへ出たり、情足數に考れば彼是貳町半、窟中の廣さを察すべし、各案内料五拾穴を投して立出ぬ、又珍奇といふべし、

貳拾八

瑞龍山法雲寺參拾番

一、同郡第三拾番瑞龍山法雲寺禪は、橋立寺より西南の方貳里半にあり、此途すがら爲指山坂はなしといへども、ぐたくしき俗地の見はらす處なく、退屈を生じて路尤遠し、既にして法雲寺の入口に至る、往來より仁王門まで八町佛參して又爰へ戻り、左の峽路をゆく事半途餘にして贅川にいたる、されば法雲寺の門前兩側には、食店旅籠屋打まじりて七八軒も見ゆ、その容體下影森村の大沼に似たり、斯て仁王門を入ば僧房は右の方にありて、客殿の庭には築山泉水を設け花揚慮木杜若ハナウツキの眞盛なるも、後咲にて又めづらし。觀音堂は山の上において石階四五拾登りて東に向ひて建たり、本尊は如意輪觀音にして玄宗皇帝の作とかや、曾て觀音山を下りて左りの山へ三町攀登れば九の古跡あり、童ども出きたり岩窟へ案内せばやと勸むるにぞ、ちのく拾貳銅づゝを投じて先達とす、但し窟中の次第橋立には中々及ぶべからず、彼は天造の名窟たり、是は人工を用ひて作りしと見ゆされど鈎鐘石と號するもののみ天然にやと思はる、是はその形大振なる半鐘の如き、石の龍頭と覺しき處くびれて、細く天井より下りたるは、石を鈎たるが如く、珍稀といふべし、その外丸の稀品と號する物、みな同物の自然石たり、件の童子蠟燭に火を點じ指圖す、その數々のしな左のごとし、

- 一、岩窟 一、大日如來 一、觀世音
- 一、地藏菩薩 一、不動明王 一、座禪石
- 一、鈎鐘石 一、袖すり石 一、天狗寄合岩

斯て約束し詐アツラ置なれば、元來し門前の食店に懇ひ晝糲を認むるに主の曰、ちのく武城の御方に候へば御中食江戸風に用意し置たりと取はやす、夫はこゝろ配り一段の事なりと、みな一同に草鞋を脱座敷通れば、程なく黒き宗和の膳椀に盛ならべて運出せり、いかなる調味にか江戸風と斷はるぞと床しく、蓋を取除き食し見るに、風味の麁惡にして鹽甘く取合せの不都合なる事案に相違す、但し秩父郡の内以上五日の遊歴せしが、旅籠屋宿場ともにみなかくの如くにして、今に始ぬめづらしからぬ事ながら亭主の我輩を武城者と見て江戸風に料理せしぞと斷りしが可笑オカシけるに、爰に誌し置て片鄙の不氣轉なるを知しめ、食物の麁惡なるを察せしむ、巡禮の徒なれば精進は聞えたれど、鹽氣の甘さを江戸風といひしや、絶倒するに堪たり、

- 一、酢和 平大根、切干、紫薄きざみ、生せうがかけ皿に盛青さんせうちらし酢の氣なし
- 一、汁 高菜澤山に盛て味噌常の如しめぶう上細の目
- 一、平 自然薯 氷りごんにやく めうが竹 にんじん あらめ 右五いろ澤山盛てかんせうの葉
- 一、猪口 和らび酢をかけ 白ごまくらし
- 一、香物 たくあん 鹽おし大根 梅干付合せ

貳拾九

秩父贅川の往來

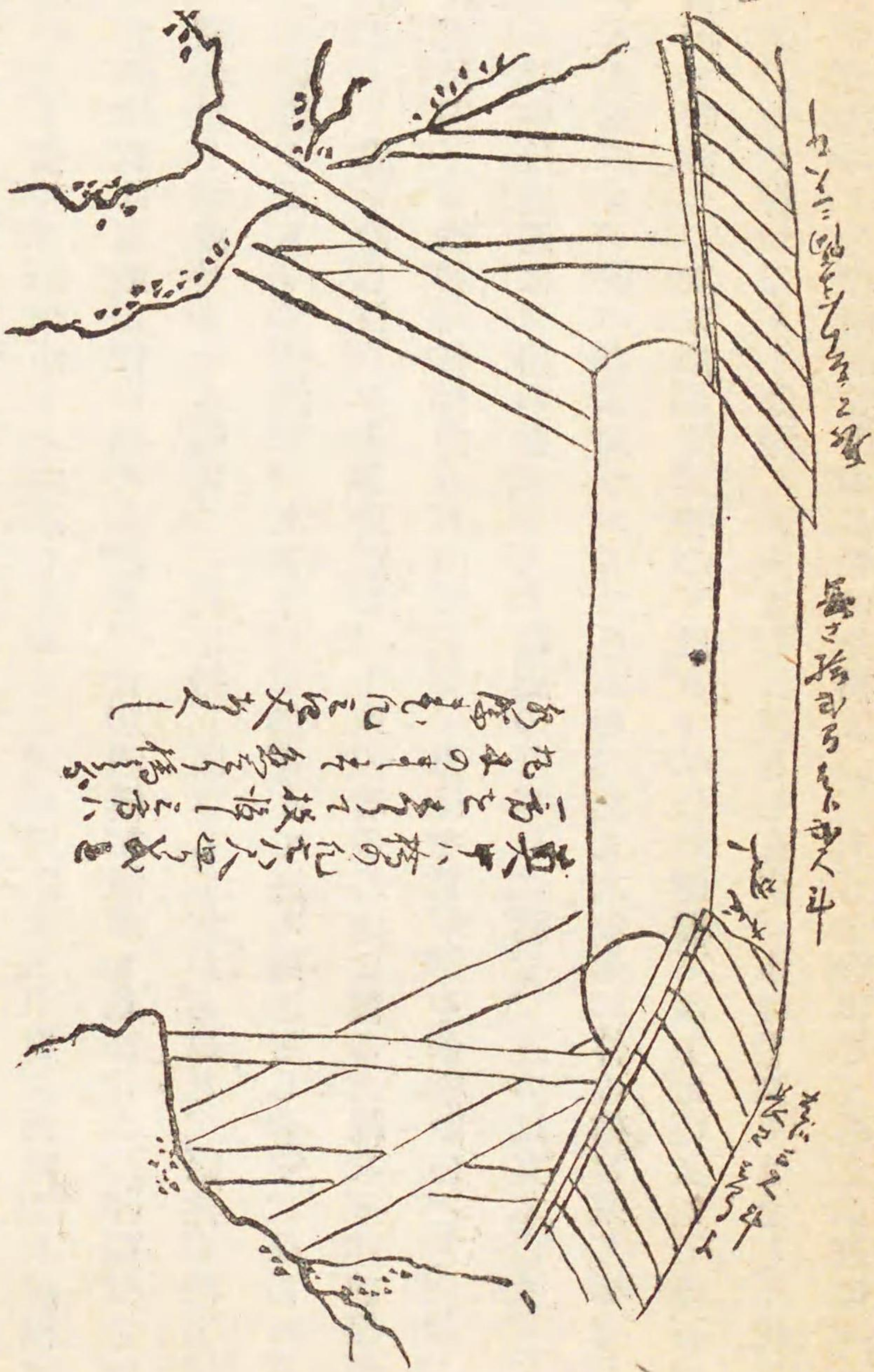
一、右の食店を立いで、峽路に添て、西北の方凡拾七八町にして贅川の下の渡し場にいたりたる、此地南側の渡口より北側の川縁を望ば、廣き河原を隔て、臺の上通りは家居建つゞき、川側の右手の汀には船を浮べて、逆流の水に車を仕懸て船中に、もろくの穀物をしろげる工風、江戸に見馴ず又一風といふべし、此渡し口は荒川の長流の上にして、水勢の逸さ水底見へなから青み返りて石多く、殊に一昨十一日夜の大雨より水増り一入逆流なれば、自分くには渡越がたく川越の男を頼みぬ、此壯夫ども肩車にてや渡すらんと思ふに左はなく我々を脊負て渡り越ぬ、頓て河原を右へ川に添て臺に登る、此處より北へ真直の道は三拾壹番の札處へ三里あり、左へまがりて贅川より三峯山へ三里ありとぞ、夫贅川の町は東西長さ凡貳町餘食店旅籠屋商人兩側に家居して宿場といふべし、是より先々窮巷の片鄙なれば當處にて食事するの外、大輪村の川側まで二里餘の間憩ふべき家なく、左は荒川の急流にそひ水音のカシマシ、九折の上下のみにて至極の嶮道なり、かさねて再び遊歴する土地にはあらず、されば三峯山は贅川より西南の方態々三里の餘深山に分入て參詣し、又贅川まで同じ山坂を戻りて外に廻る替路なし、若甲斐の國と或は大日向山の髡僧大師とへ行ものは、三峯より直に山越する也、取分大日向の山路は一入嶮しく、老人にはよしなしと傳る人もあれば、幸ひ山坂に倦勞れて行がたき、斯て三峯より下山して又贅川へ戻り東の町迺より左へ入て三拾壹番の札處鷺の岩屋く巡禮しけり、道路小川ありて幾度となく渡り越ぬ、四拾八瀬といへるも宜なり、

第參拾

見送の觀世音麓橋

一、同郡大輪村は、贅川より西南の方壹里貳拾五町といへど貳里にも遠かるべし、既に村の程ちかきに入町坂とて急なる下坂凡拾四五町もあるべし、入口の右側に見送の觀音とて辻堂ありければ、麓橋の危さを巡禮の人々怪我なかれかしと守護し見おくり賜ふ所以なり、則ち此處より麓橋まで凡五六町あり、扱大輪村の中程は家並兩側に建ならびて、食店酒樓旅籠屋も見ゆ、されば麓橋といふは荒川の逆流の上に、橋杭なく懸渡せし一本橋にて、長さ拾八間さして危からねど、幅狭く橋下は水際まで凡三四丈澗水大石に迫り玉ちりて逆流し、水音凄じく色青みて底の深さをしらず、江戸に更に見馴ぬ危き橋ゆへにちりく膽を冷し目くるめき足震て、土地の者の外速に渡る人稀なり、前後の橋幅漸く三尺真中幅纔に貳尺欄干も假初に打付たるものにして、力にならず、その橋圖のごとし、

右の圖のごとく真中拾貳間は、檜の丸木を人の踏處のみ平には稀り、三方は丸木のまゝにて前後の兩岸より太き丸太貳本づゝ、根の方三間づゝもひらかせ、此丸太の先に件の檜を乗て橋とし、その前後に圖の如き板橋を懸渡し、双方拾八間人智の工風賞すべし、此橋下は上にいふ如く盤石出張渦まき流るゝ急潭の水は、矢を射がごとく底深く青みてその程をしらず、水の音又すさまじく更に足元の外左右を顧る隙なく、足ふるえ行惱み登山するもの此橋にいたりて、俄にこゝろを正直にするも笑止から



ずや、是より次第／＼に登るばかりにて、麓橋より貳町にして一の大鳥居にいたる、誠の深山幽谷といふべし、

參拾壹

三峯山の登坂仁王門

一、一の大鳥居に三峯山といふ堅額を懸たり、是より絶頂の仁王門まで五十貳町、但し壹町／＼に石の傍示杭たて、行程をしらしむ、花表より内は路の幅貳間又は壹間餘あれど、小石多く登り坂岸木のみにて、中々急ぎては上りがたし、右手に濱河の水音喧しく、左右年古たる檜立ならび、打晴し處少なく日の目を見ず、但しこれらの檜弓手の方なるは、左の山々枝を折、又右手の方なるは右の谷間へ枝を折て、木末にいたるまで怪我に、一本も往來へ枝を打ざるは奇異といふべし、繁茂せし杉檜高さはおの／＼數丈、既に貳拾町を登りて瀧あり、幅貳尺ばかり高さ三間ほど二筋迸り落、目覺る心地せらる、爰に舍有て岩上に不動尊をすえたるは垢離場と見ゆ、此處谷間の數丈の檜杉繁茂し、日影を覆ひ寂々寥々としていと凄し、

一、貳拾七町目にいたりて、左の峽影かたどり賤か臥屋有りて、腰膝を養ひ汗を入咽を潤す、是まで人家なく更に憩ふ處なし、漸飴おこしの類煤臭き煎茶を啜して渴を愈せり、是より上ところ／＼憩ふ處壹軒づゝあり、かゝる深山の高みに五町過ては壹軒、八町はなれては壹軒の臥屋に住、且暮薪水の勞にくるしみ、飧食を喰ひ温袍を着て、生涯面白きを見聞せずして老にいたる者あり、同じ武藏の國に於てすらかくの如し、況や餘國に於ておや、然るに我等能土地に生れ、美食に飽妻子を養ふは冥加に叶ひし事ならずや、

一、五拾貳町を登り盡して仁王門にいたる、此處絶頂にして是より平地也、但し平かなる處方貳町に